

令和6年第1回取手市議会定例会会議録（第4号）（未校正）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 3月 5日午前10時 分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 3月 5日午後 時 分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	吉 田 文 彦		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

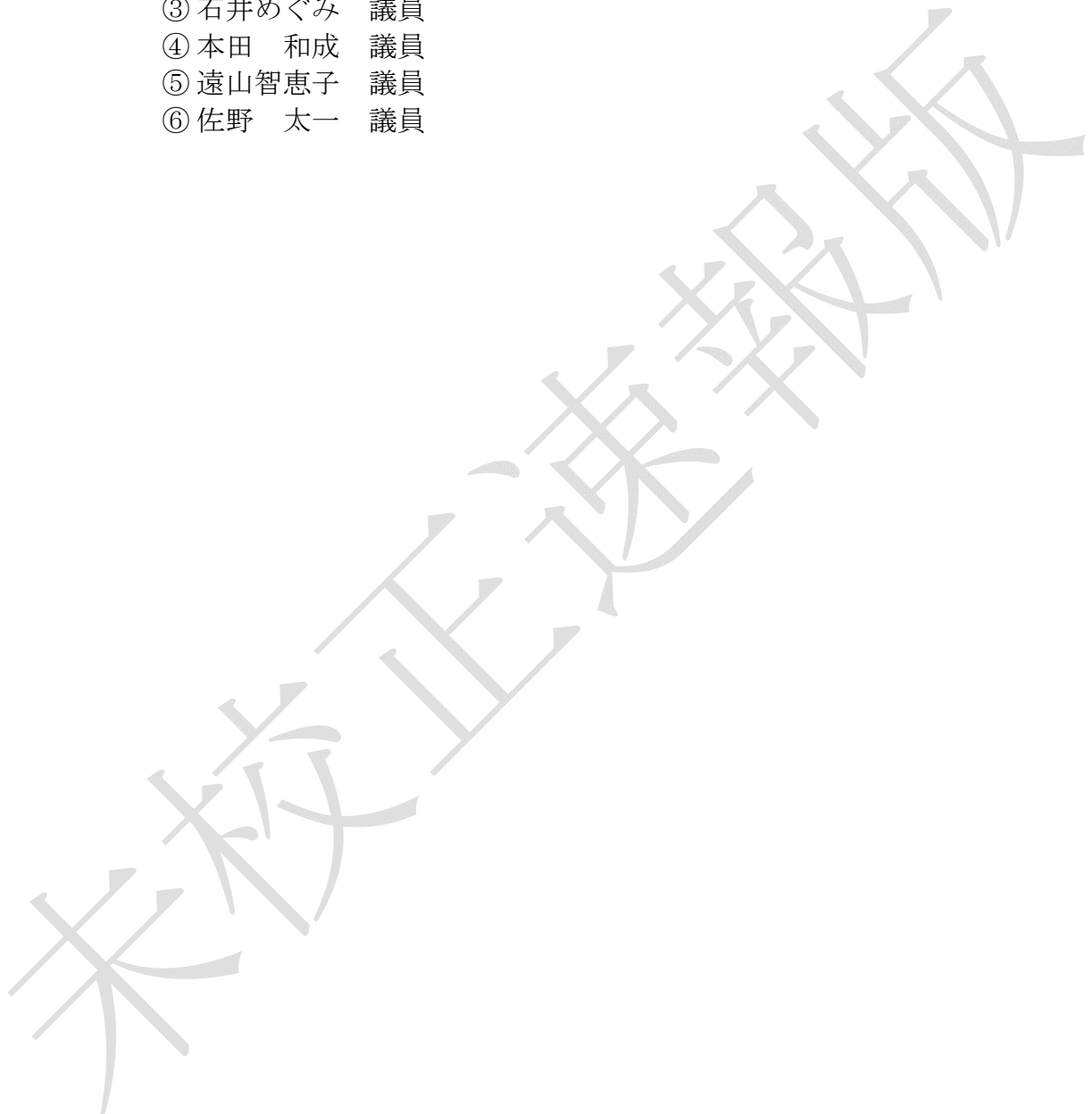
市	長	中	村	修								
教	育	長	伊	藤	哲							
総	務	部	長	鈴	木	文	江					
政	策	推	進	部	長	齋	藤	嘉	彦			
財	政	部	長	田	中	英	樹					
福	祉	部	長	彦	坂	哲						
健	康	増	進	部	長	渡	来	真	一			
ま	ち	づ	く	り	振	興	部	長	野	口	昇	
建	設	部	長	前	野	拓						
都	市	整	備	部	長	浅	野	和	生			
消	防	長	岡	田	直	紀						
総	務	部	次	長	斉	藤	理	昭				
会	計	管	理	者	石	塚	幸	夫				
高	齢	福	祉	課	長	秋	山	和	也			
保	健	セ	ン	タ	ー	長	助	川	直	美		
環	境	対	策	課	長	印	藤	智	徳			
都	市	計	画	課	長	大	久	保	益	雄		
建	築	指	導	課	長	田	中	健	士			
中	心	市	街	地	整	備	課	長	中	村	有	幸
区	画	整	理	課	長	稲	葉	克	彦			
高	齢	福	祉	課	副	参	事	井	橋	久	美	子
都	市	政	策	推	進	室	長	中	村	大	地	

令和6年第1回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年3月5日（月）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ①小堤 修 議員
- ②長塚 美雪 議員
- ③石井めぐみ 議員
- ④本田 和成 議員
- ⑤遠山智恵子 議員
- ⑥佐野 太一 議員



会議に付した事件

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ⑦ 小堤 修 議員
 - ⑧ 長塚 美雪 議員
 - ⑨ 石井めぐみ 議員
 - ⑩ 本田 和成 議員
 - ⑪ 遠山智恵子 議員
 - ⑫ 佐野 太一 議員

本報速報版

議事の経過

午前 10 時 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 23 名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

関川 翔君から、疾病のため、遅参届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに、市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しなすと宣告して、質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は、30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い、質問を許します。

まず、小堤 修君。〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。創和会、小堤修でございます。私も 3 期目となりました。議員の皆様、そして執行部の皆様とともに、取手市民のため、取手市の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。さて私は、事前通告順に質問させていただきたいと思っております。今回まず、ドッグラン施設の設置についてということですが、これは市民の複数の方からの要望がありましたので、一般質問に取り上げさせていただきました。議員の皆様、そして執行部の皆様の中でも、今、犬を飼っていらっしゃる方もいるかと思っております。手を挙げてくださいまで言いませんが、いるかと思っております。犬と人間の関わり方というのは、昔と今では結構さま変わりしてきたのかなというふうに思っております。ちょっと日本史の教科書を思い出していただきたいんですけど、徳川 5 代将軍綱吉、お犬様と言われていました。綱吉は生類憐みの令というのを出しまして、これ、犬だけではなくて動物、そして鳥、昆虫、人間も、乳飲み子から高齢の人までいろいろな人を愛護しましょうと。そういうことで、生類憐みの令というのがあったわけですが、そういうふうに、日本史の江戸時代の頃から人間と犬という関わり合いがあったということです。そしてまた、今は警察権とか救助犬、介護保険とか、いろいろな犬が活躍しています。テレビでは、皆さんちょっと思い出していただきたいんですけど、フランスの犬というのがありました。最後はネロとパトラッシュ、涙な

くしては見られないような最終回だったんですけれども、ベルギーのフランダース地方で飼われていた犬ということです。そういうふうに、いろいろな犬との関わり合いはありました。私も昔、6歳ぐらいから犬を飼い始めて、18歳ぐらいまでたしか生きてたと思うんですけれども、犬を飼った経験はあります。そしてこの議場の下でもポチタマ会とか、そういう——里親探しとかやっていると、そういうふうにいる、私たちと犬との関わり合いはあると思います。まず第1番目ですけれども、市民のペットとの関わり方ということで、番犬から家族へということですが、昔は放し飼いの犬がいたり、私も飼ってたときは庭があったので、番線に鎖をかけて自由に動けるような形をしていました。でも今は、犬はちゃんとリードでつながれてそれで散歩をする、そういうふうになってきて、そして外ではなくて家の中で飼うことが多くなってきたのかなというふうに、私は思っています。それでは、その辺のことを考えながら、行政としてはどういう見解をお持ちでしょうか、お聞きします。

〔12番 小堤 修君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） おはようございます。小堤議員の御質問に答弁いたします。今、小堤議員の御質問の、市民のペットとの関わり方についての御質問ですが、今、小堤議員がお話ししたように、かつて犬は防犯目的、猫がネズミを捕るという役目も担って、外で飼われている姿が多く見られましたが、犬や猫は徐々に愛玩動物として役割を果たすようになりました。さらには、高齢者世帯や独り暮らし、少子化の進行によって、ペットの役割も変化し、今では飼い主にとって家族同然の存在となっております。それに伴い、ペットを室内で飼育する割合が増加しており、一般社団法人ペットフード協会が行った令和5年全国犬猫飼育実態調査の結果においても、犬の飼育場所が室内のみと回答した人の割合が、令和3年度以降増加しております。一方で、ペットを室内で飼育するためには、適切な環境整備やしつけが必要です。また、飼い主はペットがその命を終えるまで飼育する、終生飼養の責任があります。自身が高齢となり飼えなくなったなど、飼い主の都合などで飼育困難となった相談が市に寄せられることがあります。市では飼育困難の予防策として、市動物愛護協議会を通じて、著名人を招いた講演会を実施するなど、様々な啓発活動を実施しているところです。引き続き、動物愛護及び適正飼育の確保を図り、市動物愛護協議会と協働して、人と動物が共生するまちづくりを行うことを推進するため、適切な情報提供や支援を行ってまいります。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしく本当に今、部長さんが言いましたように、ペットとして一生、ペットの命が終わるまで、終生飼養というんですか、をしていくということはそうなのかなと思います。そういう意味でもやっぱり、犬のファッションとか、犬のホテル、トリミング、そしてドックフード、いろいろ、こういうものが、またペット霊園ですか、そういうふうにもう家族としてという感じになってきている

と思います。それはやはり、私たちの生活にも余裕が出てきたということもあるのかもしれませんが、またもう一つは、少子高齢化、やはり高齢化して、子ども、孫と一緒に暮らせない人が、家族のようにペットを扱う、犬を扱う。そして少子化、子どもが1人で兄弟もいないというようなときの家族として一緒に生活をする。そういうことがあるのかと思います。そういうことから、このドッグラン施設というのは増加傾向にあると思います。ドッグランでリードのない屋外で思い切り遊ばせたい。そういうこともあるのかなと思います。ちょっと画像をお願いいたします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これは常磐高速の守谷のサービスエリアのドッグランです。上りと下り、両方にあります。これ上りのほうだったんですが、こういう感じで、やはり車で長時間犬も移動するとストレスがたまるようで、こういうふうにサービスエリアの中にもつくってあると。小型犬と中・大型犬に分けてというような形で、私行ったときはちょっと雨模様だったのでいませんでしたけれども、そういうものがあります。こちらは常総広域——常総運動公園、あそこにあるところで、ドッグランとプールもできるというところで、プールはちょっと写してありませんが、こんな感じで広々としたところでやっていると、そういうものもあります。あとまた、ここにはありませんけれども、内守谷にも民間のドッグラン、いろいろおしゃれな施設があるドッグランがあります。あと、笠間市ですか——笠間市では、廃校になった小学校を全部、校庭だけじゃなくて校舎にも泊まれるような、そういういろいろコミュニティーを図れるようなそういう学校をドッグランにした——コンタクトレンズ会社がなぜかそういうのをやってるんですけども、そういうところもあり、そして先ほどのように、飼い主が亡くなった後でもそれを面倒見てくれると、そういった施設があります。そのようなところで、この増加傾向にある理由について、市ではどう考えてますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） それでは、ただいまの御質問に答弁いたします。近年のペットの家族化、さらにコロナ禍でのおうち時間の増加・外出機会の減少から、ペットに癒やしを求め、ペットビジネスは拡大しております。ドッグラン施設の近隣市町村での整備状況といたしましては、先ほど議員から御案内のありました、市も構成自治体となっている常総地方広域市町村圏事務組合所管の常総公園——常総運動公園内には、ドッグラン・ドックプールが令和4年7月にオープンしており、龍ヶ崎市では市民健康の森ドッグランが令和元年に、利根町では町営ドッグランを令和4年4月にオープンしている状況を確認しております。引き続き、近隣施設の利用者数とか犬の飼育頭数の増減などにも注視しながら、ドッグラン施設の情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。先ほどの常総運動公園なんですけれども、あそこは取手とか守谷そして常総市で構成されている運動公園なので、取手の人も行っていいんですけれども、何か一般の市民の方から聴くと、守谷にあるのであれば守谷のものじゃないかみたいなどころがあって、そういうところももう少しみんなが使えるよ

ということを発信していただければいいのかなというふうに思います。それで次なんですけど、ドッグラン施設と取手市民の魅力発信ということです。緑豊かな取手市で青空のもと、犬と思いっきり遊びたい、戯れたいという市民のニーズというのは、これ、増加傾向にあるのかなというふうに思います。それが、やはりこの——何ていうんですか、まちづくりというところにもつながってくるのかと思います。まず第1に、ドッグラン施設の候補地というところを考えてみたいと思うんですけれども、やはり犬が駆け回るわけですから、広々としたところ。そして、犬も鳴き声がありますから、うるさくないところ、こういったところかなというふうに私は思います。ですので、先ほどの話があった廃校の校舎とか、あと耕作放棄地とか、そういったところが挙げられるのかなというふうに思いますけれども、市ではその辺の候補地についてはどういう考えがあるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） それではお答えします。市内にドッグランがあるということで、愛犬家にとっては飼育しやすく、人と動物が共生できる環境が整っているという印象を与えて、市の魅力発信にもつながるものと思っております。しかしながら、ドッグランを設置するに当たっては幾つか考慮しなければならない点があります。まず、議員もおっしゃいましたように、やはり広い土地というのが必要になってきますので、例えば、市内には公園とか緑地とかもありますけれども、それらの場所というのは既に多くの利用者が使っておりますので、スペースの問題、犬が苦手な方もいらっしゃいますので、まずはそういった他の利用者、近隣住民の迷惑とならないような配慮というのをしなければなりません。また、来場者用に駐車場ではトイレ、ごみ箱とか、そういった設備も必要になってきますので、そういったものの維持管理方法というのでも考慮する必要があります。一方で、ドッグランの利用者、そのものには、皆さんには、やっぱりルールとかマナーを守ってもらうことも求められます。皆さんが気持ちよく過ごせるように、周囲の環境に配慮していただいて——というところの中で、やはり愛犬家の協力も必要になってくるというふうに思っております。以上のことから、ドッグランの設置に関しては、様々な意見を伺いながら慎重に検討する必要があると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。やはり愛犬家の意見だけではなく、行政としてはそのほかのいろいろな面からのことを考えて——考慮して、そして施設をどうするかというふうに考えていかなければならない、そういうところは分かりました。では、仮に例えばドッグラン施設を造ったとします——造る——造ったとします。そのときに——取手市の財政決して潤沢ではありませんので、そういう財政厳しい中で、例えば施設の造り方——ドッグラン施設の造り方もいろいろあるかと思うんですが。この辺、費用対効果をどういうふうに考えて、例えばですけど、造るとしたらどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） それでは、お答えします。ドッグラン施設なんですけれども、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、来場者が多く見込めるドッグランというのを整備するとなると、やはり犬が走り回れる広大な土地の確保、犬が逃げ出さない

ように、出入口を二重にしたりとか、フェンスの高さもやはり1メートルから1.5メートルというような高さが必要になってございます。そのほか、利用者のトイレ、水飲み場の確保などが必要となってきますので、面積とか設備の規模というのでも考慮しながら、整備方法や手法なども検討していく必要があると考えております。ドッグランの設置で期待できる効果としては、ノーリードで思う存分遊べるため、ペットのストレス発散や運動不足の解消、利用者間でのつながりが出来て、交流が盛んになるといったコミュニティーの場としての機能、公共空間になりますので、やはりお互いに基本的マナーを守っていただくことで、飼い主のマナーの向上が期待できるのではと思っております。結局ドッグランを利用することで、飼い主のマナーが向上して、犬のストレス解消が図られれば、ふんの路上放置であったりとか、無駄声によるような苦情が減少して、人と動物の共生するまちづくりへの寄与するものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。犬を遊ばせるだけではなくて、近隣との共存みたいなところも考えていかなければならないと、そういうこともありますけれども、やはり犬飼い主、で、犬が心地よく走れる、遊べるというところも、これからの取手市にも必要なのかなというふうに思います。やはりこのドッグラン、最後ですけれども、ドッグラン施設の必要性というところをちょっと教——どういうふうに考えているか、教えていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。ドッグラン施設の必要性ということですが、先ほども課長のほうから答弁させていただきましたが、議員もおっしゃるように広々とした環境で犬を思い切り走らせることで、犬の健康が促進できることが期待できます。また、犬のストレス解消になるほか、飼い主同士のコミュニティーも広がると思えます。その一方で、ドッグラン施設につきましては、利用者が限定してしまう施設であることや犬の鳴き声など、そして利用者のマナーの違反が懸念されるなどの様々な課題もあります。このようなことを考えると、ドッグラン施設については地域住民の十分な理解と協力が必要になってくると考えております。ドッグラン施設の整備に関しましては、近隣で設置している——先ほど御紹介した自治体の整備状況や運営形態、また設置管理方法など、課題などを確認しまして、引き続き調査研究してまいりたいというふうには考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。調査研究というところになるんですよ。いきなりここで言って、はいそうですかというわけにはいかないと思うんですけれども、今回は、ある地域からの声でしたけれども、ほかの地域からも同様にドッグラン施設の要望があるらしいです。ぜひこの市民ニーズに応える形として、また、住み続けるほど好きになるまちづくりの一端として、取り組んでいただけたらと思えます。調査研究のほどどうぞよろしく願いいたします。以上で、この質問は終わります。

それでは、続きまして二つ目の質問に移ります。双葉水害、能登半島地震を踏まえた対

策についてということで。能登半島地震から2か月がたちました。その能登半島地震で犠牲になられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々の一日も早い復興を願うばかりでございます。まだまだ避難生活を強いられている方、そして生活が始まらない方、たくさんいらっしゃるということを報道でも聞いております。そして昨今、千葉県の東方沖でも地震が多発しておりまして、私たちも有感地震ということで感じているかと思いません。スロースリップという、プレートがめり込む、ゆっくり入っていくというような形の地震らしいですけど、まだ予断は許されないところかなというふうに思います。〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これは3月の茨城県のひばり、広報紙ひばり、これ引用をさせていただいてるんですが、これを開けますと、2ページ3ページがこういうふうに、地震から命を守るためにというふうに載ってます。これ2ページ目で、これが3ページ目でちょっと1ページずつなんて両方映せませんけれども、こういう形でいろいろ基本的なことですけれども、地震に対してどうしたらいいのか、持ち出し品の準備とか避難場所の確認とかあります。住まいの地震対策、あとは、町の中を歩いているときどういうところに注意したらいいのかと、こういったところが書かれています。増すそういうところでして、私は今回のこの質問は、災害の発生前と発生中と発生後と、そういうふうに3つに分けて質問させていただきたいと思います。災害の発生前というところで、平日頃から、私たちは自助・共助というところで、自分の命は自分で守らなければならないということと、あと共助——コミュニティーを持ちながら互いに支え合う、助け合うという、こういうことが必要なかと思えます。震災ならば、自助では先ほどもあったように非常持ち出し袋の準備とか、水災ならばマイタイムラインを作成しておくとか、そういったことがあります。共助は何かといいますと、やはりここで思い浮かぶのは自主防災組織、これだと思います。この（1）で自主防災組織の活性化ということですが、取手市内には、現在90の自主防災組織が結成されているそうです。しかし、残念ながら未結成の地域もあるということで、とりで未来創造2024の中でも未結成のところを解消していこうということをやっています。どのように、では、この自主防災組織というのを活性化させていくか、これが課題だと思います。ではまず初めにお聞きしたいのですけれども、未結成地域は現在幾つあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） おはようございます。それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。今、自主防災組織について、未結成地区は幾つあるのかという御質問でした。未結成地区の現状としましては、字単位で68地区中15地区が未結成となっております。共助の要である自主防災組織未結成地区のできるだけ早い解消に向け、市としましても、様々な支援活動を展開しているところです。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。90は出来ていて、未結成が15あるということですが、この15を解消していくために、具体的に何か動きというのはあ

るんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。解消に向けての取組を御紹介させていただきたいと思えます。出前講座であったりホームページにより、災害時における自主防災会の重要性、そういったものの啓発に加えまして、実は昨年12月17日でございますけれども、常総市防災士連絡協議会理事の菅先生をお招きしまして、地域コミュニティーが命を救う、共助、自主防災活動で激甚化する災害に備えるというテーマを——テーマに、自主防災組織結成の重要性について講演をしていただきました。講演会後は、現在のところ未結成地区の解消にはまだ至ってはいません。しかし、アンケートでは、防災意識の向上につながったなどの前向きな意見が寄せられておりまして、今後自主防災会の結成につながっていければなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。引き続き結成のために努力していただきたいと思えます。結成されているところ、もう90という多くあるわけですがけれども、中にはあまりこの自主防災訓練をしていないような、ちょっと形骸とまでは言わなくても、活動が活発でないようなところというのがあるのかと思えますけれども、それでは（2）番の質問なんですが、地域住民を巻き込んだ訓練というのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。これまでもお示しをしてきたとおりでございますけれども、まず昨年の双葉の地区、浸水被害を受けまして、同地区における避難情報発令基準の見直しを行いました。見直し内容を双葉住民に周知、再確認していただくことを目的に、先月2月3日には、大雨による浸水被害を想定しました避難訓練を開催したところでもございます。当日は、双葉自主防災会、双葉自治会の協力を得て、同地区内の住民に重きを小学校へ避難する訓練を行っております。今回、避難先である小文間地区の自主防災——自主防災会から、避難者の受入れ訓練を行いたいというような申出がございまして、小文間地区内の五つの自主防災会の皆様にも参加を協力していただき、展開訓練を実施したところでもあります。このように避難元の地域のみではなく、避難先住民の避難先地域の住民も、訓練参加することにより、訓練を体験した地域住民の防災意識の啓発であったり、自主防災組織間の連携にもつながるものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。やはりその双葉地域の自主防災組織と小文間地域の自主防災組織が、マッチングではないですけれども、やりたいというところで一緒にやるというのは、大変効果的なことなのかなというふうに思います。あとは、私思うのに、例えばほかの行事と——に抱き合わせで訓練をやる、自主防災会。例えばその地域が自治会で草刈りがあるとか、集会所の整備があるとか、そういったときに人が集まっているわけですので、そこで一緒に自主防災訓練を行うというのも、一つの手だてかな

というふうに私は思います。そういう、その自主防災会が主催する訓練に、今の小文間みたいに、他の自主防災会が出席しているなど、そういうのの情報把握は市としてしてまますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。正確な把握というものはしておりませんが、近隣の防災訓練に招かれて出席している事例であったり、複数の自主防災組織、合同による訓練、出前講座の開催等は数件を確認しております。このような取組がさらに広がりますように、昨年度の自主防災組織連絡協議会におきましても、自主防災会長と横のつながりを構築していく——構築していただくためのアンケートを実施してございます。今後、個人情報関係を整理した上で、御了解いただいた自主防災会長名簿を作成していければというふうに考えてます。そのほか市民協働課で、市のホームページにて、自治会等が行う地域の行事やイベントを周知され——周知するためのページを掲載しております。このページ——検討しているところ——失礼しました。自治会等が行う地域の行事やイベントを周知するためのページ掲載を検討しているとのことでございます。ページの運用方針が決まりましたら、当課におきまして収集した地域の防災訓練等の情報なども、このページで周知することについて、市民協働課と協議していければなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうふうに市民協働課の行事等にコラボしていければいいのかなというふうに、私も思います。では、発生前の対応というところではこれで終わりにして、次に発生中の対応ということで、お伺いしたいと思います。まず、（1）情報の共有化ということですがけれども、市民への市からの市民への情報や情報の共有とか伝達というのは、いろんなところで再三されているということは確認しております。今回は、この防災機関としての市と警察・消防との一元的な情報の共有、これが大事かと思うんですね。情報が錯綜してはいけないので、一元的に流れなくてはいけない。これについて、昨年の上葉の水害の教訓などを踏まえた今後の対応について、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。大規模な災害が発生してしまった場合には、警察であったり消防、また茨城県をはじめとする行政機関、さらにはライフライン関係や交通機関関係、また場合によっては自衛隊との連携が必要となります。そのため、例えば消防本部は災害対策本部に割り当てられておきまして、災害規模によっては警察・自衛隊も本部会議にも出席をいただいております。令和元年の台風19号の際にも、自衛隊の方が本部会議に出席していただいたというような経緯もございます。そういった本部に集約された災害情報をそれぞれ所管する関係機関に共有を図ることが、地域防の計画にも明記されております。特に、災害発生中の消防本部との情報の共有化は、人命に関わる重要な情報であることが見込まれます。昨年11月29日の議員全員協議会においても御説明させていただきましたが、上葉水害に対する検証の中で、

有識者であります東京大学の吉村先生からも、消防と災害対策本部との連絡体制の強化・情報共有が必要不可欠であるとの御意見をちょうだいしておりますので、今後の災害対応時には、消防であったり警察・自衛隊への情報共有のみでなく、情報の吸い上げにも注力することで、よりスムーズな災害対応に当たれるように、こちらも徹底してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。やはり、情報は伝達するだけではなくて、収集してそれを精査して、それで大事なものを伝達していくということが肝要なのかなというふうに思いますが、双葉の水害で何かそういう教訓みたいなのがあったらお聞きしたかったんですけど、どうですか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。昨年の双葉の水害で得た教訓という御質問ですが。やはり市が持っている情報をいち早く地域の方たちに伝達するという事は、本当に大事だなと痛感しました。やっぱり初動でどう動くかというのは非常に大きなことでして、その後の展開につながっていきます。そういった情報の——地域と災害対策本部との情報の共有化も重要な点だと思っておりますので、今後さらなるそういった情報の伝達の方法についても、しっかり検証していきたいなと思っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。やはりその市を中心——核として、それで応急処理本部からそういう防災機関——警察・消防・自衛隊そういったところに、うまく情報を流せるような体制を今後も取っていただければいいのかなというふうに思います。それではそれに基づきまして次、システムティックな災害対応訓練ということで、これについてですけれども。今の質問というのは、市の本部運営的な考えだったんですけれども、このシステムティックな災害対応訓練というのは、防災機関と住民参加型の実働の訓練ということで考えていきたいと思うんですけれども、この辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。特に大きな災害が発生してしまった場合に、直接的な人命救助活動などを行うことが多い消防や警察との訓練は非常に重要だというふうに考えてます。令和4年度には、国土交通省並びに関東地方1都6県と本市主催による利根川水系連合総合水防演習が開催されまして、水防訓練とともに水防団や消防・警察・自衛隊と救出救護訓練も実施したところでもあります。この訓練は、各県持ち回りによりまして開催が決定するもので、おおむね茨城——おおむね5年間隔で茨城県開催となった場合は、取手市で実施されるということが通例となっております。しかしながら、この5年という開催期間が——間隔が若干長くなっているかなというふうにも感じてますので、その期間を補完する訓練として、市内を幾つかの地区に分けての中規模的な防災訓練も有意義だというふうに考えてます。開催に当たりましては、関係機関との調整も必要となります。今後開催については、検討を重ねていきたいというふうに考

えてます。システマティックな災害対応としましては、複数の関係者であったり組織の協力というのが必要だと考えてます。最近、取手警察署のほうから、地区の訓練であったり出前講座などに、我々安全安心対策課で出席する場合、ぜひ警察署からも職員を派遣して——派遣したいというようなお声かけをいただくことがかなりあります。そういったところにも、取手警察署の署員が、そういった出前講座であったり訓練に積極的に参加をしていただいているという現状もあります。また自衛隊との連携というか、取組なんですけども、古河駐屯地、勝田駐屯地のほうに、これ毎年、我々の安全安心対策の職員が行きまして、自治体の防災担当者会議というのが毎年行われているんですけども、そちらにも、我々職員が積極的に参加をして、いろんな情報を共有して連携強化に努めているという状況がございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。事細かに説明、よく分かりました。やはり1都6県、これ5年に1度だと、やはりその5年前に参加した人がまた継続して参加できるということでもないでしょうし、意識的に薄れてきてしまうのかもしれないので、ぜひ、この辺は今次長が言いましたように、中規模、小規模でもいいので、そういう防災機関と住民とが一緒になって連携してできる訓練を1年に1回、もしくは2回ぐらい地域地域でやっていただければいいのかなと思いますし、警察もそういうふうに積極的に参加するというお声がけいただいているのであれば、やはり有効活用していただいて、結局は市民の生命・身体・財産を守るということにつながるわけですので、それは防災機関、市役所だけじゃなくて、住民の皆さんとともにやるということが大きな意義があるのかなというふうに感じる次第です。そういう意味では、まさに2月3日の訓練というのは非常に有効だったんじゃないのかなというふうに、私も感——その日ちょっと私、疾病で出られなかったので残念でしたけれども、そういうふうに思います。それでは次に3番目として、この発生後の対応ということで発生後もいろいろな課題はあると思うんですけども、まず最初に、この避難所運営委員会、避難所をどういうふうに運営していくかということ、これ地域防災計画の199ページから202ページあたりに載ってるんですけども、今まさにこの能登半島では、まだ1万数千人の方が避難所生活を強いられてるというふうにあるわけですけども、仮にこの取手で大災害があったとき、そういうふうに長期間避難所暮らしを強いられることになったときに、どういうふうにしていったらいいのか。最初はやはり行政のほうで主導して、それでやっていくんでしょうけれども、後の避難生活、いろんな人が集まっているわけですから、そういったところでどういうふうにやっていったらいいのかというところを教えてください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでお答えをさせていただきます。大規模災害の発生により、避難所の生活が長期化するような場合には、避難者同士で力を合わせ、それぞれの役割分担などを決定し、避難所での混乱を予防し、できる限り快適に生活できるように、避難所運営会——運営委員会を組織して避難所を運営していくということが重要でございます。本市におきましては、具体的に、避難所運営委員会でどのようなことを決定してい

くかなどをまとめました、避難場運営マニュアルというものを策定してございます。避難所には様々な場所から、その状況に応じて避難されるため、避難所運営委員会に事前に組織して——組織しておくことは不可能でございます。避難所開設時に御協力いただく自主防災会などには、避難所運営委員会や避難所運営マニュアルの存在を認知していただく必要があるかと認識をしております。しかし、ただ避難所運営マニュアルを手渡し説明するのみでは、委員会の必要性が理解しづらいというふうに思っています。そこで、平成19年に静岡県危機管理局が開発しました、避難所運営を模擬体験できる避難所運営カードゲーム、避難所運営ゲームといいます、通称、HUGということで、HUG（ハグ）といったものになります。そういったものがありまして、こちらのHUG（ハグ）については、皆様の中でも体験されたことがある議員の方もいらっしゃるかと思います。平成27年度にグリーンスポーツセンターにおきまして、NPO法人茨城防災士ネットワークの御協力を得ながら、自主防災組織や議員の皆様にも御参加をいただき、こちらの図上訓練を開催した経緯がございます。また、コロナの影響によりまして休止しているようなんですけども、社会福祉協議会においてもボランティア養成講座のメニューに、防災ボランティア養成研修会というのがございまして、その中でHUG（ハグ）を使った研修を行っており——HUG（ハグ）を使った研修を行っているというふうに聞いております。この訓練は、避難者の年齢・性別・国籍や、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てて体育館に配置し、様々な出来事にどのように対応していくかを、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができるものとなっています。本市としましても、このHUG（ハグ）を開催してから大分期間空いてますので、近い時期にこのような図上訓練を取り入れた形のものを実施できればなというふうに検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。たしかに避難所運営マニュアルというのがあっても、それはやはり実際に動いてみないと分からないことですし、例えばその避難所に自治会長とか自主防災会長とかそういう人が避難してないと、なかなか率先してやっていくことができないと思いますので、是非このHUG（ハグ）ですか——避難所運営ゲームのH、U、Gを取ってHUG（ハグ）、これを使いながら模擬的にやっていただくというのが結構有効なのかなというふうに思いますので、ぜひしばらくやってないということですので、どこかの地域と一緒にやっていただければと思います。そういう形で避難所運営をしていく——先ほどのペットの話ではないですけど、ペットとともに避難する飼い主もいると思いますので、そういったいろいろな課題山積すると思いますので、うまく運営できるように、行政のリーダーシップの下、お願いしたいと思います。

では次に、災害ごみについて、お尋ねします。地域防災計画の263ページから266ページの上段に当たっては、この災害ごみについて書かれています。ここには映像は出しませんが、ちょっと切替えをお願いします。〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これは常総市の平成27年9月の鬼怒川決壊のとき、このときに出たごみの山ですね。後ろには常総市の——かつてふるさと創生1億円か何かで造ったか

と思われるお城があります。やはりこれ3年——4年——3年か4年前に私も総務文教委員会にいたときに、地域の災害ということで現場見させていただきまして、そのときに頂いた小冊子——100ページ以上ある小冊子だと思うんですけども、やはり災害が起きれば必ず災害ごみが出る——災害廃棄物が出ると。これは当たり前のことであって、水害であっても震災であってもそういうことだと思えます。通常の生活の何倍もの多くのごみをどういうふう処理していくのか、これというのは本当に非常に大変なことであって、この能登半島地震においても7年分の——どこの市だったか忘れましたが、7年分のごみが出て、それを片づけるのに他市にも応援を頼んだりして、2年はかかるということですか、そういうふうなことで、本当に市民生活には切実な問題だと思えます。そういうところで粉じんとか衛生面とか、いろいろな問題が発生してくると思うんですけども。そういう中でまず、災害があれば、必ずごみが発生するというので、今後の対策として、取手市はどのように考えているか教えてください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 小堤議員の御質問に答弁いたします。災害ごみについてです。災害が発生する——発生する災害廃棄物は、生活環境の保全や、及び公衆衛生の予防の観点から適正に円滑かつ迅速に処理しなければならない——なりません。そのため市では、取手市地域防災計画及び取手市災害廃棄物処理計画並びに関係機関との協定書に従って、災害廃棄物を処理していくこととなります。具体的には、仮置場に——仮置場を設置して、災害廃棄物の分別・管理を行いながら、常総環境センターへ運搬し処分します。また、常総環境センターで処分することができないものは、災害廃棄物処理に係る連携及び協定に関する——連携及び協力に関する協定書に基づき、一般社団法人茨城県産業資源循環協会へ収集運搬処分を委託します。実際に双葉地区の水害では、仮置場を迅速に設置することができましたが、災害ごみの分別方法や搬入方法等など、周知が徹底できず、多量のごみが搬入されたことにより、庁内誘導が不十分となり、分別の徹底が難しい状況でした。しかしながら、双葉自治会の方に、住民への周知連絡を協力していただき、また仮置場を運営する——運営に対する人的支援を関係団体、県内の自治体職員から受けられたことで、円滑な災害ごみを受け入れ処分することができました。今後の対策としては、さきの双葉地区での対応経験を生かしまして、災害廃棄物に係る関係主体と情報共有及び教育などを重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図っていきたいと考えております。〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。確かにそういう計画書、地域防災計画と取手市災害廃棄物処理計画、あと協定書、そういったものをつくっておいて、それに基づいて実際に活動するということが大事なのかなというふうに思います。本当に災害ごみ、処理というのは大変だと思います。今度の補正予算12号にも書いてありましたけれども、総務部長から話あったかと思うんですけども、時間外勤務手当、これが7月、8月に及ばないんで二百何十万かは減額しますということですけど、環境対策の担当の方た

ちは11月、12月まで一生懸命その後ごみ処理のことでやっていたということでそれらも含まれてますけど、大きな意味では減額ですということです。大変な御苦勞があったと思います。ありがとうございました。災害発生時のごみ置場の確保対応ということはどういうふうに考えているのか、この双葉地域は、取手の中的双葉地域だけだったんですけども、例えば震災とかで、市全体とか、市だけじゃなくて、補金にもなるかもしれませんけれども、そういうところの大きな災害が発生したときの、ごみの対応というのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） それでは、お答えいたします。大規模な災害が発生して膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、議員おっしゃるように仮置場というのは1か所で不足することも想定されますので、まずは被害状況を確認して、実情に合わせた仮置場を市内数か所に分散して設置すると、そういった対応方法を検討したいと思っております。その際、分散して仮置場を設置する場合には、運搬車両であったり皆様の搬入ルートの必要な道路幅であったりとか分別管理が可能な面積——やはりある程度一定の広さがないと中での分別とか管理もできなくなりますので、そういったのが確保できる候補地とかその都度選定するような形で、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理に努めたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） やはりそういう仮置場も幾つかに分散してつくらなければいけないでしょうし、そういう多量の災害廃棄物が出た場合には、市内では到底賄い切れないと思いますので、これはほかの広域的なところでもお願いしたいし、それ以上に県外の搬出とかそういうのも、やはり能登半島の——こうですかとかでも考えているという話ですので、やはりそういう大きな見地からのごみ処理というものを考えていただいて、やはり一刻も早く復旧・復興するようにしていただきたいと思います。ありがとうございました。以上です。

では次に4番目、問題意識と危機管理ということで、質問——最後に質問させていただきたいと思います。やはり問題意識・危機管理、これは大事なことなのかな、転ばぬ先のつえというんですか、そういうところで、備えあれば憂いなしだというふうに思います。これって私たちの生活全般にいえることだと思います。行政——取手市としても行政の仕事の中でもこれは言えることかなというふうに思います。しかし防災に限った場合に、これはやはりもっともっと大事なところなのかなと。先日、落合議員がクライシスマネジメントとリスクマネジメント、こういうお話をしてくれたと思うんですけども、そういったところで問題意識と危機管理については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。現在の安全安心対策が防災の部門を担当しておりますが、この安全安心対策課の職員を中心として、市民の安全安心を守るべく、高い問題意識と危機管理意識を持ちながら日々業務を行っております。また冒頭で小堤議員お話ししてくださったように、このたび能登半島の地震に際しまして被災地へこれまで7人

の職員を派遣しております。派遣から帰ってくる都度、市長への報告会を開催させていただいており、その中で被災地の状況であったり、自分がどのような業務を担っていたか。帰ってきて万が一、取手市で同じような災害が発生した場合どう生かせるか、そういったことを中心に報告会を開催しました。それぞれ、派遣された職員本当に強い問題意識を持って課題を持って帰ってきてくれました。本当に頼もしく感じた次第です。そういったこともこれから、これからの対応に生かせてくると思いますので、より一層そういった危機管理意識を高めながら、これからも組織としては市長の強いリーダーシップのもと、引き続き市民生活の日常を取り戻すために、全力で復旧復興に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。その担当に派遣された7名ですか——の方の報告、これぜひ議会でも、報告会聞いてみたいと思いますけど、ぜひよろしく開催のほどお願いしたいと思います。やはり、実際に行って体験してきた話というのは説得力もありますし説明力もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと、私は思います。私は。そういうわけで、先ほども言いましたけど、やっぱりこの危機管理というのは大切なのかなというところで、落合議員も昨日、危機管理監と危機管理室の設置ということをやったってました。私は、落合議員とちょっと違うんですけども、防災の今、部門の、安全安心対策課にあるところ、防災と防犯とを分けて組織をつくっていったらどういいのかなと。防犯というのはどちらかというところ、市民生活の中の一つであって防災とはちょっと違う感じで、そしてこの異常気象とは言わないもう毎年こういう豪雨、台風の強大な、そういったものが増えてくると思いますので、やはり防災に特化した部の設置があるといいのかなというふうに思います。令和4年の第4回定例会で私、やはり組織の改編というところの一般質問でその辺のところを言うておりました、近隣の自治体の状況はどういうふうなのかな、防災に関する組織は、というところ、皆さんにもお示ししたと思います。常総市は、市長公室の中に危機——防災危機管理課というのがあります。龍ヶ崎市は危機管理課というのがある、そこの、市長直轄で、それで危機管理政策グループ。つくば市は市長公室に危機管理課、土浦市は総務部に防災危機管理課。柏市が危機管理部に令和4年に新設されましたけど、危機管理課。で、松戸市はやはり総務部に危機管理課と、そういうふうにあります。今出しました市は人口とかも多いので、職員の数も多いというところもあるのかもしれませんが、そういったところを考慮しながら、少し、これからの組織、来年度——来年度じゃない、来年度、その先のところで考えていただければありがたいのかなと思います。以上です。これで私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

続いて、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 皆様、こんにちは。創和会、長塚美雪です。1期目となります。

市政をより身近に、何より関心を持っていただけるよう尽力してまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。通告3項目のうち1項目目、本市の行政組織及び運営の効率化について。1つ目、デジタル推進の見解についての質問です。私たちが日々生活を営んでいく上で、当たり前の日常を送ることができるのは、教育・医療・福祉などの行政サービスがあるからこそです。先人が築いてきた地域の安心や豊かさ、次の世代にバトンタッチするため、地方自治体が果たす役割は極めて大きいものと考えられます。昨今では、デジタル化による市民サービスの向上・業務効率化・コスト削減等を実現し、迅速な対応や意思決定を可能にしています。本市においても、生成AI等様々なデジタル技術を積極的に取り入れているところかと思えます。目まぐるしいスピードで進んでいくデジタル化の動きがある一方で、アナログな文化・価値観の定着や、組織のITリテラシー不足といった課題もあるかと思われれます。また、高齢者のデジタルディバイド問題も今後大きな課題です。その点を踏まえて、デジタル推進の見解について、お伺いいたします。

〔1番 長塚美雪君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 長塚議員の御質問に答弁いたします。昨年4月から市政運営のかじ取りを担うことになって以降、市政発展に向けて魅力あるまちづくりを進めるため、各施策に日々全力で取り組んでいます。この取組において、行政組織及び運営改革に関する事項については、所信表明の際にもお示ししたとおり、市政運営で注力すべき6つの柱の1つとして掲げているところでございます。その中でも改革のエンジンとなるのは、行政組織運営におけるデジタル化への一層の推進であり、組織運営の効率化のみならず、市民にとってよりよい利便性が高く、安全安心で信頼される行政サービスの提供に——提供の実現に資するべく、旗振り役となり取り組んでおります。詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきたいと思えます。デジタル化の取組状況について、ご説明申し上げます。行政組織運営のデジタル化を推進するに当たりましては、情報化施策の指針として第5次取手市情報化計画を令和5年5月に策定し、各施策においてデジタル技術の積極的な利活用を進めております。計画の策定に当たりましては、総合計画で示された情報化施策に加えて、国や県のデジタル化指針、社会情勢や技術動向等を勘案し、現状と課題を踏まえた情報化推進の方向性を基に総合的に検討した結果を踏まえ、4の目標を設定しております。その中の一つに、デジタル技術を活用した効率的な行政運営の推進を掲げており、5か年における市の情報化の方針を定めているところでございます。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） デジタル推進を目指す本市の方針について、理解いたしました。ここでもう少し、デジタル推進について掘り下げてお尋ねします。デジタル化が必要だと思われる各担当課にヒアリングを行ったところ、国の方針待ち、統一方式待ちとの回答が多々ございました。切り替えをお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 私の調査では、この下の左の図、現状は自治体ごとに独自のデジタルシステムを導入すると、維持管理や精度管理、制度改正時の改修等の負担が大きくなるため、右の図になります、令和7年度に国が定める標準化共通化システムに合わせることで、二重投資を防ぎ、費用削減、迅速な復旧が見込めるようになる。そして本市は現在令和7年度の標準化に向けて、準備段階との認識であっておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。ただいま長塚議員から御質問いただいたとおりでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 中村市長の政策の中で、デジタル推進の中で日々変遷していく市民ニーズに先だった対応とあります。しかしながら、他行政では既に導入されている市民向けデジタルサービスが存在しており、一例を挙げますと、予防接種のデジタル予診票、保育所入所オンライン申請等ですが、近隣で行われているサービスが取手市民にはまだ届かない、これでは市民ニーズに先だった対応とはいいいかねるかと思えます。ただ、保育所入所オンライン手続については、令和6年度予算にも計上されており、近々スタートするものかと思えます。これも全て標準化システムを待ってのことかと思えますが、このようになっている経緯について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。今、長塚議員から御質問をいただいたとおり——御認識のとおりなんですけれども、取手市といたしましては、標準化に合わせて二重投資にならないような形で、その標準化の準備行為を今進めているところでございます。とはいえ、今の御質問にもありましたとおり、保育所の非常に複雑多岐にわたる書類をオンライン化、オンライン申請できるようにしたりとか、御議決、議決いただければ、それらが進めたりとか、二重投資にならないもので必要なものは費用対効果を見据えて、各課から上がってきたものを、当課としてはセキュリティー等の面からサポートさせていただいて進めているといったところでございます。一方で、そのデジタル化推進というところでは、新しいシステムを導入するというところに目が向きがちなんですけれども、今その標準化に向けた準備行為を進めつつ、取手市は高齢化率が高いので、デジタルディバイド対策という意味でスマホ教室だったりとか、出張形式の相談を今企画したりとか、よろず相談を行ったりとかしつつ、誰も取り残さないというようなところを進めていっているという段階でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今ご答弁にもあったとおり、誰一人残さずデジタル社会を目指す

本市の方針、理解いたしました。では、先ほどもおっしゃっていただいた令和7年度の標準化システムに準備中とのことなんですけど、令和7年度になったらどのような行政サービスがデジタル化になるのでしょうか。ここについては市民の皆様も気になることかと思っておりますので、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。まず標準化に関しましては、基幹系と言われる税とか、そういったものが、国のその——が——地方公共団体が統一化されていくというところになってきます。それ以外については、各課で、このシステムを入れたほうが市民生活、利便性が向上されるとかいったようなシステムの導入の意向が示されて、標準化に合わせるものだったりそうでないものだったりというものを、それぞれその都度、取捨選択していくというところで、今ここで標準化に移行されました、はい、ではこうなりますというのは、具体的にはちょっと申し上げられないところあります。とはいえ、今できることとして、県内初で藤代総合窓口課と市民課のところに、マイナンバーカードのオンライン申請のオンライン窓口を設置したりとか、そういったものを、できるところは標準化を待たずして進めているというのが現状にあります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） もうできるところは進めていただいて、標準化に備えたところは令和7年度から一部スタートするという認識いたしました。ただ令和7年度スタートするからには、ぜひどの自治体よりも迅速に市民の皆様へ提供できるよう、引き続き準備のほどよろしくお願ひします。また、今後も地方自治体と国とで時差が生じた際には、中村市長主導の下、デジタル推進室とともに、市民に寄り添った御判断をいただけるよう期待しております。最後になりますが、ちょうど先日の2月22日にデジタル行財政改革が開かれ、子育てや教育といった分野でのデジタル活用に向けたモデル自治体を公募するとありました。取手市として手を挙げられる予定はあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。今、長塚議員から御質問ありました件につきましては、私も承知しております。ですが詳細がまだ示されていないので、詳細が示されたときに、取手市にとって有益なものであれば、先導自治体として手を上げていくことをきちっと検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 岸田首相が、先導的プロジェクトに一番乗りで取り組む自治体を重点的に支援すると強調しています。詳細が出てないということなんですけれど、もし手を挙げられる際は、どの自治体よりも一番乗りで手を挙げる方向で御検討いただければと思います。情報管理課だったり、情報管理課推進室の皆様のインタビューされている記事も拝見しております。今回はモデル自治体については、大変チャンスだと思いますので、ぜひ御検討お願ひいたします。またこの件については次回質問させていただきたいと思っております。この質問は以上になります。

それでは2つ目の質問、人事採用と評価制度についてです。先ほどお話ししていたデジ

タル推進しかりですが、これも中村市長政策の中にある、これからの未来を見据えた新しい行政運営を行っていくには、今までの慣習にはとらわれない新しい視点、知識やスキルが必要になると考えられます。それだけでなく、少子化や成り手不足により自治体職員の数も将来大きく減少することが予想されます。行政サービスの維持には、少数精鋭の職場に変える必要もあると考えます。それらを踏まえると、即戦力になる人材が求められるのは必然です。そこでまず人事採用についてお伺いしたいのですが、知識、専門知識や豊富な経験を持つ人材の採用について、現在どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。DX等専門知識や経験を持った人材の確保についてという御質問です。取手市の採用——職員の採用におきましては、一般事務職の募集枠に加えまして、土木技師や建築技師、保健師、保育士などの専門職について、翌年度の組織編成上の課題や退職者数などを考慮し、必要な職種について募集枠を設け、競争試験を実施しております。先ほどの御質問で、デジタル推進の見解についてというところでご答弁申し上げましたとおり、デジタル社会を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、自治体におきましてもDXを積極的に推進していく必要があります、DXに関わる分野に精通した人材、実績のある人材の確保は、行政組織の活性化・効率化のための大きな原動力になると考えております。このような中、近年では全国的に公務員志望者が減少傾向にあり、民間だけではなく、自治体間における人材獲得の競争も熾烈化しております。専門的資格や知識を持った専門職枠での人材の確保に限らず、専門職——失礼しました、事務職の採用におきましても、社会人経験を持った即戦力の確保を積極的に進めていく必要があると考えております。また、組織における優秀な人材の確保という観点からしますと、新規での採用に頼るだけではなく、その分野について一定の素養のある職員を現場で育てていくことも、人事上の重要な課題と考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） そもそも先ほどお話しされたとおり、公務員の志望者が減少傾向とのことで、この点についてはまた後ほど質問させていただきます。人事採用についても1点。採用年齢に関してお伺いします。先ほど即戦力になる人材が確保必要だとは述べましたが、採用年齢も対応策の一つと考えます。現状、本市の採用年齢は30歳と認識しておりますが、知識やスキル、豊富な経験を持つ人材を考慮すると、参与年齢を引き上げることも考えられますが、そのご予定はないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。まず即戦力となる人材確保策としまして、各分野の専門職の採用募集枠を設けることが考えられます。しかしながら、先ほど総務部長からの答弁にもありましたとおり、近年では、申込み資格の対象年齢を引き上げるなどの取組にもかかわらず、専門職の採用試験の申込み者数が非常に少ない状況となっております。そこで、昨年度の2期試験からは、事務職の採用試験におきまして、一定の専門資格や、また経験を有する受験者の試験点数に加点を設けるなどの取組を図ることで、専門的な技術や、また経験に配慮した試験運用なども開始したところであります。

近年は専門職だけではなく、事務職においても採用試験の受験者数の減少傾向は顕著となっておりまして、採用内定後の辞退者も多くなっているというような状況です。また、募集要件を広げて、社会人経験の豊かな人材を採用対象に加えていくに当たり、給与等の待遇面においても、一般職としての範囲にとどまるため、人材を呼び込む上で特別待遇の条件を設定することはできないという状況となります。そういった中で、高度かつ専門的な知識経験を身につけ、また市政に貢献する人材の確保には様々な課題がございます。そういった中で長塚議員からの御質問の中にありました、受験資格における年齢要件の緩和、そういったものも含めて、今後、様々な取組の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 先ほど加点を設けるなどの取組ということで、実際それが採用につながっていると伺っております。引き続き、様々な観点での取組の御検討をお願いいたします。次に、評価制度についての質問になります。新しい行政の運営の中で、組織を底上げするには評価される仕組みもまた重要であると考えます。現在の評価制度はどのように運用されているのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。当市の人事評価の制度運用は、年度を単位としまして4月から3月までの12か月間を評価期間としております。評価の基準日は1月1日で、年度末までに変更を要する事実が生じた場合には、評価の変更を行っております。評価者は2名で、評価を受ける職員の所属長を一次評価者、その上司を2次評価者として、業務上もたらした成果、そして発揮した知識能力、そして取り組んだ姿勢の、この三つを評価要素として、事実や実績に基づく絶対評価、これにより、個別評価が行われております。評価結果は点数化されまして、5段階で順位づけされた相対評価として、翌年度4月1日の給料の昇給及び、6月、12月期の勤勉手当の支給率に反映されているものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今ご答弁いただいたのは、上司が部下を評価する——これが一般的だと思うんですが、360度評価と呼ばれる、部下が上司を評価する制度があります。総合評価を行うことにより、不公平感のなく透明性の高い評価制度を作成することが可能になります。360度評価は民間企業で導入が広がるほか、2019年度から内閣人事局が旗を振り、全ての中央省庁に拡大しています。県庁にも同様の動きが広まっていて、私の調べでは、2003年には高知県、今年度から鹿児島県、石川県も昨年10月に導入する方針を示しています。取手として——取手市としても導入するお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。今、長塚議員からもお話のありましたとおり、民間、また自治体においても、通常は評価される側である部下が上司の評価に加わる360度評価、この制度の導入が進みつつあるということは私どもも承知をしております。そういった中で、360度評価を実施するメリットとしまして、より高い客観

性と納得性が確保されること、そして上司が自身の改善点を自覚すること。また、部下にとっても評価する側に回ることで、職場との信頼関係が深まるということが期待されるというふうにいわれております。また一方で、課題としまして通常の人事評価に比べて人手や時間がかかり職員の負担が増すこと、そして主観的に——主観的な評価に偏ってしまう恐れがあること、そして部下からの評価を気にするあまり、部下に対する評価やまた指導が適切に行われなくなるといったことなどが懸念事項として挙げられております。人事評価の制度運用に当たりましては、公正公平、かつ納得性、透明性の高さとともに、部下の人材育成を効率的、そして効果的に実施することが求められております。導入に当たりましては多くの課題があるため、現状においては難しいというふうに考えておりますが、民間をはじめ、また先駆的に導入している自治体での事例や成果等を参考としながら、今後、制度研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 先ほどお話しした360度評価、この評価を組み合わせることで客観性が高まります。結果を人材育成に活用すれば、管理職の能力向上や職場のパフォーマンス改善にもつながると考えられます。導入の動きが広がっておりますので、茨城県庁に先駆けて、もしくは手を取り合って、導入について御検討いただければと思います。次に評価とともに、それが処遇に反映されることが組織を底上げする、やる気を醸成する一助になります。処遇の話になりますが、評価や成果次第では、年齢問わず手当部分で2倍3倍の差があってもいいと思います。ここにたくさん管理職の方いらっしゃいますが、管理職の手当も倍増してもいいと思います。全体の支給総額を増やすという中ではなくて、中でしっかりとメリハリをつける必要があると考えます。先ほど答弁された公務員志望者が減少傾向、そして近年は離職率が増加、さらに管理職になりたがらない人材が増えている。それは、業務量と処遇とが釣り合わないからなのではないでしょうか。勤続年数に重きを置く今の年功序列制度だけでなく、一部能力主義に移行する、それにより人材流出防止、意欲の高い勤務希望者の増加、町内のやる気の醸成につながるものと考えられます。これは本市に限らずどの自治体も変わっていかねばならない部分だと思っております。この点についてのお考えをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。さきの御質問のほうでも答弁をさせていただきましたとおり、評価者による人事評価の結果は点数化されまして、昇給及び勤勉手当の処遇に反映されることとなります。そうした中で、処遇への反映に当たりましては、当市におきましては、S、A、B、C、Dの五つの段階の相対評価と言われますが、相対評価が行われまして、職種による分類はなく、また、特出すべき実績を残した場合であっても、その待遇は、処遇への反映は、最高評価であるS評価として定められた給料の昇給幅であったり、また勤勉手当の支給率の範囲にとどまるということになります。国のほうでは、既に6段階評価ということでされておまして、また他の地方自治体においても、評価段階を5段階以上に細かく分けている事例も見られております。こうした中、評価段階が多くなれば多くなるほど、職員間の処遇の幅が広がり、また、メリ張りのある

処遇範囲がなされることとなりますが、また一方では、段階の細分化によりまして、段階別の評価の差が小さくなるということから、それに見合う客観性を伴うものとして、次評価者の評価の精度の高さ、こちらのほうがより求められてまいります。こうした中で、地方公務員の人事評価制度は、地方公務員法の改正によりまして、平成28年度から、今、全国の自治体で運用されておりますが、取手市におきましても、将来的には、評価段階の見直しを視野に入れながら、その課題を整理し、またその準備を少しずつ進めていく必要があるものというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） なかなか難しいところかと思うんですが、ぜひいい方法を模索していただければと思います。人事評価制度にメスが入れば、組織の体質改善や行政サービス向上につながることも期待できます。なかなかどの自治体も事例がないのであれば、ぜひ本市が先陣を切って大胆な人事改革をお願いいたします。最後に、この質問項目の最後、目標設定の共有について。昨年4月から始まった中村市長による6つの柱、とりで未来創造プラン2024、内容は本当にわくわくする内容となっております。ただどれだけ素晴らしい目標や計画があっても、それらが一人歩きしてはなりません。職務を遂行する上で根幹となる重要な部分です。これらの目標を一人一人の職務の中でどのように落とし込み共有しているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 人事課副参事、山下 拓君。

○人事課副参事（山下 拓君） お答えさせていただきます。長塚議員の御指摘のとおり、市の政策方針や重点的な施策において、市として着実な成果を上げていくためには、組織体系に沿って各部各課の重点事業が設定され、かつそれを踏まえた形で職員個々の業務目標の設定がなされていることが重要であると考えております。もちろん、担当業務によりましては、重点事業に関わらない業務を受け持つ職員もおります。職員全員の目標設定において、組織としての重点目——重点事業が意識づけがされることによって、組織目標が共有化され、同じ目標に向かって業務を進めることにつながります。人事評価のシステムは、庁内イントラネットにより職員に共有されており、期初面接により、職務目標の共有が図られた後、システム入力の間中は少なくとも毎月1回、部下から上司への業務の進捗状況等の報告や相談、上司から部下への確認チェックや業務指示のやりとりの機会が設けられております。また、当市の人事評価制度は、人材育成に軸足を置いておりますので、評価後に期末面接を実施し、評価結果を開示することによって、評価に対する納得性や透明性を確保するとともに、部下の伸ばしどころや頑張りどころを指摘し共有することで、部下の能力開発と意識啓発につなげる機会としております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 全員が同じ方向を向いてこそ、生きてくる目標や総合計画でありますので、それらは結果的に大きな力になります。中村市長のおっしゃる新しい行政運営こそが、本市の未来をつくるかぎとなります。同じやり方を踏襲してても何も変わらないどころか衰退する一方です。節目の今こそ、常識を捨ててダイナミックに新しい視点を取り入れた新しい取手市を期待しております。これで質問は終わりにします。

では次の質問項目に移ります。税収等の財源確保に向けた取組。この質問に至った理由は、言わずもがな取手市が厳しい財政状況にあるからです。切替えをお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 昨日の鈴木議員の一般質問でもあった財政力指数なのですが、未来創造プランの資料がとても分かりやすかったので使わせていただきます。見てのとおり近隣自治体と比較して見事に下落しております。一方で一般会計予算は今年度も過去最高額となり、収入は下がっているのに支出が増え続けているという状況です。やはり歳入の確保が何よりの課題であることが分かります。このグラフを底落ちさせるには、定住化の促進、企業誘致と様々な観点がある中で、ふるさと納税に着目して質問いたします。本市の財源確保に向けた取組の一つに、ふるさと納税事業の拡充があります。部署でも重点事業として取り組まれており、令和5年度の目標が3月末時点で20億と設定されておりました。まず現時点までの達成状況についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） ふるさと納税の御質問でございますが、まずこの事業に御協力いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。それでは、ふるさと納税についてでございますけれども、平成20年の地方税法の改正によりましてスタートした制度でございます。納税者が任意の自治体へ寄附を行い、その寄附金が税制上控除されることを通して、実質的に納税先を選ぶことができるもので、生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい地域などへ寄附先の選択を通して、その使われ方、地域の在り方などを考えるきっかけとするという意義のもと、制度化されたものです。その後、地域の特産品を返礼品として送付する取組が一般的になり、その返礼品競争が過熱したことから、令和元年に総務省が経費率や地場産品の基準を定め、さらにその後、基準の改正を経て現在に至っております。その間、取手市におきましては、平成20年から寄附の受入れを開始し、平成27年から返礼品の送付、そして、平成28年から民間ポータルサイトを活用しております。またさらに令和3年度からは、財政課内にふるさと納税推進室を設置し、今年度からは市長のリーダーシップの下、寄附金収入20億円の達成を目標に掲げ、さらなる寄附受入れの推進に努めているところでございます。御質問の現在の達成状況ということでございますが、令和6年2月時点での寄附金収入は、現在集計中ではございますが、おおむね14億円程度となる見込みであります。これは2月時点の数値でございます。なお、今回の補正予算でも増額を計上しており、寄附金収入の予算額を16億円としておりますが、こちらにつきましては歳出のほうで委託料に不足が生じることがないように予算措置をしたものでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 約14億円ということで、令和4年の約10億8,000万円から3割増——約3割増とのことなのですが、ふるさと納税に関しては、中村市長もおっしゃっている、倍以上考——とのお考えに私も同感です。理由なんですけれども、2023年総務省

発表のふるさと納税に関する現況調査結果によると、令和4年度のふるさと納税の利用者は、日本全体で891万人、利用者可能数で除して算出すると、利用率は約14.9%になります。ちなみにニッセイ基礎研究所からふるさと納税をできるのに利用しなかった20代から60代の方を対象にしたアンケート結果がありまして、そのうちの約6割が、制度や方法がよく分からない、知らない、面倒との回答でした。そんな潜在的な層がまだまだ眠っている可能性のある市場だと思いますので、税収面でも伸び代はかなり期待できるものと思っております。取手市としての取組についてお伺いしようと思ったのですが、先日、金澤議員の一般質問の中で既に田中部長が答弁されておりましたので了解しております。では次に、推進の取組の中では、既存の事業者向けかと思うんですけど、新たな事業者の参加促進の取組についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） お答えいたします。ふるさと納税をさらに推進していくということに当たりましては、返礼品を御提供いただける事業者を増やしていくことが大変重要であるというふうに考えております。参加事業者の拡大・増加に向けた取組としましては、令和4年度から事業者の公募をしており、広報やホームページの告知はもちろん、ふるさと納税に向いていると思われる商品やサービスを取り扱っている市内事業者にはこちらから訪問し、ふるさと納税や参加の方法などについて説明をして呼びかけをするといった取組を進めているところです。私自身も昨年、複数の事業者を訪問しまして、直接皆様に御協力をお願いに行った経緯もございますし、また、市長自らも、トップセールスマンとして御尽力をいただいている状況でございます。今後も市長と、それから我々担当部署が一丸となって、多くの事業者に参加いただけるよう働きかけつつ、各事業者のサポートに努めることで、市としましては財源を確保しながら、また、事業者の皆様それぞれの業績の向上というものは、そういったものにも寄与していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、市長がトップセールスマンで、返礼品の拡充になっているということで、大変心強い御答弁ありがとうございます。そこで、事業者との——連携した事業者との接点はどのように継続しているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、海老原輝夫君。

○財政課長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。事業者の接点ということですが、これまで市としての取組といたしましては、商工会が運営する——しております、とりで本舗、こちらを經由して返礼品を提供していただいております事業者の皆様、それと現在サイトへの登録作業中の事業者の方を含めまして、38社もの事業者の方々から御協力をいただき、ふるさと納税事業を推進してまいりました。既に返礼品の御協力をいただいている事業者の皆様への接点という点では、今年度は、ポータルサイトに掲載する返礼品の写真をプロの方に撮影してもらって撮影会を実施したほかに、先日は、来年度以降の取組の説明に当たって、どのような返礼品が人気になりやすいのかですとか、高評価レビューや口コミなどがつきやすくなる返礼品のバリエーションの作り方といった、マーケティング

ング的な要素をお伝えする機会も設けさせていただきました。また、返礼品事業者の皆様との日常的な連絡、また、事務手続におきましても、書類の作成方法やパソコンなどの端末の操作にあたりましても、お困りのこと、お困りのことがあれば、きめ細やかに対応をさせていただいているというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 事業者との接点をお伺いした理由なのですが、自治体と事業者の連携こそが、取手のふるさと納税をさらに盛り上げるきっかけになると考えるからです。そこで、いろいろな説明会だったり撮影会などを実施されたとのことなのですが、事業者様向けにアンケートをすることで様々なニーズがさらに掘り起こされるかと思いますが、そういったアンケート活用などは実施されているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課副参事、谷池公治君。

○財政課副参事（谷池公治君） お答えさせていただきます。事業者向けのアンケート調査といたしましては、市が委託しているポータルサイトの事業者が、全国の自治体や及び返礼用品を提供している事業者に向けて、抽出型のアンケート調査などは行っております。取手市独自の返礼品提供事業者の皆様に対するニーズの把握という点につきましては、折に触れて、お困り事がないかなどの確認はさせていただくように心がけてはおりますが、現状アンケートとしては実施してはおりません。ただ、議員がおっしゃるように、返礼品提供事業者の皆様の実便性の向上に向けては、ニーズを把握することは大変重要であると考えておりますので、こういった項目をお聞きしていくかなども含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） アンケートであれば、忙しい事業者様も時間あるときに回答できますし、何より寄り添うという気持ちを伝える機会にもなりますので、検討いただき実施をお願いいたします。今年度は撮影会・説明会を開催されたとのことなのですが、来年度はどのようなイベントを予定されているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課副参事、谷池公治君。

○財政課副参事（谷池公治君） お答えさせていただきます。来年度、事業者向けの説明会などのイベントの開催をどのようにしていくかにつきましては、現時点で具体的な検討は行っておりません。ただ、事業者の皆様との継続的な接点としては大変よい機会になり得るものと考えております。一方で、先日、説明会を実施いたしました。その際は、御参加いただけなかった事業者というのものもある程度いらっしゃいました。そのため説明会、こういったニーズがあるのか、そもそも説明会をしてほしいのかどうか、そしてそういった内容であれば、またこういった日時設定ならば御参加いただけるのかなど、先ほど御提案いただいたアンケートなども活用しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ぜひ事業者のニーズが高い、有意義な機会を設けていただければと思います。今後、そういったアンケートやイベント等事業者との連携をより一層強化い

ただき、事業者と自治体がともに取手をPRするという共通の目的に向かって一緒に模索し、挑戦し、前例のない取組を期待しております。ありがとうございました。

それでは、次の質問です。次に公金の運用状況なんですが、鈴木議員の一般質問にて公金の運用状況をお伺いし、理解いたしました。今まで債券運用は検討されたことが——検討されたが運用はないとの答弁だったんですが、なぜ本市は今まで債券運用等を行われてこなかったのでしょうか、理由をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 会計管理者、石塚幸夫君。〔会計管理者 石塚幸夫君登壇〕

○会計管理者（石塚幸夫君） それでは、長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。今まで債券運用をしてこなかった理由との御質問でございます。平成30年度から会計管理課にて基金を一括管理し運用を開始して以降、債券運用につきましては、他自治体や団体等への視察により、情報収集を行った経緯はございますが、これまでは基金の流動性の確保を優先し、短期定期預金にて運用してきたことから、比較的、長期預け入れにより運用益が見込まれる債券での運用については行ってきませんでした。しかしながら、先日、鈴木議員の一般質問で答弁をさせていただきましたが、近年の低金利により、短期預け入れのみでは運用益が見込めなくなったため、令和4年度から長期預け入れを視野に、債券で安全かつ確実な国債による運用も検討しましたが、国債と比べて有利な定期預金にて運用したことにより、現在も債券による運用は行っていない状況でございます。以上です。

〔会計管理者 石塚幸夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 近年の低金利により、令和4年から長期の預け入れを行ったということで、リーマンショック以降、特に顕著に低金利は続いております。本来であれば、一括管理を始めた平成30年度から検討すべきことだったかと思えます。大前提ですが、公金は税金等市民の皆様のお金です。鈴木議員の一般質問でも答弁されていた、地方自治法第241条、基金は確実かつ効率的に運用しなければならない。確実という点では、おっしゃられていた元本保証の考え方につながる点は分かります。ただし、効率的に運用という点ではどうでしょうか。デフレの時代であればまだしも、日銀による大規模な金融緩和が始まった2013年からインフレ目標2%を掲げておりまして、特にコロナ禍以降では物価上昇が堅調です。西口開発での予算増額がいい例なんですが、人件費は2割、鉄鋼木材も二、三割上昇しています。一時的な要因がありますが、上昇していないものを探すほうが今難しい時代です。果たして2013年の1億と2024年の1億、価値は同じでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 会計管理者、石塚幸夫君。

○会計管理者（石塚幸夫君） 長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。やはり今の物価上昇等、貨幣価値が下がってくるという観点から申し上げれば、確かに価値自体は目減りしていくものと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 貨幣価値が減価するからこそ、定期預金以外の債券等といった運用を取り入れる必要があるかと考えます。債券運用の選択肢の一つとして、ちょっとぜひ

御検討いただきたいものがSDGs債です。1例としてSDGs債の中でもグリーンボンドと言われる環境債を御紹介します。グリーンボンドを例に挙げた理由については後ほど御説明します。ちょっと簡単に御説明し、読み上げますと、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券をグリーンボンドと呼びます。投資のメリットは幾つかあるんですが、お伝えしたいのが赤い枠で囲ってある2番、投資を通じた投資利益と環境社会面からのメリットの両立、債券投資による利益を得ながら、資金供給を通じて環境社会面からのメリットを享受し、持続可能な社会の実現に貢献できます。次に、環境社会面からのメリット——2つ目の赤い枠なんですが、これがすごく大事だと思っていて。グリーン投資に関する個人の啓発、自らが預金投資した資金の用途への個人の関心の向上につながりということで、本市がSDGs（エスディージーズ）投資をすることで、市民の関心の向上につながるということも期待できます。先ほど申し上げた、なぜグリーンボンドを御紹介したかといいますと、環境については、取手市はちょっと通ずるものがありまして、県内で令和2年8月3日に気候非常事態宣言を表明しています。様々な取組の中で、子どもたちへの環境支援を行っておりまして、取手西小の取組が、2月22日のテレビ東京モーニングサテライトで放送されておりました。私これリアルタイムで視聴していたんですけど、5分近いかなり長い特集になっていました。そして、この取手西小、脱炭素チャレンジカップ2024で、ジュニアキッズ部門で環境大臣賞を受賞しております。これちょっと2023と書いてあるんですが、事務局に確認したところ間違いだということでこれ2024です。そういった意味で、話は戻るんですが、SDGsに関する取組を行っている取手市として、基金としてもそれを行うと。その基金の運用先の選択肢として、SDGs債を検討いただくのはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 会計管理者、石塚幸夫君。

○会計管理者（石塚幸夫君） 長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。今、SDGs（エスディージーズ）債ということで御紹介をいただきました。SDGs（エスディージーズ）債につきましては、地球環境改善の支援や社会貢献的な取組を目的とした資金調達源としまして、民間企業のみならず都道府県や政令都市など地方自治体でも発行されており、特に地方自治体が発行するSDGs（エスディージーズ）債につきましては近年増加傾向にあり、安全な運用先の一つとして他自治体でも運用されております。先日、鈴木議員の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、債券には多種多様な商品がある中で、まずは元本が保証されること、また安全な運用先であることを見極める必要があると考えてございます。やはり市としましても、SDGs（エスディージーズ）への取組、また脱炭素社会への取組ということで、気候非常事態宣言等も発出しているところでございます。市の財政運営が厳しい中、運用益を確保するため、SDGs債を含め債券による運用につきましても、実際他の自治体での運用事例もございまして、そちらを参考に、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） これも一例なので、ぜひ、債券の運用を御検討をお願いします。金融市場もデジタル同様目まぐるしいスピードで変化してます。選択肢が広がることによ

って、その時々に合わせて柔軟な御判断が可能になると思われます。御検討のほう——調査研究、よろしく願いいたします。ではこの質問項目は以上となります。

それでは最後の項目、地域資源を生かした地域シティプロモーションということで。この質問の意図なんですが、取手の好立地と地域資源を最大限生かした集客化・収益化できる新しいスタイルの公園の提案です。まず、公共施設・公園の在り方について、質問いたします。ホームページによると、現在本市は220もの公園があり、市内公園の公園施設や遊具の更新工事も、取手市都市公園長寿命化計画に基づき行われているようですが、それらの維持や保全・整備に充てられる財源は限られているかと思えます。この220もの公園を管理していく中での課題を、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、前野 拓君。〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、長塚議員の御質問にお答えいたします。現在市で管理している公園の数、今おっしゃられたように219ございます。その中には取手緑地運動公園のような大規模な面積を有する都市緑地、ゆめみ野公園などの中規模な近隣公園、あるいは住宅地などで多く見られる小規模な街区公園、ちびっこ広場、そういった公園などがございます。公園は様々な用途で幅広い世代の方に御利用いただいております、多くの方の憩いと潤いの場として親しまれているところです。市内の公園の多くは、開設後既に30年から40年経過しております。課題という点で、遊具などの施設は経年により劣化が著しく——著しく劣化が進んでいるということから、更新や修繕が喫緊の課題とされておりました。そこで、市では課題の解決に向け、取手市都市公園長寿命化計画、これを策定いたしまして、遡ること平成29年度からこれまでの間、長寿命化計画に基づきまして、遊具の更新や修繕を進めてまいりました。遊具の更新や修繕が行われた公園の割合なんですけれども、令和5年度末時点の見込みで、計画対象とした公園の約7割で実施済みというような状況になります。また古くなった遊具を交換する際には、地元の市政協力員の方などから、地区で新たに設置してほしい遊具の種類、希望等をお伺いいたしまして、地元の声を可能な限り反映できるように努めているところです。引き続き、遊具の更新・修繕を進めるに当たって、誰もが安全に楽しく、また気持ちよく過ごしていただけるような公園づくりに取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。今おっしゃられた更新される遊具に関してなんですが、更新の際は、例えばですけど価値が同等以下もしくは健康器具等の別のものには変更不可能と認識しております。時代とともに住民の層も変化しておりますが、使われない遊具を変更する際は、国の交付金使われるということで、使われない遊具を、国の交付金といえども、更新の必要があるのか、時代が変わる中で公園の在り方が問われるかと思えます。ちょっとここで日本の公園の歴史について少しだけ触れます。昭和31年都市公園法が制定され、国主導のもと——国主導のもと、欧米諸国並みの公園数、面積の確保、つまり量を重視した整備がされました。そこから徐々に、公園の整備や維持管理の主体は国から地方自治体に移っていき、それぞれの地域に合った公園づくりというものが行われました。地域の特性や課題などに合った声を反映するために、複合遊具だったり災害時に役

立つかまどベンチ、防災トイレといった公園の設備は、量から質を重視されるようになりました。今の日本は少子高齢化が加速し人口減少時代に突入、財政に課題を抱える自治体も多く、維持管理にかけられる予算も確保が難しい状況です。一方、日本——人々のライフスタイルや価値感はますます多様化し、公園もそれに応えることが求められています。そして2017年、都市公園法が改正され、公園をより効果的に使いこなし、柔軟に運営していくこと、そのために市民や民間企業の力を積極的に活用していこうという方針です。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） すみません、ちょっと細かくて見づらいんですが、赤い枠のところ、ちょっと注目ください。これ令和4年10月31日に国土交通省による都市公園の柔軟な管理運営の在り方に関する検討会での資料です。都市公園新時代、その中で都市公園新時代、地域の価値を高め、使われ生きる公園を目指すと提言しております。そこで次の質問になりますが、地域資源を生かしたシティプロモーションとのことで、集客収益化できる公園を検討されてはどうでしょうか。私の経験になりますが、片道30分から1時間をかけてでも、子どもたちが思い切り体を使って1日遊べる場所を探しております。子育て世代の声を聞いていると、デジタル化の時代だからこそ、実際触れて、見て、感じる体験だったり、経験を重視して足を運びます。それらは子どもたちの話だけではありません。若者から高齢まで、全世帯が集まりたくなる公園があってもいいのではないのでしょうか。ちょっとこれ一例になりますが、先日、公園が大好きな娘のリクエストで、野田に——野田市にある清水公園に行ってみりました。ロープ1本、丸太1本でも、自由な発想で思い思い体を動かせる公園の一つです。ちなみにアスレチックは子どもだけじゃなく大人の割合も多くて、ちなみにこれ右下は私なんですけど、ロープ1本といえどもなかなか頭と体が一致せず、バランスがとれてない瞬間なんですけど。中にはおじいちゃん、おばあちゃんも多く、ほほ笑ましい顔で横目で見ながら散歩していたり、ペットを連れてきている人、ベンチでは本を読んだりパソコンで仕事をする人もいました。森の中の自然の日陰ができていて、夏でも遊べる環境です。カフェやショップも併設されており、自然の中で様々な活動が可能になります。取手には恵まれた自然があり、SDGs（エスディージーズ）推進の取組や芸術にも特化しています。自然の中に身を置き、自由な発想で体を動かし考え、感性を育てる環境に優しい公園、時には災害にも対応できるハイブリッドな公園、取手は市外からの集客も見込める好立地にあります。私もそうだったように、魅力のある場所は時間をかけてでも足を運びます。一時的に財源を使うお話なんですけど、これは未来への投資です。様々な施設を併設し、収益化はもとより、人の流れや雇用を創出することで、持続可能な新時代の公園になると考えます。そしてこの公園、とりで未来創造プランの六つの政策と見事に合致しております。新たなシティプロモーションとして……

〔澤部議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○1番（長塚美雪君） （続）御検討されてはいかががでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 水とみどりの課長、蛭原一雄君。

○水とみどりの課長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。取手市には特色ある様々な公園があり、今ある公園施設を最大限に生かして地域の価値を高め、地域に対

する誇りを醸成するような公園づくりにつながる柔軟な発想が真に求められていることを感じているところでございます。時代のニーズとともに、公園に設置される施設も変わってきており、市では、これまで取手緑地運動公園にはバスケットボール、また、北浦川緑地にはスケートボード場を設置するなど、多様なニーズに応えられるよう施設の設置も進めてまいりました。これまで、公園施設の整備や維持管理は行政が主体となって行ってまいりましたが、全国の中には、公園の管理運営を民間事業者が行うことにより、公園のサービスレベルの向上が図られた取組事例もあるようです。居心地がよく誰もが安全安心で快適に過ごせる空間づくりを基本理念としつつ、今後も新たな時代の公園づくりに向けた、他自治体の先進的な取組事例などについて調査研究を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） もうぜひ確度の高い調査研究、よろしく願いいたします。これで質問は終わりにします。そして冒頭の繰り返しになりますが、私たちが当たり前の日常を送ることができているのは、皆様が御尽力いただいている行政サービスがあるからこそです。その取手市も今大きな転換点を迎えています。でも安心してください、中村市長がいますから……

〔笑う者あり〕

○1番（長塚美雪君） （続）中村市長のリーダーシップがあれば、取手市は大きく変わります。〔澤部議会事務局次長ベルを2回鳴らす〕

○1番（長塚美雪君） 一議員として、市民の声をしっかり市政に届けてまいります。最後になりますが、今回、私初めての一般質問にあたり思ったことがあります。取手市に必要なのは財源だけでなく、ちょっとしたアイデアだったり、一步踏み出すことなのかもしれません。できない理由ではなく、できる理由を語り合しましょう。これで一般質問を終わりにします。御答弁いただいた皆様ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、長塚美雪さんの質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

遅参届のありました関川 翔君が出席いたしました。

一般質問を続けます。続いて、石井めぐみさん。

〔15番 石井めぐみ君登壇〕

○15番（石井めぐみ君） 皆さん、こんにちは。みらい・維新・国民の会の石井めぐみと申します。本日は足元の悪い中、多くの皆様に議場に足を運んでいただきまして、ありがとうございます。感謝いたします。先日の取手市議会議員選挙で、私5期目の当選をすることができました。今回、取手市議会議員選挙の中で、街頭演説の中で数ある政策の中で最も一番多く訴えてきたのが、災害対策についてです。そちらについて、今回1本に絞って一般質問をしていきたいと思っております。皆さんは御存じだと思いますが、取手市

総合防災マップを見ていただくと、取手市は利根川、小貝川が決壊すると広範囲で浸水すると想定されております。特に、藤代地区においては、ハザードマップを見てみると、小貝川と利根川に挟まれている地域で、利根川、小貝川が決壊や大雨で越水した場合は、ほとんど浸水してしまいます。1986年8月4日から5日間にかけて、千葉県、茨城県を温帯低気圧となった台風10号が通過、最大で1時間400ミリを超す大雨を記録しました。この結果、小貝川と近辺の河川が決壊し水田稲作地帯の大部分は水没、多数の住宅で床下床上浸水を引き起こし、土地の低い場所でも水が天井に達するまでの大災害となりました。茨城県の被害総額は89億円にも達し、そのうち約72億円が稲作被害であるとされて——いわれております。また直近でも、まだ記憶に新しい昨年の取手市の梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に対し、藤代地区でも特に双葉地区全域で内水する事態となりました。そして、今年の正月には能登半島大地震が起こりました。今もまだまだ被災されている方々が多くおられます。今回、中村市長の判断で、当時——1月、取手市においても、ほかの近隣市町村が手を挙げてなかった中で、いち早く手を挙げ、早く能登町と輪島市に保健師や市の職員を派遣し、現場で災害復興支援を行いました。こちらに関しては本当に私、非常に高く評価しております。対岸の火事ではなく、取手市に目を向けてみたら、やはり防災・災害対策をこれまで以上に対策が必要だと感じ、今回質問することに決めました。最初の質問です。地域防災計画で想定する災害と見直し、先日の令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号の大雨災害を受け、改定した地域防災計画に基づく避難行動を再確認するため、住民避難・避難所開設訓練に私も参加させていただきました。自然災害による被害を軽減させるためには、日頃から防災意識や訓練が重要だと改めて感じました。取手市はこれまでの計画で、平成9年に阪神淡路大震災を教訓に、大地震に備えるため、平成9年に大幅に改定いたしました。その後も、平成23年3月に発生した東日本大震災や、今後予想される大規模災害の発生などを考慮し、また災害対策基本法の一部改正、国の防災基本計画、茨城県地域防災計画の改定、茨城県の地震想定——被害想定の見直しに合わせて、先日も令和5年6月の大雨による災害を受け、8月に臨時の防災会議を書面で開催し、地域防災計画の一部改正を行いました。地域主権改革に伴う防災基本計画と、地域防災計画の関係？平行？の中の地域主権一括法、平成23年5月2日に公布により、災害対策基本法第40条第3項の規定による都道府県地域防災計画の作成、修正に係る内閣総理大臣への協議が廃止され、事後報告することとされました。そこで、これまで取手市の地域防災計画の策定などが行われたときに、取手市として1番の柱になる部分はどのように考えているのか見解を伺います。

〔15番 石井めぐみ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 石井議員の質問に答弁いたします。市が公表している取手市地域防災計画は、災害対策基本法第42条、市防災会議条例第22条に基づき作成されるもので、災害応急対策、災害復旧、復興対策の根幹をなし、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減するための計画であると認識をしています。計画は災害に

対し総合的な指針及び対策を定めるものであるため、計画が現状に即しているかという観点——視点から重要であると考えます。そのため、根拠法令の改正、想定災害に関する基本データの更新が行われた場合、それに合わせ、内容の根本的な見直し、修正をいたします。また、今年度修正した内水氾濫への対応のように、現状の計画で対応できない事態が発生、想定される場合には、その内容について適宜修正を行っております。そのほか、細かな数値データにつきましては、毎年、最新の数値にデータを更新しています。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきたいと思います。現在、取手市が公表している取手市地域防災計画につきましては、茨城県が平成30年に公表しております茨城県地震被害想定調査に基づき作成しております。こちらの被害想定調査は、7つの地震による被害を想定しており、その中で一番取手市の被害が大きい茨城県南部でマグニチュード7.3の地震が発生した際の被害想定を地域防災計画や総合防災マップの揺れやすさマップ、液状化しやすさマップに反映させていただいております。現在、公表されている被害想定調査につきましては、茨城県が平成10年に公表した内容を人口・建物分布・インフラの整備状況の変化や東日本大震災を受け、約20年ぶりに更新したものであります。今後の更新につきましては、茨城県による調査結果の更新に合わせ、適宜、地域防災計画、総合防災マップの更新を実施していくものでございます。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとこととされております。地域防災計画は、常に最新の地域情勢や市の組織体制を反映すべく、常に改定することが大切だと考えます。取手市においては、どのぐらいの頻度で防災会議を行っているのか、伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。基本的には、防災会議、中身の変更に伴う防災会議においては、年1回の開催とさせていただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。ネット、インターネットを見ると、メンバーだったりとか、名前までは出てませんが、その参加者のリストなどが載っておりますので、そういった本当にそれなりの有識者の方々が集まったの会議だとは、私も認識をしております。その中で、ちょっと非常に難しい質問だと思いますが、担当課として、この地域防災計画の策定会議などを重ねていく中で、実効性の担保としてはどのように考えているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。地域防災計画の実効性の担保ということでございます。やはり地域全体の防災意識を高めて、住民や自治体関係機関の連携と協力体制を構築することにより、災害時における情報共有であったり避難支援、救援活動の迅速な展開が可能だと思います。防災に関する正しい知識とかで、行動指針を広めるための教育や啓発等も——啓発活動も欠かせないということがありますので、そういった観点から、非常にこのソフト面の話にはなるんですけども、そういったところを変更があれば、随時改正をしていくということで考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。先ほども一番最初の冒頭の中に、もともと国でやってること——内閣総理大臣が協議して各自治体に降りてくるのではなくて、それが廃止されて、もう基礎自治体でやっていいですよということで、事例が——通達が出ておりますので、しっかりその部分については力を入れていってほしいと思っております。これらの自然環境の変化を考えると、災害対応は常によりよく変化していかなくてはなりません。行政の力量は平時では分かりませんが、災害などの際にはその力量が試されると言われております。そこで、内閣府の戦略的イノベーション創造プランにて、基礎的防災情報流通ネットワークが開発され、内閣府防災担当が運用しているISUT（アイサット）、災害時情報集約支援チームで本格的に運用が開始されました。2年前にも私たち、私も全国若手議員の会の会長やってるんですけども、もういち早く若手の議員のメンバーで勉強会を開いて、これは本当にいいんじゃないかということで、もう全国の若手のメンバーが一般質問して、実際にもう取り入れてる自治体もあります。そういった中でちょっと提案させていただきたいんですけども、本当はちょっとここで動画を流したかったんですけど、私が通告遅くなったために、ちょっとなしになりましたが、自治体が被災した際に操作しながら、災害情報の一元管理を手助けするために内閣府が立ち上げた組織です。このシステムを活用することで、刻々と変化する被害想定情報やインフラ被災想定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められております。また、避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点などを同じ地図上に表示し、物資支援などの配布に際して、最適な巡回ルートを選定することができます。今回の能登半島地震においても、どこに避難場所が開設されて、どこに——どこに人がいて——在宅避難や車中泊をしている人がどこにいるのかを全てデータベース化、もう1月にはされていて、分かるようになっております。まさに——まさに、今も動いている最中だそうです。災害時情報集約支援チームの活用を提案いたしますが、見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでお答えをさせていただきます。石井議員から、今、御紹介ありましたISUT（アイサット）、災害時情報集約支援チームでございます。こちらにつきましては、内閣府が主体となり、大規模災害発生時に被災地に派遣され、収集した情報を電子地図に落とし込むことで、災害対応時に散在、錯綜しがちな情報の一元化であったり、災害対応に関わる全ての人員の情報の共有化、災害対策本部での意思決定の支援など、非常に有用な国の支援活動及び支援ツールであるということを確認をさせてい

ただきました。これまでに、令和3年8月に九州中国地方を中心に被害が拡大しました豪雨災害発生の際に、茨城県防災危機管理課から開設されたISUT（アイサット）による災害サイトの情報提供を受けた経緯がございます。その後も常設サイトと並行しまして、全国各地で発生する大規模災害時にはそのような特設災害サイトが開設されており、現在も能登半島地震に関する災害サイトを閲覧することができます。当該サイトを確認したところ、各避難所での現在の避難者数であったり、道路交通規制情報、ライフラインの供給停止状況など、地図上で視認することができました。また、内閣府及び茨城県防災危機管理課からの情報によりますと、このISUT（アイサット）の地図操作機能と合わせまして、データ収集、配信などの流通機能を取り入れ——取り入れた、次期総合防災情報システム、そういったものの運用開始が令和6年度に控えており、説明会も今後予定されるというふうに聞き及んでいます。本市においても、このような支援ツールを迅速かつ的確に災害対応に活用できるように、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。まさにそのとおりで、気象情報だったり道路の状況だったり、これがいち早くも一元化されていて、ネットでデジタル化がされている。皆さん多分——知ってる方、知らない方分かりませんが、もう既に全国でこういった動きがあります。もしこれを導入していたら、昨年の大雨のときに双葉地区の内水被害、もしかしたらもう少し被害が少なかったんじゃないのかなとか、いろんなことを想定、私はするんですね、やっぱり地元なんで。なので、本当に中村市長は県会議員の経験もありがとうございます。これももう県のほうには通達が行っていて、県から基礎自治体に下りてくる場合もありますし、政令都市とか、恐らく予算規模が大きいところは基礎自治体でもできるんじゃないかということで動いております。そんなに難しいことでもないと思いますので、この辺はもう前向きに検討していただいて、いつどこで何が災害が起こるか分かりませんので、本当に取り入れながらやっていただきたい。そして、ISUT（アイサット）のチームが、もしこれ取手市で導入したならば、防災訓練とか、そういった場合にも一緒に訓練として活用しながらやりますよと、もうネットに出てるんです。私たち勉強会でも言われておりますので、ぜひそういった方々も取り入れながら、いつもの防災訓練ではなくて、新しい防災訓練のやり方なども入れていくべきではないかなと思い、この質問を入れさせていただきました。次の質問に移ります。浸水想定区域の周知について、実際に取手市の取組について伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。浸水想定区域の周知について、方法という御質問でございます。この周知につきましては、学校・地域団体等への出前講座の際に、浸水想定区域についての説明を行っております。また、令和4年度には、先ほど議員からも御紹介ありました総合防災マップ、こちらを新しくリニューアルしたところです。こちらの防災マップを全戸配布をさせていただきました。ホームページであったり、月1回の防災の試験放送のときにも、この総合防災マップの中身を確認

いただくような周知を行っております。また、まるごとまちごとハザードマップというのもあります。そういった考え方から、市内の電柱等に想定浸水表示を行っているという、こういった自治体も中にはございます。このような事例を参考しながらです——参考にしながらか、今後、より多くの市民に浸水想定区域の周知を図るべく、まちごと——まるごとまちごとハザードマップを踏まえ、様々な具体的な取組について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。私もハザードマップを見ると、本当にショックというか、残念なことが、やはり藤代地区においてはほとんど真っ赤なんですよね。大雨降って小貝川がもし決壊した場合には、もう全部——私の自宅でも調べたら、5メートルぐらい水が来ますよとか、小貝川——利根川が決壊しても、本当にそれぐらいになりますよということで。特に藤代地区においては本当に浸水想定区域に全部入ってますので、今やっておられるということなので、引き続き——私たちの自助という部分でもしっかり把握をしながら、行政の力も借りながら、皆さんに周知していただきたいと思い、今回の質問を入れさせていただいております。ありがとうございます。次に移ります。災害時の乳幼児栄養・母乳育児支援について。私は子育て現役世代の母です。いろいろ調べていく中で、今回、能登半島地震の際に、母子や女性対応が全国的にも進んでないことが分かりました。これは本当に第一線で活躍している母子、——母子、女性対応の、内閣府と一緒にやっている支援団体のボランティアさんがおまして、いち早く災害の勉強会に私も呼ばれて参加したんですけども、本当、実際進んでないということが分かりました。今回、内閣府男女共同参画局、災害対応力の強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインの観点から質問をしてみたいです。内閣府男女共同参画局の防災復興ガイドラインの授乳アセスメントシートの活用の中で、令和6年、能登半島による災害の被災地に係る妊産婦健康等の各種母子健康サービスの取扱いについて、通達が1月7日に出ました。これまで見落とされがちだった栄養支援についても言及し、やはり後回しされがちな妊産婦・母子支援の目配りを求めました。これは何でこれを言いたかったかと言いますと、大体災害となると、粉ミルクとか液体ミルクとか哺乳瓶とか、もう物が先に立っちゃうんですね。でも実際に被災されてる母子とかお母さんたちの栄養面とかというのはなかなか取り上げられることがない。そういった部分で今回ちょっと質問させていただいております。乳幼児栄養支援のための国際基準の内容を反映し、？便利帳？に掲載した授乳アセスメントシートを活用した授乳支援を促しております。具体的には、避難所では早い段階で女性専用・家族専用・母子専用・介護・介助スペースへ移動させて、栄養の確保と健康維持のための配慮を行う必要があると——あること、医療・保健・福祉などの専門家と連携し、個々の状況に応じた対応を行う必要があること、乳児に対しては母乳・ミルク混合のいずれ——いずれでも平常時と同じ形での授乳が継続できるよう支援が求められること、粉ミルクや液体ミルクを使用する際でも、平常時の状況や本人の希望について聞き取り、アセスメントを行い、衛生的な環境で提供することができるよう、必要な機材や——をセットで提供する必要があるとしております。取手市での乳幼児栄養・母

乳育児支援についての見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、石井議員の御質問にお答えさせていただきます。災害時には、避難所等での慣れない生活環境により、健康に影響を及ぼすことが想定されます。特に乳児を持つ保護者には、心身の負担が大きくなることと合わせて、断水や停電等により、授乳に当たっての清潔な環境等が確保できない可能性もあることから、栄養面に関しては特段の配慮が必要となります。日常生活とは変わることによって様々な点で混乱する状況が予測されますが、支援に当たっては、まずは保護者の気持ちや思いに寄り添い、その意思を尊重しながら、一緒に支援方法を考えていくことが必要であると考えます。そのため、災害対応に当たりましては、一律的な対応ではなく、ただいま石井議員のほうから御紹介いただいた授乳アセスメントシート、こういったものを活用するなどによりまして、個々の状態を把握した上で、その方に合った対応をしていくことが重要であると認識しております。以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。実際に今、保健センターの――助川センター長、失礼いたしました、答えておりますので、実際にいろいろな乳児栄養法、ミルク、母乳混合による支援の違いの見解、理解がないと言われております。だから先ほど申し上げたように、ミルク母乳混合の支援だから、災害――被災、避難所に母子や――母子のお母さんと赤ちゃんが来たときの栄養面の支援がなかなか不足していると。そういった中で、災害が行う――災害があった場合、いろいろなアセスメントシートがある中で、授乳アセスメントシートを活用したらどうかという今回の御提案なんですけども。保健センターとしてはどのように認識しているのか、伺います。

○議長（岩澤 信君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。私どもが災害が起こった際に、災害時保健活動を実施する際に当たりましては、来られた方々の健康状態を把握するために、様々な内容を――情報を把握し、また共有してまいります。その中で、やはり石井議員がおっしゃっているように、妊婦さんであったりとか、乳幼児であったりとかという方々は、環境の変化によっても左右されやすいということもございますので、やはりおっしゃられたような授乳アセスメントシートを活用していくということはとても重要だなというふうに考えています。私どもが今まで活用していたものに合わせて、授乳アセスメントシートも活用しながら、お母さんの気持ちであったりとか、今の母乳の状態、またミルクの与え方であったりということを詳細に確認をしながら、個々に応じた対応が今後も必要であると感じております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。本当に、センター長も見ていただいて分かるように、使いやすい、そして分かりやすい、本当に災害時に使えるようなアセスメントシートになっていると思いますので、これをうまく――何かの？会？に特別それを

使いましようではなくて、幅広く何かのタイミングとか、若いお母さんの集まるときに使えたらいいのかなと思っておりますので、今回の能登半島大地震とか震災のところでも、しっかりこれが使われているということなので、もしかしたら、ちょっと能登半島の地震の際、避難所で落ちついた後に、そういった事例を調べてみるのもいいのかなと思っておりますので、それは意識しながらやっていただければと思います。今、アセスメントの活用ということで御提案させていただきましたが、その中で、その中で調べていく中で、内閣府の中で、取手市版——取手市版じゃなくて、全体の赤ちゃんを守るための防災ハンドブック——防災ハンドブックが出ております。ぜひ、その赤ちゃんを守るための防災ハンドブックを参考にしながら、取手市版などもつくってみたらどうかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。おっしゃられましたとおり、市町村によりましては、市独自のを使っているというところも私どもも情報を得ております。取手市としましては、まず妊娠届出をされて、母子手帳を発行する際にお渡ししているものが多々ありますけれども、その中の一つとしまして、茨城県の助産師会のほうで作成しているものがございます。1つがママと子どもを守る防災ハンドブックというものと、あとは防災グッズチェックリストというものが助産師会のほうから作成されたものがございまして、やはりほかの市町村が独自で作成しているその内容と同じものが書かれておりまして、母子手帳発行の際に皆さんにお渡ししているものです。またあわせまして、母子手帳なんですけれども、その内容が11年ぶりにこの令和5年度に改定がされました。その中の内容の一つとしまして、災害に関する平時からの備えであったりとか、また、備蓄品等に関する内容も加わりました。その内容も私どもお渡しする際に、このような内容も含まれているということも、お話をさせていただいているということでもございます。ですので、まずはこの妊娠届出を出された方々には、これらの必要な情報をお伝えしているということもございますので、それらを活用しつつ、またほかの市町村の状況も確認しながら、今後も検証はしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。新しく変わったのと今まで既存のものがあるということなんですが、子育て支援——子育て支援ブックにもそれはもう載っている状態なんでしょうか。取手市版の子育て支援ブック。

○議長（岩澤 信君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。申し訳ありません、子育て支援ブックのほうの内容は、私自身ちょっと再確認が今不十分ですので、後ほど確認をしてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） できたら母子手帳も変わるということなので、そういった部分も含めて新しい取手市子育て支援ブックを、これ私が当時10年前に子育て、現役、子育てでやってるお母さんが私しかいなかったので提案させて新しいものをつくらせていた

だいたいの経緯なんですけども、今、センター長がおっしゃられたように、もしそういうのがあれば、そういうのも一緒に載せたりとか、あとは取手市のホームページ見ても、そういう部分が出てこなかったんですよね。赤ちゃんの防災——災害——災害、赤ちゃんを守るための防災ブックというものが、茨城県でやってるものであっても、取手市のホームページでもやっぱり出てくるような感じにしといていかないと、やはり若いお母さんたちは気づかないと思いますので、その辺を市から見直ししていただけていただければなと思います。次の質問に移ります。取手市内の粉ミルク・液体ミルク・哺乳瓶などの備蓄状況について、確認をいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。本市における液体ミルク等の備蓄品の数ということで、お答えをさせていただきます。本市においては、乳幼児用の食料として、液体ミルク 240 本、粉ミルク 8 缶、離乳食 279 食、使い捨て哺乳ボトル 396 本を備蓄してございます。現在、日本で許可され——認可されている液体ミルクにアレルギー対応のものはないということから、液体ミルクはアレルギー非対応のものを備蓄している状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。この質問をする中で、やはり、取手市の地域防災計画の中にしっかりとした母子の対応マニュアルが入っているのかというところで、検索をしたら、粉ミルクを備蓄として置いておきなさいという記載はあったんですけども、ちょっと調べていく中で私の認識がなかったんです。その中で、茨城県では本当に 5 行ぐらいあったんですけども、災害時保健活動マニュアルというのが 44 ページに書いてあるんですけども、母乳が一時的に出なくなることがあっても、不足分の粉ミルクで補いつつ母乳を与え続けることで、再び出ることが期待できる。また、粉ミルクを使用する際の水は衛生的なものを用意し、哺乳瓶の煮沸消毒や——煮沸消毒ができないときは、使い捨ての紙コップを使用し、少量ずつ時間をかけて飲ませる。いずれの手段もない場合は、使用した容器を衛生的な水でよく洗い使う。調乳でペットボトルの水を使用する場合は、硬水——ミネラル分が多いものは避ける。導入されている粉ミルク・液体ミルクの——被災されたときの——これは県の今の話なんですけども、取手市として、本当に今先ほど安心安全課から備蓄の量は聞きましたが、それが備蓄倉庫から避難所に物が配布されて、先ほども一般質問であったアセスメントシートをとって、粉ミルク、じゃあ液体ミルクのほうがいいですよと、被災されたときの再度、アセスメントしたときの再度、対応を、災害時の対応を伺います。

○議長（岩澤 信君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。やはりそのアセスメントシートのほうはきっちり情報を把握しながら、個々に応じて、この方にはどのようにしていくべきかということをもまず検討しながら対応はしてまいりたいと思います。まず、母乳をあげたいという方がいらっしゃれば、その母乳をあげられるようなスペースの確保であったりとか、またミルクをあげるということになると衛生面ということもございますし、また使い

捨ての哺乳瓶等もございますけれども、状況によっては紙コップを使ったりということもありますので、やはり状況を把握した上で、職員のほうで飲ませ方であったりとかということは、臨機応変に対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。またこれまでいろんな議員が一般質問をしていく中で、——している中で、そういう中で、ここ最近、能登の大地震のときには、コロナで在宅避難をされている方とか、あとは車中泊されている方などもいらっしゃったそうなんです。そういった方々への対応というのはどのようにしていくのか。これ取手市の地域防災計画の中には載ってない、恐らく載ってないと思うんです。そういった部分でどういう対応していくのかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 石井議員、ちょっと確認です。今の質問は、災害時の乳幼児栄養支援、母乳育児支援の中でのということによろしいですか。

○15 番（石井めぐみ君） 母子の。母子の。

○議長（岩澤 信君） 母子の。母子の車中泊ということで。

答弁を求めます。

保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。避難される方の中には、避難所に来られる方、また在宅であったりとか車中泊という方もいらっしゃると思います。なかなか車中泊だったりとかという方々を早急に確認したりとか把握したりというのは難しいフェーズのときもあるかとは思いますが。昨年の双葉の水害のときにも、私どももフェーズの変化に伴いまして、避難所の保健活動そして在宅訪問というふうに移行してまいりました。やはり、今後も災害の状況によりまして、またフェーズの状況によりまして、そのよう移行していくかとは思いますが、やはりまずはその支援が必要な乳幼児の方であったり妊婦さんであったりということがまず優先されてくると思いますので、関係各課とも情報を共有しながら、フェーズに合わせて、車中泊だったり在宅であったりという方々への訪問という形には移っていくと思いますので、個々に応じた対応は随時してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。思い出しました。いろんな議員が質問していく中で、備蓄はまずは3日分を用意してくださいと、そういう話があるんですけども。大体子育てをしている、哺乳瓶を使っている水の量って、大体1日どのぐらいか分かりますか。大体24リットルなんです。恐らく24リットルだとペットボトル何本用意したらいいのかとか、あとは市で用意している水だけの量じゃ全くもって足りない。後で皆さんにもお知らせしようと思うんですけども、3日分の哺乳瓶で子育てをしている3日分の量って相当な量なんですね。そういった部分も、非常にこれからの課題なのかなと思いますし、今の若い人たちって、携帯一個でコンビニに行けば、おむつ買えたりとか何でも買えちゃう時代なので、これも勉強会でおっしゃってたんですけども、やはり備蓄に3日分のものを用意しなさいといわれても、恐らく難しいんじゃないかなと。本当に手に届

くところにコンビニがあったりとかしておりますので、そういった部分もこれから課題なのかなと私は非常に問題になるんじゃないかな——危惧しているところでもございます。また先ほど、紙コップで——あともう一つ、粉ミルクはアレルギー対応をしているけど、液体ミルクはアレルギー対応してない。これアセスメントを取る方が保健師さん以外に一般の方がしていて、これ一個間違えたら死——赤ちゃんの死の危険にもつながってきますので、こちらもしっかりアセスメントを取れる、市の職員以外の本当に自主防災会だったりとかそういった部分も広めていければいいのかなと思っております。その中で、粉ミルクはアレルギー対応していて、今の最近の若い赤ちゃんだったりとかは若い子たちというのはアレルギーの子が増えてきてます。そういった中で、急遽、被災——避難所に被災されて来た赤ちゃんがアレルギーを持っています。粉ミルクで対応します。だけど、哺乳瓶はない。哺乳瓶、哺乳瓶の数聞いたって大した量じゃないんですよ。そうした場合に、紙コップで、紙コップと割り箸で対応できますよと今ネットでも出てるんですけども、そういった部分で、授乳方法について、それについても、センター長とか部長はよく理解していると思いますが、今後こういった部分で周知していったりとか、いろいろな対応だったりとか、考えていくところだと思っておりますが、取手市としての見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。災害は本当にいつ起こるか分からないという部分では、私たち一人一人もそうですけれども、やはりお母さん方が自分の立場を考えて、起こった場合、子どもたちにどのようにしていくべきかということを経験していきということも、とても重要だと思っております。私たちは、妊娠されたときから、またお子さんが生まれてから、乳幼児健診であったりとか赤ちゃん訪問であったりとかという場面において、保健師、保育士が訪問したり、関わったりということをしておりますので、様々なその事業の中で、お母さん方とお会いしたときに、災害に関する心構えであったりとか、どのようなことが必要であるかということは、随時お伝えはしていきたいと思っております。また保健センターのみならず子育て支援センター等でも、様々なこともされていると思いますが、様々な課で、そのようなことはしていくべきことかなと思っております。また、関わる関係者がどこまでこの知識が必要かという部分におきましても、まずはいろいろな方が避難所に来られた際に、その飲ませ方を教えていくということも必要なのかもしれないと思いますが、まずはその方の状況をきちんと把握をして、判断をして、専門職につなげるべきかということであったり、また相談場所を伝えたりとかとていうことを判断していくことも、一つの授乳支援かなとも思っておりますので、そのようなことも、的確に進めていけたらと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。いろいろ子育てしていく中で、母乳だったりとか粉ミルクだったりとかいろいろ、いろんなお母さんたちの思いってあると思いますので、一概に必ずこれでやりなさいということも言えませんですし、私は粉ミルクで上げた経験がないので、実際に若いお母さんが避難所に来て、粉ミルクと水と——お湯と紙コップと割り箸とあげてくださいと言われてたら、どうやってあるんだろうという、ち

よっとイメージがつかなかったんですね。こういった部分も、恐らくここにいる参加されてるメンバーもできるかといったら、いざとなったらできなかつたりするであろうと思いますので、そういった部分を少し力入れていただけたらなと思います。ちなみに、最近の言葉で、完全ミルクとか完全母乳という言葉は一切使わないそうです。ミルクのみでの子育てという用語、完全ではない子育てイメージさせるという意味で、混合栄養とかという言葉を使うそうですので、アセスメントを取る方が、完全母乳ですかとか完全ミルクですかという言葉を一いきなり使うということはよくないですよということを最後に申し伝えて、

次の質問に移ります。能登半島地震を受けて、市のトイレの課題について質問してきます。災害時まず誰もが考えるのは、食材や水を確保することです。しかし、人は食べれば必ず排せつを伴います。そこで、トイレをどうするかということが重要な問題となるのです。能登半島地震の被災地では、水道が復旧が進まず、いまだ水洗トイレを使用できずにいる避難所もあります。避難所には開設トイレが続々と設置されておりますが、使いづらさと用便を我慢する避難所——避難者もいるそうです。過去の災害では、トイレの衛生管理の劣悪さから、避難者が感染症やエコノミークラス症候群で体調を崩すケースが相次いでおり、専門家は注意を呼びかけているそうです。またトイレは仮設トイレが設置されており、男性用、女性用、男女共用兼用の3タイプがあったが、避難所から離れた場所にあるため、遠い、寒い、照明もないから暗い、夜は怖くて行けないということで、そういった意見が、今の今回の能登半島の大地震でも上がっております。実際トイレに行く回数を減らして、水を飲むのも控え、水がむくんでしまった高齢者の女性もいたそうです。今回トイレの問題を挙げた理由として、他の支援と同じぐらい重要だと私は感じております。私、今回トイレトレーナー——トレーラーの提案をさせていただきますが、実際に旧北九州に行って視察もしてまいりました。今回の能登半島地震においても、トレーラーを措置している全国の自治体、30自治体が一斉に被災地に向かい、それがすごい大活躍をしていたということで、いろんな持っている自治体の若手の議員のメンバーからも情報が来たので、今回この質問しようと思ってるんですけども、トイレの問題、非常に重要だと考えておりますが、取手市でも1台、ぜひトイレトレーラーを購入することを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。トイレトレーラーの質問でございます。能登半島地震においては、電気・上下水道・ライフラインが寸断されたこともあり、避難所における様々な問題が報道されました。中でも深刻な問題として、トイレ問題が挙げられたことを承知してます。被災地においては、下水道が使えなくなったことから、設置した仮設トイレは水洗ではなく多くは和式のため、衛生的でないまた停電となっていたことから、女性を中心に夜間は怖くて使うことができないなどの理由から、なるべくトイレに行かないように、水分を控える悪循環となりまして、体調不良につながる事例が数多くあったと報道されておりました。その解決策の一つとして、今議員が御紹介いただきましたトイレトレーラーの問題でございます。全国にネットワークを構築しております一般社団法人助けあいジャパンに聞き取りを行いました。助け合いジャパン

では、災害時に全国の20の自治体で加入しているネットワーク事務局を担っておりまして、被災地の要請に応じ各自治体への派遣要請を行っている団体でございます。被災自治体では、清潔で明るいトイレの派遣に対し、特に女性から大変好評であった旨の説明をいただきました。導入に当たりましては、課題として挙げられるのが、トイレトレーラーの移動と平時の活用、維持管理であります。トイレトレーラーは設置場所まで牽引で移送するため、運転者に牽引免許が必要となります。また、平時の活用方法としては、市内で開催される花火大会であったりマラソン大会など、通常仮設トイレを設置しているイベントでの利用が挙げられるかなと感じています。維持管理として、保管場所や、保管方法や場所、清掃費用、保守費用が必要となってきます。昨年の双葉水害時においても、トイレの使用ができない住宅がありまして、建設業協会により公園に仮設トイレの設置をお願いしたところでもあります。被災地におけるトイレの重要性というのは十分承知をしております。また今回、能登半島地震被災地に派遣した、職員から市長への報告会が、先ほどありましたというお話をさせてもらいましたけれども、その職員からも、トイレトレーラーについての報告があったところでもあります。今後の導入について、関係各部署と具体的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。トイレトレーラーは助け合いジャパン以外にも、他のNPO法人でもありますので、その辺もいろいろ調べながらやっていただきたいのと、もしそれを導入した場合、ほかの自治体の話を聞くと、福祉まつりの市のイベントのときに、市民の皆さんにも実際に体験をしていただいて、災害時のトイレの重要性や必要性、また簡易トイレなどの備蓄の準備などにもつながっているということで、私のほうには情報が入ってきておりますので、幅広く活用できるのかなと思っておりますので、関係各所、幅広く意見を聞いて、前向きに検討していただければと思います。

次の質問に移ります。配慮が必要な障がい者や高齢者の対応について。今回は、地域防災マップ——防災マップの中の福祉避難所との——福祉避難所って書いてありますね——との連携について、締結しているのですが、実際に配慮が必要な方々が避難した場合、どのような対応ができるのか、また市としてどのような内容で福祉避難所と連携をはかって打合せをしているのか、どんな方向で考えているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。本市ではこれまで、とりで障害者協働支援ネットワークとの共催によりまして、要配慮者の対応を含めた避難所の開設訓練を行っています。災害時には取手市職員での対応のほか、今議員がおっしゃられました、いろんな福祉施設職員での対応についても、イメージを共有する必要があるかなと思ってます。今後は、その福祉避難所に指定されている施設職員も含めまして、訓練の実施が必要でないかなというふうにも考えておるところでもございます。先般、つくばみらい市の伊奈特別支援学校に行っていました。本市を含めた関係市役所の職員と学校職員、PTAによる防災会議がされており、その中で避難所開設訓練も実際行ってきたところでもございます。今後はそういった事例を参考に、災害時の役割分担を明確に

イメージできるように、各施設等との連絡調整を行い、訓練の実施や協議の場を設けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今マップの中の福祉避難所の話なんですけども、主に取手市内の特別養護老人ホームとの締結、連携をしているということなので、もしこれが市内の中でも五、六か所しかない中で、高齢者の方が全部こう福祉避難所に避難してきた場合に、本当にすごいたくさんの人数で溢れかえったりとか、どういった対応ができるのかという、やっぱりイメージをしながら、しっかりもう一度見直す必要があるのかなと思っております。また、福祉避難所のマップ以外の中の、今回能登半島の地震の中でも1.5次避難所というのが開設されて、これは高齢者の方だったりとか、母子の若いお母さんたちだったりとか、障がい者の方が避難できるように、金沢市にも設置をしたそうなんです。ただ、本当に若いお母さんたちはちょっと行きづらい、高齢者の方が主だったみたいなんですけども、そういった部分でもしっかり、今回の能登の地震の中でも開設がやっぱりちょっと遅れた、なかなか対応が難しかったということなので、そういった部分をしっかり——恐らく防災計画には入っ——地域防災計画の中に入ってない、その設置とかには入ってないと思いますので、その辺も一から見直す必要があるのかなと思ひ、御提案させていただきました。

最後に、2月3日の住民避難・避難所開設訓練を通じて今後の課題について。これはこれまでの議員の皆様が質問してきたので、私は2点ほど確認をします。今回の住民避難・避難訓練を通じて、双葉地区の参加された住民の皆様は、貴重な経験ができたと私は感じております。がしかし、2月3日のこの住民避難、避難訓練するに当たり、双葉地区の自治会は通していたとお聞きしましたが、自主防災会の方々には、やります、いきなり通知をやりますよと渡しているだけで、事前にこういうことをやりたいんだけど、どういうふうにしていったら、進めていったらいいかなという相談がなかったそうです。そういった部分について、担当課としてはどのように認識しているか伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでお答えをさせていただきます。2月3日の住民避難避難所開設訓練の詳細については、落合議員の質問への答弁のとおりとなります。確かに訓練実施後のアンケートでは、議員がおっしゃったように、非常に効果があったようなアンケートの結果がいただきました。訓練参加者への事前説明会では、訓練開催に際し、地域地区住民への周知期間が短いというような内容であったり、訓練内容についても地域からの意見を取り入れてほしいなど、様々な御意見をいただきました。今後、同様の訓練を実施する際には、なるべく多くの方に訓練に参加いただけるよう、周知期間であったり、訓練の方法の内容であったり、自主防災会や会長様または自治会のほうにも、前から協議をして、丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 行政の方が皆さん、自助・共助・公助っておっしゃってる中で、まずは災害が起こった自助の部分ですよというところ、毎回おっしゃられると思うん

ですね。自助の部分をしっかり持って災害対応していかなくちゃいけないのに、こういった避難訓練を地域参加型にしていくのに、行政が主導で全部考えていったら、何も自助の部分が育たないと思います。そういった部分で私はすごい気になったので、今後、取手市内の防災訓練であったりとか避難訓練などは、やはり各地域ごとの特性もあると思うんですね、戸頭だったりとか藤代地区だったりとか、本当にそれぞれの地域がありますので、そういった部分で地域の特性を生かした避難訓練だったりとか、そういう地域参加型の避難訓練ができればいいのかなと思っております。何かあれば。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 答弁させていただきます。石井議員のおっしゃるとおり、本当に地域には様々な特性がありまして、やはり地域住民の方が主体となって、それぞれの地域に合った避難訓練であったり研修会であったりというのをやっていただくのが一番いいと思います。やはり、その中でも先ほどちょっと反省点として次長のほうから述べさせてもらいましたが、あくまで行政側の主体的にどんどんどんこうしろ、ああしろではなくて、やっぱり地域の皆さんの意見を取り入れながら、一緒に進められていければ、そしてやがては自分たちが自立して自分たちのやりようにやっていただくような訓練の姿が一番いいと思いますので、その辺はしっかり今後も皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、石井めぐみさんの質問を終わります。

続いて、本田和成君。〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。私の初めての一般質問になります。私の初めての一般質問ということで、たくさんの方に傍聴に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。初めての一般質問ですので、舌がちゃんと回るかどうか心配ではございますけども、頑張っていきたいと思います。通告に従いまして、一般質問をいたします。最初の一般質問は、救急救命についてでございます。新型コロナウイルス感染症の流行ということで、メディアなどで救急車の到着の遅れ、病院の受入れの問題、こういったものが取り上げられておりました。昨年5月から新型コロナも2類感染症相当から5類感染症相当になり、こういったこと落ちついてきたのかと思っておりましても、昨年の9月、戸頭の6丁目、このスーパーの駐車場で車内で苦しんでいる方、たまたま私が通りかかって気づいて、救急要請をいたしました。初めに消防車が来て、応急処置、これしておりましたけども、救急車がなかなか来ないため、消防隊員の方に、救急車は来ませんかと聞いたところ、救急車が出払っており、救急車の到着に時間がかかってしまうとのことでした。そのときの会話では、隊員の方から、救急車の到着が30分くらいかかってしまうかもしれないということでした。またこの時間、16時——夕方4時頃にも関わらず、隊員の方は食事も取れていないとおっしゃっておりました。住民の方の命に関わる救急体制の整備、これ必要不可欠ではないかと私は考えます。一昨年——令和4年の取手市の消防年報によりますと、救急要請、これが5,743件、救急車の到着、現

場到着時間が20分以上かかったのが72件、全体の1.25%、最大の到着時間は急病の案件で最長が52分、案件全体では63分となっております。では、令和5年の救急状況、これはどのような状況でしょうか。数値を踏まえて御答弁をお願いをいたします。

〔2番 本田和成君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） それでは、本田議員の御質問に答弁いたします。令和5年の救急状況でございますが、まずは、救急隊の配備状況について御説明させていただきます。取手市消防本部では、四つの消防署と一つの出張所に1台ずつの救急車を配備し、救急車5台で市内の救急——発生する救急事案に対応しております。救急車5台が全て出場となりますと、取手消防署に配備している非常用救急車で、平日の日勤の時間帯であれば、日勤の総務課、予防課、警防課の職員の中から、救急隊員有資格者3名を編成して対応しております。日勤者で隊が組めない場合や、休日、夜間帯については、取手消防署のポンプ隊などで、救急隊有資格者3名が確保できれば、6台目の救急出動に対応しております。それ以上の救急発生となりますと、隣接する消防本部で現場に近い救急隊を茨城消防指令センターが選定し、出場をさせていただいております。令和5年中の救急出場件数でございますが、6,519件出場しておりまして、令和4年中と比較して776件増加しております。6,519件のうち、約7割の4,638件は急病で出場しておりまして、その急病の素性だけで672件が令和4年中よりも増加している状況でございます。また、搬送人員におきましては、6,519件の出場のうち、5,650人を医療機関へ搬送しており、894件は不搬送となっております。不搬送の理由としましては、搬送拒否が243件、救急隊到着後に辞退される方が196件、そのほかには誤報やいたずら、明らかに亡くなっているなどがございます。救急搬送した年齢層については、約6割強の3,765人が65歳以上の高齢者となっており、傷病程度については、入院の必要のない軽症者は約4割、入院加療を必要とする中等症者についても約4割となっております。軽症、中等症で全体の約8割を占めている状況でございます。以上でございます。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 詳しい、数値の御答弁どうもありがとうございます。救急要請が増加している状況になりますと、やはり管轄外の消防本部への応援、こういったものはあるかと思うんですけども、これはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） 本田議員の御質問にお答えします。令和5年につきましては14件ほどありまして、これは全て常総広域消防本部からの応援出場をいただいております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） じゃあ逆に、本市から近隣消防本部への応援、これはどのくらいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えします。令和5年につきましては6件ほどありまして、内訳につきましては、常総広域消防本部が3件、我孫子市消防本部が3件の応援出動をしております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 近隣消防との連携があること、これは非常に重要だと思います。私が取手市のホームページで救急要請の件数、これ確認いたしますと、直近の3年間見ましても、年間で約700件から800件くらい増えております。本市での令和5年の救急要請、これ過去最大だと思います。全国で救急要請件数を見ましても、令和4年度——令和4年——令和4年には約723万件、これ集計以来過去最高となっております。非常に逼迫した状況、これも考えられると思うんですけども。では、そういった状況の中で、救急車の現場到着時間についての御質問をさせていただきます。総務省によりますと、救急車の現場到着平均時間は、20年ほど前には6分程度でした。それが近年は9分以上ということで、20年の間にこれ3分以上遅くなっております。本市での救急車の現場到着時間、これはどのような状況でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） お答えさせていただきます。救急車の現場到着時間でございますが、まず119番通報は水戸市にございます茨城消防指令センターに入電となります。消防が覚知した時間から救急隊が現場到着までの取手市の平均時間は、令和4年が9.4分でございます。令和5年は8.9分でありました。参考までに、全国の平均時間は、令和4年が9.4分、令和5年は10.3分でありました。また令和5年中、本市消防本部での現場到着で最長時間は47分というところがございまして、これは先着した救急隊が現場到着後に複数の傷病者が発生していることが分かったということで、そのあとに別の救急隊を要請しているため、先着した救急隊の覚知時間から、増隊要請のあった別の救急隊が現場到着した時間となるため、47分という時間を要した事案がございました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。令和5年については、昨年より現場到着時間が早くなったという認識でよろしいでしょうか。この全国的に到着時間延びている中、到着時間が早くなった理由、もしあれば教えてください。

○議長（岩澤 信君） 消防本部？消防課長？、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えします。茨城消防指令センターに119番通報があり、県内各地の消防本部の中から、取手市消防本部の管轄内と把握した時点で流す指令のことを予告指令といいます。これにより救急隊員は管轄の確認ができて、出動準備を行うことができます。そのあと、茨城消防指令センターで詳細な通報内容を聴取、救急車が必要であると判断された場合には、本指令が流れて救急車が出動することになります。御質問がありました到着時間が短くなった要因としましては、昨年は、茨城消防指令センターからの予告指令が、以前は、通報場所等、通報内容を確認した後に予告指令を流す方

式から、通報場所のみを確認した時点で予告指令を流す方式に変更となりましたので、通報から予告指令までの時間が短縮されて、団員の出動準備が以前より早まったことで、到着時間短縮の要因となったと考えられます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） つまり場所が分かった時点で、すぐに指令センターから来ると。情報が来るということで、仕組みが変わったことで速くなったという認識でよろしいでしょうか。では現場到着に20分以上かかったケース、これはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えします。令和5年の到着時間が20分以上かかった件数は73件ありました。6,519件あった救急出場に対して、全体の1.1%でありました。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 様々な取組やっていますが、やはり到着が遅くなるケースあるかと思えます。このように現場到着が遅くなってしまいう原因、要因、もしか問題点、こういったことはどんなことがあるのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えします。要因としましては救急隊が装着する装備品が、過去の軽微な装着から、現在は感染防止の観点から、感染を防ぐ目的として隊員の装着物も多くなりまして、どうしても以前より時間を要してしまうのが現状と、あとは地区を管轄する救急車が出動し、また同じ地区で救急要請があった場合、直近で他の地区を管轄する救急車が出動するシステムとなっておりますので、現場までの距離は長くなり、時間も要してしまうのが現状であります。さらには近年の交通量の増加に伴う、道路状況の要因も一つ考えられると思えます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっと続けて質問させていただきます。病院の受入れの時間、これも命に関わる非常に重要な問題だと思います。本市での病院搬送まで、これの時間、これはどのような状況でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えします。消防覚知から病院到着までは、令和5年の全国平均が約47.2分に対して、取手市は全国平均よりも早い約42分でありました。令和4年につきましては、全国平均が約42.8分、取手市は42.6分でしたので、ほぼ全国平均と変わらない状況であります。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。今、時間など数値について、様々お聞きいたしました。私も平均時間という言葉を使って質問をしておりましたけども、この様々な時間の平均時間、これは相対的に評価判断するためにはやはり必要な数値だと思います。でも、この救急要請した側の患者にとっては、かかった時間、これの絶対的な時間というのが、これが全てです。例えば、救急を救急要請して、この到着を待つ場合ですと、例え

ば15分、これは非常に長く感じます。また、病院への搬送時間、これもやはり大きく命に関わります。そういった意味でも、やはり最大時間、これをいかに短縮できるか、そういった取組、これが最も重要だと私は思います。病院搬送時間の短縮のために、どのような取組をされているのでしょうか、もしあれば教えてください。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えいたします。各救急隊は、現場到着後に傷病者に接触、直ちにけがの状態や疾病状況など、傷病者の観察を行います。そのあと、現場や車内において各測定を行い、その他、傷病者の病歴や現在の治療中の疾患、服用中の薬剤などを詳しく聴取するなど、必要に応じた処置を実施して、傷病者の症状に適した直近病院等を選定して、病院連絡を行いまして、測定結果や聴取した内容を病院側に伝え、受入れが可能となれば病院へ向かうことができます。しかしながら病院側の状況からは多忙であったり、入院するためのベッドに空きがないなど、諸事情から受入れが不能になることもございます。また場合によっては、複数の病院が受入れ不能となることがありまして、病院出発まで時間を要してしまうのが現状であります。現在、救急隊は各医療機関にある端末装置からリアルタイムに最新の受入れ情報が入手できるシステムを有効活用して、病院搬送までの時間短縮に努めております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 私ちょっといろいろ調べました。他県ではございますけども、病院の搬送時間の短縮する取組を行っている自治体もございます。救急車から通報者、これに救急車から通報者に現場に向かいながら、傷病者の状況を電話して確認をしていく。そうすることで、滞在時間の短縮、それから適切な措置、こういったものにつながる、これプレアライバルコールというそうです。こういったことをやっているところと、あとは、医師と消防本部の担当者が月に1回集まって、救急隊と救急事例についての会議をする事後検証委員会、こういったものを開いて情報共有する活動、救急隊と医療機関の連携、この仕組み、これをつくることで病院搬送時間の短縮で実績を上げていると、こういった自治体もございます。様々な状況いろいろあるかと思えますけども、やはり病院への搬送の時間短縮、この仕組み、これをしっかりとつくること、これぜひ取り組んでいただきたいなと思います。さらに、報道などでも、救急車の不適切利用、こういったことが問題になっておりますけども、本市でも救急車を適正に利用しない方いらっしゃると思います。そういった方への対応の取組、こういったことはございますか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） お答えさせていただきます。救急車の適正利用については、各救急車の後方にステッカーを貼って掲示をしたり、市のホームページにも掲載をして啓発をしております。また、自主防災会などの消防訓練とか様々なイベントのときにも、職員が救急車の適正利用案内をしたり、日常生活から病気やけがなどをしないよう予防する重要性なども丁寧に説明をし、救急車の適正利用の促進に努めております。さらに、救急車を呼んだほうがいいのか、自分で病院に行ったほうがいいのか、判断に迷うときには、365日24時間体制で救急電話相談というものがございます。これは固定電話や携帯電話

から15歳以上の場合はシャープ7119、15歳未満の場合はシャープ8000番のほうに電話をしますと、専門家から症状に応じた適切なアドバイスを受けることができ、救急車の必要性や受診可能な直近の医療機関を紹介してくれたり、緊急性のない場合は自宅で安静を勧められるなど、適正な指導をしてくれます。救急車の適正利用と救急隊の負担軽減にもつながりますので、シャープ7119とシャープ8,000番の救急電話相談を今後も積極的に案内していくことを考えております。また、スマートフォンなどの画面上からでも確認ができる、全国救急受診アプリQ助、アルファベットのQに助けるの助、Q助も同じように、症状に応じて入力をしていきますと、救急車が必要なかを判断してくれますので、こちらのほうも案内をしていき、救急車が適正に利用されるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どのようなことが不適切利用になるのかというのが、ちょっとやはり不透明というんですかね。例えば独り暮らしの高齢者、これが体調を崩しました。それで身寄りがない、交通の足がない、こういった場合、もう体調が悪くて病院に行きたいと、そういった場合に救急車を呼ぶ場合、もしくは身体が不自由な独り暮らしの方がベッドから落ちた、それで助けてほしいといった場合、こういったケースで、例えば救急車の場合、こういった場合というのは、不適——不適切利用になるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えします。不適切利用の対象としましては緊急性がない入院を伴わない軽症患者、例えば風邪の症状であったり、軽い擦り傷や打撲程度を初めとしまして全国的にも多いタクシーがわりの利用者などが該当すると思われま。本田議員の質問にもあった、ひとり暮らしの高齢者が体調を崩したり、身寄りがない、交通手段もない場合、高齢者の方だけでは、医療機関への受診が困難な場合などにつきましては、現在、高齢者の方から119番通報があった場合、状況を確認するため、必ず救急隊が現場出場し、傷病者を観察、測定などを行い、救急搬送に該当する中を適切に判断いたします。ここで救急車の適正利用の判断に迷うことなく通報をしていただければ——いただきたいと思えます。また、身体が不自由な高齢者の方がベッドから落ちて助けてほしいという通報があった場合は、茨城消防指令センターから取手消防署に直接連絡がありまして、傷病者やけががない状況であれば、救急隊に負担をかけないため、管轄する消防隊がまず出向しまして、通報された高齢者の方をベッドに戻してあげるなど、希望に沿った柔軟な対応をしておりますので、不適切利用にはならないと考えております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 分かりました。適切な利用と不適切となるかというのは非常に微妙な感じだと思うんですね、これやっぱり迷うと思えます。それで先ほど取組の中で、いろんなステッカーとかその促進、例えばシャープ7119とか、こういったことをまだ知らない住民の方、たくさんいらっしゃると思えます。やはり私は周知が十分ではないと、そのように思います。ですから、やはり今後の周知、しっかりと、こういった場合がこの不

適切で適切じゃないのかということ。これをしっかりと周知させていただきよう、これ、改めて続けてしっかりとやっていただきたいと思います。次はちょっと冒頭の件に戻りまして、6丁目の件で戸頭消防署にて、私調べました。私が電話したのが入電16時24分、16時29分に宮和田から出動しております。現場到着が16時44分でした。戸頭から遠い宮和田からの出動になっております。これ、それよりも近い消防本部の予備車両、それから常総広域、隣の常総広域のみずき野の車両、これは稼働していたんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えいたします。現在、茨城消防指令センターのシステム上は、単独市町村の消防本部や広域消防本部を管轄する区域内を各消防本部で配備する救急車の台数で対応することになっており、取手市の場合は5台の救急車が出動となりますと、非常用の救急車を出動可能として、次の出場——救急出場に備えております。本田議員が通報してくれました戸頭地内の救急要請時は、管轄の戸頭救急隊及び直近の救急隊3隊が出場中であったため、宮和田の救急隊が出場となった状況でありました。また非常用救急車まで出場し、市救急車の台数が不足となった場合は、茨城消防指令センターで判断して、直近にある近隣消防本部で待機している救急車に指令が流れるシステムとなっております。現在の茨城消防指令センターの出場運用計画からは、各消防本部が配備している救急車は管轄している市町村で発生した災害事案を最優先としております。また、出動指令システムの変更等もありますから、現状では各消防本部内で救急車が待機している状況でのほかの消防本部の管轄をまたいだ救急事案の直近出場方式は、システム上の課題も多くありまして、難しい状況と考えております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっと確認なんですけども、予備車両は本部にあったんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） 今の取手市消防のシステム上、4署——5台の救急車が全てでなければ、平均非常用の救急車は出場しないシステムとなっております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） システム上難しいということなんですけども、やはり先ほど申し上げましたけども、15分、20分、これは待つ側からすると非常に長い時間です、これ命に関わります。ですから、システム上確かに難しいということはあるのであれば、やはりこの部分は一番例えば5台が出てても、6台目があいてるのであれば、6台目で1番近いところから行く。もしくは、隣の常総の、例えば宮田からよりみずき野から出たほうが確実に早いわけですよ。やっぱりこれシステム上難しいのは分かる、これは理解できますけども、やはりこういった取組をしっかりとやっていただかないと、この救急時救急の到着の時間、これやっぱり短くならないと思います。そういったところにもしっかりと今後、今後検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。また今後、高齢化社会、これ見据えますと、救急要請さらに増えていくんじゃないかと予想されます。時期によって救急車不足される——不足する可能性、こういったことがあるんじゃないかと思うんです。

けども、今後、救急車を増やすこと、これは検討はされていないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） お答えさせていただきます。救急車を増やすことについてでございますけれども、総務省消防庁告知の消防力の整備指針というものがあまして、その整備指針の中では、救急自動車は人口 10 万人を超える消防本部にあつては 5 台となっておりますので、取手市においてはその基準に沿った車両配備となっております。現在、取手市の救急件数は年々増加傾向ではありますが、救急車が不足した場合には、近隣の消防本部から応援出場していただいた事案は、令和 5 年中は 14 件と、全体の 0.2% でありましたので、今後も市内の救急車が全て出場した場合でも、近隣市町村との相互応援協定に基づき、応援出場をしてもらうことで、現在の 4 署 1 出張所の救急車と非常用の救急車を合わせての 6 台で、対応ができるものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 救急車の整備指針には人口に対しての台数ということなんですけども、やはり高齢化が進むと救急要請が多くなると思います。私の住む戸頭団地は、65 歳以上が 8 割います。当然、急病が多くなる、高齢化が進む地域、これに合わせた救急車の配備、これ必要じゃないかと、私は思います。近年、大きな都市でありますけども、機動救急隊、こういったものが採用されている自治体もございます。こういったものを例えば検討されたいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） お答えいたします。機動救急隊とは、東京消防庁管内では、人々が集中する、繁華街地区を中心として想定される夜間帯の救急需要増加に即時対応するため、救急需要が夜間帯に減少する区域から救急隊が贈呈されます。また、全国的には少ないのですが、他県の消防本部の状況を調べますと、山間部や管轄区域が広範囲で現場によっては救急車到着が長時間、30 分以上を要してしまうような、救急の空白地帯を埋めるために、機動救急隊を編成して、日中の時間帯はその地域に移動するなどの柔軟な対応を行っております。本田議員から御質問がありました機動救急隊の当市消防本部での検討ですが、取手市は他市町村の消防本部と比較しても地理的にも恵まれておまして、管轄する範囲も狭く、救急隊がどこの管轄署から出動しても 20 分以内には現場到着ができてきております。現在、取手市のほぼ中心に位置する取手消防署に非常用救急車を配備されており、当市消防本部としましては、この非常用救急車の位置づけが軌道救急隊と同じ役割を果たしていると考えております。さらに、本田議員からございました、高齢化が進む地域に合わせた救急車の配置が必要ではないかという御質問ですが、取手市内には高齢化が進んでいる地域が他の地域にもあると認識しておりますので、非常用の救急車は市内の中心に位置する取手消防署に配備することで、各地域をカバーできると考えております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。消防本部の予備車両が救急、機動救急隊の役割を果たしているということなんですけども、であるのであれば、なぜ戸頭の 6 丁目

の件で、消防本部から出なかったのかという疑問がちょっと残りますけども、救急医療、非常に評価する——時間総体的な平均時間、こういったものに捉われずに、やはり最大時間、これをやはり短くする、こういった取組、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。行政と医療機関との連携、この連携はしっかりできる仕組み、これを構築すること、それから救急要請の状況に応じて、今後の救急車の増備、これもしっかり考えていただきたいと思います。あとは不適切利用を減らすための市民への認知拡大、この三つ、住民一人一人の命を守る取組、これしっかりとお願いをして、この質問を終わりにさせていただきます。次に職員の勤務状況です。冒頭に挙げましたけども、救急が続いたときに食事ができていないということがありました。これ、無理な状況起きてないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） ただいまの本田議員の御質問にお答えいたします。当市消防本部の救急件数は年々増加しており、救急隊員の負担が大きくなっていることは認識しております。現在、各所署の24時間勤務している職員の食事情は、昼食は職員個人が用意しまして、昼食と翌日の朝食は勤務する職員が調理をしておりますので、連続する救急出場や長時間の救急出場をした場合も食事は用意されており、所署に一旦戻れば食事ができるような状況でございます。また、食事時間帯を大きく超えた医療機関搬送後の途中での食事につきましては、総務省消防庁からの通知、救急隊の適正な労務管理の推進に基づきまして、患者搬送した医療機関内やコンビニエンスストアなどの休憩や飲料水、食事の購入などを当市消防本部も認めておりますので、状況によっては、帰る途中での食事をする場合もございます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ただ、実際に食事がとれていない状況が起きておりました。やはり私も経験あるんですけども、管理職10年以上やってきました。管理する側と、やっぱり現場との認識、この乖離、やっぱりありますと、現場で起きている問題の対応、これ非常に遅れてしまいます。そういったところから、やはり現場との情報の共有、それから問題点等々、やはりしっかりと共有していただければと思います。最後の質問なりますけども、災害時の救急体制についてです。地震や洪水など広範囲での災害が起きた場合、救急、非常に困難な状況になると思います。災害時の休憩、これはどのような体制でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） お答えさせていただきます。災害時の救急体制については、通報内容に応じて隊を増やして現場に向かい、現場に到着後、災害状況を把握して、さらに増強が必要なのかを判断し、必要に応じた救急隊を要請して対応するようにしております。また、大規模災害や多数傷病者の発生する可能性がある場合には、現場で医療行為を行う医師や看護師、調整員で編成される災害派遣医療チーム——通称DMAT、こちらのほうを要請し、早期の医療介入を図ったり、傷病者数や現場状況によって、市内の救急車で対応し切れないと判断した場合には、必要に応じた救急車の台数を茨城消防指令センターへ連絡をして、近隣の消防本部から応援出場をしてもらう体制をとっております。また、大

きな災害となりますと、多数の傷病者が発生します。その場合には、中等症以上と判断された傷病者は救急車で搬送をして、軽症者の方は、消防本部の連絡車などを使用して医療機関へ搬送することも考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。広域での災害時というのは非常に道路の状況とか、救助自体非常に困難になると思います。そういった場合は、現場で救急との連携、必要になってくると思います。また広域での災害では他の地域での応援、これ見込めないと思いますので、やはり最悪の事態、やはり救急においても、本当にこの最悪の状況、これを踏まえた上で、しっかりと整備をしていただく、これ、最後にお願いして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

続きまして、防災について、質問させていただきます。1月1日に能登半島で地震がございました。非常に甚大な被害になっておりまして、2か月たっても断水が1万8,000戸、一部の地域においては停電もまだ続いているという状況です。この能登半島では、3年前から群発地震、これが起きておりました。専門家が調査した結果、2年前から巨大地震の可能性、これが指摘されておりました。そういった意味では、防災減災の取組、これが本当にどうだったのかと考えさせられます。首都圏の巨大地震、今後30年で70%という予想も出ており、本市においても、茨城県南部直下型地震、茨城県プレート沖地震、こういったもので震度6強から7、これが想定されております。今や、いつどこで大きな災害が起きてもおかしくありません。改めて大災害を想定した防災減災、この取組、やはり急務だと思います。地域防災計画によりますと、本市における自主防災組織比率、これは78.6%と、茨城県の全体の83.9%に比べて5%ほど低い状況になっております。今日午前中に小堤議員からもありましたけども、地域防災地——地域防——ごめんなさい、失礼しました、自治防災会の未結成地区が15か所ということですけども、改めてこの自主防災組織のない地域について、これ防災はどのように考えているのか。御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは本田議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど本田議員おっしゃってくださったように、自主防災組織に関する御質問に対して、午前中の小堤議員の御質問に対して答弁させていただいた内容とかぶってしまうんですが、改めて、市内には自主防災組織、90組織の自主防災組織が立ち上がっておりまして、それぞれ、自主地域の防災訓練等を実施していただき、自分たちの地域は自分たちで守る、そういったことを念頭に活動していただいております。しかし、重ねてのお話になってしまいますが、市内には未結成地区もございます。現状としましては、15地区が未結成となっております。共助の要である自主防災組織未結成地区のできるだけ早い解消に向けまして、午前中でも答弁させていただいたとおり、研修会や講演会などを重ね、未結成地区の自治会長さんであったり、市政協力員さん、民生委員さんなどを招きさせていただきまして、様々な研修会や講演会を開催して、そういった意識の醸成に向けて支援活動を行って

いるところですよ。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 災害が起きたとき、やはり最初に対応するのは地域のそういった自主防災組織だと思います。そういった意味でも自主防災組織、これ非常に重要です。ただ、この自主防災組織の中には、役員が短い期間に変わるために活動が難しいところたくさんございます。そういったところがしっかりと機能するようにするため——するためには、やはり行政の力、これが、役割が必要だと思います。そういったところへの対応をしっかりとやっていただきたいんですけども、例えば、地区によって被害想定が違います。先ほども石井議員の中にお話の中にもありましたけども、それぞれの地域の被害想定、これがしっかりと認識されなければ、やはり本当に何か起きたときに正しく対応できない場合、これあると思います。そういった場合に、各地区の再被害想定に合わせた災害時の避難計画、そういったマニュアルとかひな形、そういったフォロー、そういったものはされているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。自主防災会組織が未結成の15の地区がございます。我々もその未結成の地区に対していろんな支援とか講演会の開催をさせていただいているというのは、先ほどお話ししました。やはり、午前中の小堤議員の答弁に——質問にもありましたように、大規模の訓練とかではなくて、例えば小規模・中規模の訓練、町会がないところであったり、そういったところにも働きをかけて、誰でも参加できる訓練というのを通して、この防災意識の醸成につなげていけたらいいなというふうに思っていますので、各地域でいろんな実情があると思いますので、そういったところにもいろいろ耳を傾けて対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） なかなか本当に丁寧な対応というんですかね、一つ一つ本当に被害想定など違いますから、やはり行政が一つ一つその地区に回って、しっかりと対応していただきたいなと思います。先ほど訓練の話が出ましたけども、やはり訓練、防災訓練、やはり実施できてないところたくさんあると思います。そうすると、やはり取手市全体での取組、こういったことはやはり必要だと思いますので、今日は様々な、議員の方から、2月の避難訓練の件でいろいろと質問がございました。やはり市民参加型のこの防災訓練を実施する場合、より多くの住民の方が参加するようにすることは必要だと思います。こういったものを実施するために、多くの市民に認知させる方法、やはりホームページ、それから防災無線、こういったものだけではやはり不足していると私は思います。そのためには、自主防災会、そういったところに直接やはり促したりとか、あとは計画を早めに立てて、それで直近だったらまたさらに、こういうことをやりますよということをやると、そういったことをやっぱり必要だと思いますので、しっかりとその辺、ソフト面、いわゆるソフト面、取り組んでいただきたいなと思います。それと、常総市で今年の1月14日、

大地震を想定して、水海道庁舎と石下の庁舎で市役所の職員全員を対象として、自衛隊・消防・警察、この協力の下、大規模訓練が行われております。実践に即して災害本部まで立ち上げております。その各部で情報を共有する、こういったところまで実施しております。やはり最悪の事態——災害は、突然広範囲で起きる直下型の巨大地震だと思っておりますけれども、本市においてもこういった訓練、計画されておられませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） 今、本田議員がおっしゃられた訓練は、私も認識をしております。昨年の11月に、市内全域一斉に、地震を想定しましたシェイクアウト訓練というのをやって——やりました。そういった訓練も一つこの市民の方にとっての、防災意識の醸成につながるものだというふうには思っております。今ご提案いただいた、そういった訓練なんかも、この常総市のほうにもどういった経緯でやられたのか、またどういった効果があるのか等も含めて、調査研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） いろんな計画やマニュアル、こういったものがあっても、やはり実際に災害が起きたときに活用できるか、ここが最も重要です。ですから、ふだんからやはりこういった訓練をしっかりとやっていかないと、いざというとき動けません。何度も申し上げますけれども、災害が起きたときの初動対応はやはり地域の組織になります。そういった意味でも、やはりまずは自主防災組織を組織する、ここから始めないといけないと思います。それでその次は、自主防災会が被害想定に基づいて、平時からちゃんと活動ができる、そういったふうにする。それから、市民の防災の意識を高めていくこと。防災については自助共助、これ基本になりますけれども、この自助共助を助けていく。それをやるのは私は行政の責任においてやるべきだと、私思います。ソフト面、こういったものを含めた取組強化、これしっかりとお願いをいたします。もしこういったことが平時にやるのがなかなか厳しいということであれば、やはり昨日、落合議員がありましたように——質問にもありましたように、やはり防災に特化した部署もやはり必要なんじゃないかと、私も思います。もういつ最悪の事態に災害が起きるか分かりません。災害が起きてからということになれば、住民の方の命と暮らし守ることができませんから、認識改めて、取組を進めていただくようお願いを申し上げます。

では次に、防災無線の質問に移らせていただきます。現在、市内に142基の防災無線が設置されていますが、場所によって、聞こえづらい、または聞こえないということが、地域の方から声が上がっております。実際、私、戸頭団地おりますけれども、近くに防災無線がありますけれども、何言ってるか分からない場所が非常に多くあります。米ノ井に至っては防災無線がそもそもありません。この音達エリアの表を頂いたんですけども、これ見ましても、やはり聞こえない場所あるんじゃないかなと、そのように認識を、私はいたしました。また本市の防災無線、これ藤代合併後に設置されたということで、かなり年数がたっていると思います。そういった意味でも防災無線の在り方、これしっかりと検討すべき時期ではないかと、私思います。こちらは東日本震災時に内閣府の災害時の避難に関する専

門調査会、津波防災に関するワーキンググループという資料の中の情報伝達手段とその在り方というページから抜粋して私がつくったものです。この資料見ますと、東日本震災のときに津波の警報、避難の呼びかけなどの避難に関する情報を見聞きした人、これ 51% だそうです。その下に棒グラフがございすけども、入手情報の入手手段、これは防災無線からが 44%、ラジオが 13%、人から、いろんな人から聞いたのが 25% となっております。情報入手の半数、約半数、44% が防災無線からの情報入手という結果です。次は防災無線の聞き取り状況になりますけども、はっきりこういった内容がはっきり、これは 56% となっております、半数強しか聞こえてないことになります。ただこれははっきりと 1 回、この右——これ、こっち側、この青いやつが 56%、これが聞こえた人。この 56% を超えた人の中で、避難判断への影響というところで、これははっきり聞き取ることができた人の——人は 77% の人がこの避難をしなければという意識が高まったと、そういった結果になっております。つまりはっきり聞こえた人で、はっきりと聞こえた場合は、大多数の方が避難意識を高めたという結果になっております。行政無線は当然ながら最も信用できる情報の一つです。信頼性とか信用性が高い情報は、やはり発災時、発災時に避難指示や行動に対し認識を高めるものだと、このように言えると思います。こういったことから防災時の——ごめんなさい、失礼しました、発災時の防災無線の重要性、これ再確認していかなければなりません。先ほど申し上げましたけども、防災無線の音達エリア、これ確認いたしますと、全く聞こえないであろうという地域がございす。昨日も双葉のほうで聞こえなかったという質問がありました。防災無線の新たな設置、これは検討されているのでしょうか。昨日は双葉のほうでは検討しているということがありましたけども、ほかの地域について、御答弁お願いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。取手市は、今議員おっしゃってくれました 142 か所、防災行政無線が設置されてます。しかしながら、気象状況や自宅が防災無線のいわゆる子局というところから遠いという状況があつて、家にいると聞こえにくいとか、音が錯綜してしまい何を言ってるか分からないなどの御意見があることは認識をしております。また子局の設置は、住宅の密度等にも勘案し設置してきましたので、一部音達区域外——先ほど御紹介ありました稲地区でございすけれども、そちらには設置をしておりません。そういったことも把握はしております。そこで、その対応策としまして、様々な媒体からも防災ラジオの避難情報と同様の内容を発信してございます。防災ラジオは、現在今まで 2,098 台、2 月の末現在でありますけども、貸与が完了しております。市民の方は——方からは、防災ラジオを借りたことにより、無線の内容を確実に把握することができるなど、大変好評をいただいているところでもございす。また、他の情報手段、情報収集手段としましては、防災無線聞き取りにくいときには、防災行政無線放送リプレーというものがございす。こちらフリーダイヤルで聞くことができますし、さらにはホームページ、メルマガ、メールマガジンでもそういった避難情報の内容が確認できるよう、情報発信をしておるところでもございす。防災無線からの情報伝達については、先ほどから申し上げてるとおり、気象条件や局間の距離により、技術的

にこれ限界がございます。聞き取りづらい場合は平時より、そのほかの備えをしていただく、また情報は待つのではなくて自分から取りに行くという、まさに自助の意識を持っていただけるよう、今後も啓発してまいります。また、先ほどの双葉のときに——質問のときに、移設か新設かという話を申し上げました。今、議員がおっしゃったところについても、双葉と同様に一回現場を見に行かせていただいて、その内容をちょっと聞いてみたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 防災無線が聞こえづらい原因というのは、主に3つだと思います。まず、スピーカーの位置がそもそも低い、それから向きが適切ではない、あと無線が聞こえるかの調査が不十分、この3つだと思います。それから、防災無線に向けていろいろ調べましたところ、やはり地形や環境に合わせた適切なスピーカーというのがあります。このスピーカーの——さらにこのスピーカーの性能、非常に上がっております。今本市が設置しているスピーカー、これレフレックス、あとストレートというのがあるんですけども、このスピーカーになります。これは音が到着する——到達する距離が約200メートルから350メートルくらいと言われております。で、今こういった高性能のスピーカーが出ております。これは音の広がり方、それから音の届く距離、音の明瞭度、こういったものが従来のものと違うということです。これ音達エリア、音の届け方、このように違います。例えば従来型のスピーカーになりますと、まず距離は短くなります。そして無線が近いところ、ここは非常に騒音になりやすいと。これは周波数、音の周波数が低い周波数から発信するために、近隣のほうに低い音がすごく響くんだそうです。高性能スピーカーというのは高い周波数から進むので、近隣にはそれほど大きな音に聞こえないということだそうです。そしてさらに伸びるといって、こういった、今、スピーカーがございます。より高いところにスピーカーをつけることで、効率的に広範囲に防災無線を内容届けることができると思います。例えば学校の屋上、団地の屋上、こういったところを設置する。これ検討されているのでしょうか。例えば、戸頭団地で言いますと、北と南側に8階建てと12階建ての団地がございます。URとの関係もございますけども、例えばここにこういった高精度のスピーカーをつければ、ほぼ戸頭全域に聞こえると思います。こういった場所が各地にあると思いますけども、この高精度のスピーカー含めまして、今後の検討としていかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。今議員がおっしゃった新製品といいますか、高性能の防災無線があるということは私も認識しております。ただ、価格が非常に高いもので、なかなか142か所に——1か所につき3つや4つのスピーカーがついてるといって、そういった現状もありますので、予算的なものがネックになってくるのかなと思います。それをつけて、一応、防災行政無線の業者の担当者ともお話をして、そういったものがどこについたらどういうふうな効果があらわれるのかというところを、ちょっと探っていきたいなというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 全てを、142基全部変える必要はないということが、私担当者、このメーカーの担当者と話したときに、そういう話もお聞きしております。つまり、効率がいいところにこういった高性能のスピーカーをつけることで、かなり音達の範囲、これが広がるんじゃないかということで、こういった認識で御検討いただけたらなと思います。行政無線は先ほど資料出しましたけども、発災時の避難勧告に対して、行動が、やはり意識を高めるものになりますので、非常に重要だと思います。ですので、やはり市民の方々、これ取手市民の方々全員が、この防災無線内容はしっかりと聞ける環境、これしっかりと進めていただけるようお願いを申し上げます。

では次、避難所の質問に移りたいと思います。能登半島地震では、2か月たった今でも、1万人以上が避難生活をしております。本当に非常になかなか生活の再建ができないというような状況になっておりますけども。12月の議会で大地震のときの避難所の開設について質問がございました。御答弁の中では、地域の自治会や町会などが集会所を開設し一時待避所を確保し、その後に指定された避難所に移動すると述べられておりました。ちょっと改めてお聞きしますけども、あの能登半島の地震の状況を見て、本当にこのフローで避難所の開設、本当にできるのかということを改めてお聞きをいたします。鍵の問題も含めて御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでお答えをさせていただきます。避難所が、もちろん公共施設指定の避難所が、数、限りがございます。素行の中で対応できない場合は、広域避難とかという計画もあります。またコロナ禍によって始まった分散避難、車中避難、あとホテルや友人や知人への避難というのも、避難はいろいろ様々だと思ってまして、避難所だけが避難、難を逃れる場所ではないというふうに感じてます。先ほどの——最後の御質問何でしたっけ……。

○議長（岩澤 信君） 鍵について。

○総務部次長（斉藤理昭君） 失礼しました。鍵は——避難所の鍵は教育委員会の——例えばその避難所の近くに住んでいる教育委員会の職員お二人に持っていてということがありまして。実際そのお話も、以前から鍵の話は出ておりまして、例えば、自主防災会にも持たせてはどうかとか……

〔澤部議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○総務部次長（斉藤理昭君） （続）そういった話もあるんですけども、やはりその鍵の問題ですと、やはりこうなかなか持ちたがらない方もいらっしゃるし、その管理の面でどうなのかなというところもありますので、なかなか自主防災会とか自治会長さんには、鍵のほうは私はしておりませんが、そういったところで、職員のほうで、1人ではなく2人に持たせているという状況でありまして、今後もそれは続けていきたいというふうに思っています。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） なかなか難しいということなんですけども。やはり本当にこれ、最悪の事態を想定した場合、例えば地震が起きた場合、避難所が指定されておりますから、

やはり小学校等々にやはり住民の方がたくさんいらっしゃると思うんです。そういったときに、本当にすぐに開設ができないということになると、例えば冬——真冬の中で起きた場合とか、深夜に起きた場合とか、そういったときになると、ずっと置き去りにされてしまうということが起きると思います。ですので、しっかりとこの辺ご検討させていただきたいなと思います。最後の質問ですけども、避難所生活が長期に及びますと、やはり災害関連死、これが非常に心配が出てきます。東日本震災では3,676名、中越地震では52名、これ総死者数の76%だそうです。熊本地震では219名、これ81%の方が関連したそうです。今、能登半島地震では15名です。中越地震や熊本地震では直接地震で犠牲になった方よりも関連死のほうが多い状況です。この辺はしっかりと対応されているでしょうか。関連死の予防対策、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。本当に能登地方での能登半島……

〔チャイム音〕

○総務部長（鈴木文江君） （続）のほうでの状況というのは、本当目の当たりにしまして、職員からも報告を受けているところです。やはりこの避難所の問題というのは本当に大きな課題だと？願えなく？我々も認識しております。避難所は本当に指定避難所はもちろん、大きな災害になったときには全て開設しますし、先ほどの鍵の問題につきましても、教育委員会が所管する施設については教育委員会の職員、近くに住む職員に持たせておりますが、安全安心対策課のほうでもスペアを持っておりますので、職員が早く到達した職員が開けるという意識でやっていかなければ、当然間に合わないと思います。関連死に関しても非常に大きな問題だと思っております。できるだけ——長期化するような避難生活には耐えられない方が出てくると思いますので、そういった場合には、別のところ、快適に過ごせるような避難所の確保、場所というのは、速やかに県や国とも連携してやっていかなきゃいけないなと思っております。以上です。

〔チャイム音〕

○議長（岩澤 信君） 本田和也君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。最悪の事態を本当に想定して、しっかりと対応して——防災について対応していただけるようお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、本田和也君の質問を終わります。15時15分まで休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。よろしく申し上げます。それ

にしても新人の議員さんたち、すごいね。頑張ります。それなりに。そうです。〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） 今回本当にやっぱり喫緊の課題ですよね、能登半島地震が起きたというのがやっぱり衝撃ありました。やっぱりどこもそうなんですけど、双葉もそうだったんですけど、初動体制がまずかった。ちょっとあまり双葉のことで、今度6月議会は双葉のほうでね——のことでね、ちょっとまたやるしかないかなと思ってるんですけど、市長、何か言いたかったら後で答弁してください。〔発言する者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） ややや、初動体制が悪かった。消防団が頑張ってくれた、消防署はじめ。という余計な話になっちゃうので、それ気をつけます。まず1点目、御承知のように、防災問題についてです。最初、これだけ答えてください。避難訓練、これまでも度々私取り上げてきたんですけど、特に藤代地域——旧藤代地域、駅前ですとか、私の地区もそうなんですけれども、いまだ自主防災組織を立ち上げておりません。これまで避難訓練等は自主防災会を対象に行ってきたんです、取手市は。いつ何が起こるか分からないということで、自主防がないところも——防災組織がないところも、ぜひ避難訓練とかやってほしいということで、この議場でもう数年前から取り上げてきた課題です。これまで取手市は自主防災組織を中心に避難訓練等を行ってきた。それであくまでもこれは自主的な会ですからということが答弁で返されてきたんですよ。今やめてしまったけど、公明党の阿部洋子さんの地域もなかったんです。阿部さん、ないよねってここでやりとりしながら求めてきたんですけども、大分、今回の議会で、やっぱり能登半島沖地震の危険課題というところで受け止めてきてるんだなというふうに、前向きに受け止めているんですけど。原則というか自主防災組織——自主防災会を中心に避難訓練を行ってきたんですよ。最初、その確認だけしたいと思います。よろしくお願いします。

〔23 番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきたいと思えます。まず、自主防災組織がないところに向けても、しっかりとした訓練を行っていただきたいということに対してですよ。

〔発言する者あり〕

○総務部長（鈴木文江君） どうしても地域の防災訓練や研修等につきましては、やはり自主防災組織や自治会が中心となって行っていただいております。当然、我々としてもそういったところに赴きまして、一緒に活動させていただいたり参加させていただいたりしております。やはり遠山議員さんおっしゃるように、自主防災組織がないところに向けて、どう私たちが働きかけるかということが大事だと思っております。これまで、多くの議員の皆様から一般質問していただいたとおりに、そこでの答弁もさせていただいておりますが、やはりそういった意識をやはり自主防災組織が必要だな、防災に関する意識を高めていただきたいなという思いが強くなり我々にもございますので、研修会や講演会、やはり昨年も行いました。それは先ほど答弁をさせていただいたんですけど、その内容については。

そこに参加していただいた皆さん、自主防災組織がない地域の方からお声をかけさせていただいて、参加していただいております。そういった方を中心に参加していただいております。やはりその後のアンケートでも、やはり勉強になったと、防災に関する意識が高まった、なおかつこれからやっぱり地域の皆さんに声をかけて、今日行った講演会について皆さんと共有して、これからどういうふうに防災に関する意識を高めていかなきゃいけないか、防災の組織をどう立ち上げたらいいかというのを、地域で持ち帰って話し合ってみますという声もアンケートの中に入っております、とてもありがたく思いましたし、意識が少しずつそういったところから芽生えてきて、そういったところを私たちはしっかりキャッチして、今こういった声が上がっているというのを逃すことなく支援していきたいなと思っております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私たちが求めてきてたことがやっぱり必要だというところで進めてきてくれているということで、そこで確認をしていきたいと思っております。これは大きく前進の、踏み出す一歩になっているというふうに認識していきたいと思っております。どなたかの質問に対して、令和2年度はこれやりました、令和3年度はこれということで、年に1回避難訓練でしたか——をやってきたという報告があったんですけど、全然足りないじゃないですか。私、今回また求めていきたいのは、対象を今こそ防災減災に向けて対象を広げた取組を求めるという立場で質問を用意しました。そういう意味では、ちょっとその実際、避難訓練だとか、それから講演会、自助共助と総務部長も、答弁で今言ってきているわけなんですけども、それを市民任せではなくて、やっぱり公助である、行政側がもっとこうやらないと市民の命守れない、財産守れないという立場に立てば、どういう講演会を必要だ——必要かとか、どんな訓練が必要かとかということで、やっぱりそこは行政プロですから、さらなる学識者を呼んで、そういった機会を用意するとかということで働きかけをしてほしいんですけど、対象広げて。その点について改めてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 遠山議員さんおっしゃるように、やっぱり行政としても、地域任せばかりではいけないと十分認識しております。当然最初の段階というのは行政も手を差し伸べさせていただいて、一緒に皆さんを巻き込んで、地域の方を巻き込んでやっていくのが本当に当然だと思っておりますので、もちろんおっしゃるとおり、行政側もしっかりとみんな地域の皆さんと一緒に取り組んでいくという意識でおりますので、これからも講演会であったり、訓練であったりというのは、もちろんそのつもりで進めていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 確認しました。次の2点目なんですけど、本田さんも言いました。高齢化が進んでいる中で、自主防災会ですとか地域住民も高齢化が進んでいる中で、私今回提案する——提起するのは、学校ですとかあと地域・福祉現場など各分野での防災に関して、人材育成に向けたさらなる取組を求めておきたいと思うんですが、その点の所

見を求めたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。地域の防災の人材育成に向けてという御質問であります。例えば、学校に向けた防災士育成という取組については、学校からの要請により、避難訓練と合わせての出前講座であったり、子ども青少年課と連携しまして、放課後子どもクラブでの防災講座を実施しておりまして、先日、宮和田小でしたか——やったんですね。そうしたところ、非常に好評だということで、子どもたちもよくその防災の講座に耳を傾けていただいたということで、学校のほうからも本当にお褒めの言葉をいただいたところでもあります。そういった講座を通じて、そういった防災意識の向上につながるものだと思っております。防災人材の育成は、受動的ではなく市が能動的に行っていく必要があるかと思っております。防災講座を効果的に実施するためには、参加者には一定のレベルの防災意識が必要であると考えてます。防災育成人材の——防災人材育成の前段階として、市民一人一人の防災意識の向上を図るべく、市内全域としたシェイクアウト訓練も昨年度を実施——今年度実施をしたところでもあります。様々な視点から防災意識の醸成に向けて、防災人材育成のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 例えば防災に関する人材育成という点で、知力・体力にすぐれ、地域に明るく、周りの人たちを——地域をよく知ってて、周りの人たちを元気にさせてくれる、その中学生にちょっと焦点を当てて、防災の担い手として適任だというところで、実は議会事務局のほうで全議員に配ってくれている自治体ワークスという雑誌が月刊誌があるんですけども。とてもいつも参考になる記事が——地域の活動ですから、とても参考にしているんですけども。そこで、しっかり載ってたんです。後で見ただけならばと思うんですけど、荒川区は全ての中学校に防災部という部活が設置されたという、それまでの経緯もあるんですけどもね。ぜひ参考にさせていただけたらと思っておりますけれども、その点、教育委員会かな。私、教育長にも答弁求めてるんですよ、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞男君。〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。防災教育という観点で、まず小中学校の取組を答弁させていただきます。学習指導要領には、各教科等の学習と関連づけて防災を含む安全に関する資質、能力の育成を目指すことが示されております。小学4年生の社会科では、地域の関係機関や人々が自然災害に関し、様々な協力をして対処してきたこと。今後想定される災害に対して様々な備えがされているということを学習しております。また、小学5年生の全児童がタブレット端末を活用してマイタイムラインを作成することで、災害発生が予見される場合の、避難行動等について学習を行っております。さらに、中学の地理では、東日本大震災で被害を受けた被災地の復興のために、自分たちでできることを考える学習を行っているところでございます。また昨年12月に、戸頭中学校では、地域の方と一緒に実践的・実効的な救急処置について学ぶ防災教育を実施したところでございます。高齢化が進み、災害発生時には支援を必要とする方が多くいる

ことが予想されます。地域の一員として自分たちに何ができるか、災害時にどのような行動をとることができるかを考える場となりました。今後、このような活動につきましても、ほかの学校に広めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 教材というか学習という流れの中で、そういった経験はできると思うんですよ。？指導要綱？にも入っているという問題——課題だと思っています。荒川区は、平成 24 年に公立の南千住第二中学校が、防災を通じて地域のつながりを持つことを目的として始まったということで、最初はレスキュー部という部活と言えるのかな——部活動で自立的な行動力を養い、災害対策を自分事化するというので、とても充実。それが全ての今、公立中学校に防災部として設置されているということで、いやこれは貴重な活動だなと思って感心したところなんです。上から押しつけるというわけにはいかないとはいいますし、あくまでも、こういった事例があるよということで、自主防災会も、あと自治会ですとか民生委員の方も本当に高齢化が進んで、下手すると自治会も抜きたいという、そういう声も現実起きているという今の現代と言えることだと思うんですけど。そういう意味では、子どもたちの——子どもの頃からの、そういった経験というか、とても大事だし、また子どもがここに中学生でも来たら、みんな「わー、よく来たね」となると思うんですよ。それだけ地域にとっては明るいコミュニティーづくりにも？寄与？するような効果はあると思いますので、今後のぜひ参考にしていただけたらと思います。それから総務部長、斉藤次長からの答弁の中でも、自助共助については周知啓発を行うという、この間、答弁がありました。今議会では 22 人中、9 人が防災について質問しているわけですが、それだけ関心度が高いあらわれでもあり、喫緊の課題だというふうに共通認識——全ての議員、もちろん職員の皆さんとも共通認識を持たれていると認識しております。昨日の落合議員からの危機管理課ということで提案されましたけれども、私ども共産党、今日傍聴に見えてますが、〇〇〇〇も再三、もう危機管理課に格上げして職員もしっかり配置して、いざというときのためには、みんなで動けるようにすべきだということで声を届けてきたわけなんですけれども。昨日、県のほうに確認しまして、どのくらい切り替えてきてるかって、ちょっと聞いてみたんですよ。そうしたら、グーグルネットに出てますということで、私もそこで見たわけなんですけど。県内の 44 市町村の中、32 市があって、そのうち 26 の市で危機管理課または防災課——小堤議員が言ってましたけど、防災課にも変えています。この件も——この点も、私たち共産党会派としても繰り返し求めてきたわけなんです。職員の増員を含めて検討を——中村市長には積極的に検討していただきたいと思っています。これ私通告していないので、答弁は結構です。

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） でもここでやっぱり流れで、議会は一つだから、いいことはいいで本当に私も念押ししておきたいな、これは全ての議員の共通——課題だというふうに受け止めていただいていいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 遠山議員、質問をお願いします。

○23 番（遠山智恵子君） それでは、次の質問に移ります。2 点目の地域公共交通問題

について入ります。2月1日の広報とりでで、今回のダイヤ改正が知らせれました。市民の反応がどうでしょうか。私は桜が丘の方から、何なんだったって、ちょっと怒りの声をいただいたわけなんですけれども、担当課のほうではどうでしょう。市民の方から声は届いているのでしょうか。届いているとすれば、どのように受け止め応えていくのかをまず伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。今回のコミュニティバスのルートダイヤ改正でございますが、既に御案内のとおり、2024年4月1日に働き方関連——働き方改革関連法の自動車運転者に対し——自動車運転者に関する猶予期間が終了し、あわせてバス運転士の労働時間等の基準が改正されることにより、運転手不足が一層深刻になる、いわゆる2024年問題を原因として行うものでございます。新たな運転手の拘束時間の上限規制を遵守しながら、運転手不足の中でコミュニティバスの運行を継続するために、減便または経路の効率化などで運行時間の短縮を図ることなどを主な改正内容としております。今回の改正を市民の皆様にお知らせするために、1月25日から市のホームページに、また、広報とりで2月1日号の1面と2面に改正内容を掲載したところ、約1か月間で十数件の御意見を電話やメールなどによっていただきました。その内容といたしましては、利便性が高まったと御好評をいただいたものや、運転手不足が理由であればやむを得ないと事情を御理解くださる声がありましたが、その一方で、中央循環西ルートの終点が、取手駅東口からウェルネスプラザに変更されることに反対する御意見、東北部ルートで桜が丘回りが廃止されることに反対する御意見などがございました。こういった御意見に対しましては、その都度、今回の改正の背景や、一般の路線バスとの競合を避けるための、このような措置であるということをお説明させていただいているところです。今後、改正日の4月1日を迎え、さらに御意見が寄せられるものと考えてはおりますけれども、いただいた御意見は真摯に受け止めさせていただきます。今後の交通政策の参考にしてまいりたいと、このように考えております。〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私も苦情を届けてくれた市民の方には、議員は何やってたんだなんて言われちゃったんですよ、実は。でも、秋の頃から、この2024年問題だということで、議会のほうにも説明はあって、働き方改革というところでは、やむを得ない面も一つあるんだということですね。ただ、これはこれで市民の立場から声を直接まずは届けてください、議会は議会で——これまで改選前は建設常任委員会のほうでも十分丁寧にやって取り組んできましたんでね、それも議会の中の提言というふうには受け止めていただいていると思っていますけれども。これからまた、計画づくりということで、私も承知はしております。ぜひ、市民の声、応えていく立場で丁寧にやっていただければと思います。あと前回、いつでしたっけ、アンケートをとりましたけれども、本当にバスを利用している人しかとってなくて、本当の意味でのアンケートではなかった。あのときも私は言いましたけど、ちょっとやっぱり市民の声をいかに広く聞き入れるかということか、まずはそこを基

本に置いていただきたいなと思います。あと地域に出向いて直接声を聞くワークショップのようなものも——ようなことも取り組んでいっていただきたいなと思います。その辺は要望とします。次の2点目の質問なんですけど、免許返納に対する取組が県内市町村で進んでいます。私ども共産党の江尻加那議員が、よくこういった情報を一覧にして届けてくれているんですけども、取手市は、70歳以上でコミバスの定期券3,000円で3か月利用できる。これはこれで、免許返納のときだけじゃなくて、1回で打切りだとか、そういう市町村もあるんですけど、でもそういう意味では、一定理解はできてはいます。ただし、コミバスがこうやって減便されている中で、コミバス使いたくても使えない地域であったり、そういう市民もいるわけなんで、そういう意味では、例えば一覧表を見ますと、常陸大宮ですとか常陸太田市では、コミバスまたは路線バスまたはと、そこで市内タクシー利用券1万2,000円分を返納後3年間交付するとか、それから常陸太田市では、バスのICカードまたは市内タクシーなど、結局、バスをあまり利用できない人というか、でき——しない人にはタクシー券の利用券を1万円分、返納後3年間交付するとかってあったんですよ。取手市は先ほど言ったように、一定のやっているとは思いますが、こういった現状があります。その点について、どうでしょうか、所見を求めたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。取手市のシルバーパスにつきましては、御案内のと通りの制度でございますが、こちらにつきましてはシルバー——普及のため、取手警察署の御協力の下、運転免許を返納された方に対して、シルバー割引のPRを兼ねて、コミュニティバスの時刻表を配付したなどの取組も行っているところです。そのほかのサービスについて、いろいろ御提案いただきましたが、やはり取手市としましては、公共交通の観点からいえば、そういった方々も安心して暮らせるように、町の交通の便利性の維持とか向上を目指していく方向で、なるべくふだんの——不便のない方向を目指していきたいなというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） いろいろな取組も、市町村で取り組まれてるということもぜひ認識していただいて、検討課題にはしていただきたいなというふうに思います。次の3点目なんですけれども、高須地区の問題です。10年もの間、路線バスもコミバスも走らない。高須地区の要望に応えず、空白地域にしてきた。前回、最後の改選前の12月定例会でもこの問題取り上げました。そこに全部長・全次長いるというようなことで、私も言ったんですけども、何らかの対策は急務だと思っています。市民への移動権の保障、どう考えるのかという観点からも、この点について、その後検討されたんでしょうか。中村市長も選挙のときには、高須地区で何とかしますと演説したんだ、だから1票入れたという話もありました。いやこれ、切実なところではあるんですよ、本当に。市民の要望に応えてくれる人をということ、あるんですよ。その点どうですか、検討されているでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。高齢化の進展に伴いまして、

自家用車の運転が困難となった高齢者が増加をいたしまして、これまで公共交通の需要があまりなかった地域でも移動のニーズが高まっているものと認識しております。限られた予算の中で、市内全エリアを漏れなくコミュニティバスのルートの中に全て組み込むということは不可能でございますし、物理的にバス車両を走らせられない地区というものもございます。また、そもそもバス運転士不足が改善されなければ、増便もルートの増設も困難な状況ということもあります。しかし、したがいまして、既存の公共交通だけで今後の移動ニーズを全て満たしていくということは、あまり現実的ではないと考えております。そうしたことから市としましては、既存の公共交通のほかに、自家用有償旅客運送や、企業、学校などの送迎サービスなど、地域にある輸送資源を総動員して、その連携と役割分担によって市民の皆様の移動手段を確保するなど、地域のあるべき公共交通の方針を示す、地域公共交通計画の策定に向けた調査を来年度から進めてまいりたいと思います。そして、将来あるべき姿という計画を策定していきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうすると、空白地域にしてきて10年たったんで——たつんですけれども、さらにもう1年、空白地域ということでやるってことなのよね。そんなおじぎしなくて結構ですよ。高須地域の皆さんも何とかやってきていたんですよ。でもやっぱりもうちょっと限界だといわれて——高齢化が進みますよ、10年たったんですからね。そういう意味では、同じ取手市民であり、納税者ですよ、皆さん。納税者だったという人もたくさんおられますよ。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 年金者、無税になるから。でもさ、そこでやっぱり丁寧にやるべきですよ。これからアンケートをとってなんていったら、長引くわけです、私、12月定例会で提案したのは、タクシー券、今、常陸大宮ですとか事例を出しましたけど、月1,000円でもいい。福祉タクシーは1,000円にはならないんですよ。それも値上げしてほしいんだ。これ、往復したらば3,000ぐらいかかっちゃうという、藤代の人声も聞いております。それはまた違ったところなんですけどね。福祉タクシーとなると。でもこういったことももう実際あるわけですから、制度は。やっぱり空白地域にしてきたところでは、やっぱり思い切って、一定ルートを改正する。1年間の間でもいいから月1,000円なら1,000円のタクシー券ですとか、本当に必要な人でいいんですよ。うちは何とかやれてるよといううちだったらばいいんですよ、そこは。御協力ありがとうございますということで。でも本当に困ってる人がいるわけです、そういう意味で、元気な高齢者をつくる意味でも、やっぱり移動権の保障をしていただきたいということで、また6月議会に取り上げていきたいと思っておりますので、検討してってください。よろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。高須地域の方々からも要望いただいております。いただいている中で、高須地域に限らずに、空白・準空白となっているようなエリアがあることはもちろん、私たち承知もしております。そのような中で、

今後このバス運転手が不足していく中で、この資源をどう利活用していくかということがこれからの時代には求められてくるんだと思います。そのようなところで、決して無駄に時間を費やすつもりはもちろんございませんけれども、きちんとした地域のAの地域とBの地域ではお考えも違うところもあると思います。ですので、そういうその地域に——特性に合った方策というのを見つけていきたいという思いもあって、調査をさせていただきたく考えております。拙速に——例えば議員、一例としていただきましたけれども、拙速にそこを決めるのではなくて、きっと長い年月をこれからのこの地域公共交通という柱をつくっていかねばならないと思いますので、その部分で、地域の皆さんの声もお聴きしたり、手法の検討をしたり、どういうものが一番望ましいのかというのを立てさせていただければと思って、来年度調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私、コロナになる前ですよ、出前講座を受けたんですよ。都市整備部の。そのときに本当に台風だったかな、というとき。本当あいにくの天気になったんですけど、全体で10名近く集まって開いたんです。そこに市民の方、高須の方、高須公民館を活用してお借りしてやったんですけど、そのときに、職員のほうから出前講座に来た職員のほうから、既にタクシーの利用ということもあるのでという、そういう説明も実は受けていたんです。それはどうなった、どうなったという追っかけはしませんでしたけど、その場での。やっぱり職員が職員としても歩み寄った形で市民の要望に対して、こう答えて——答えようとしてくれたという、私はいい意味でとらえておりますけれども。もうそういったこともあったんで、本当にさっき言ったように、単なる計画つくればいいじゃなくて。地域に出向いて、意外と取手市はそれ少ないんですよ、出向いてワークショップなり、そういったので大いに声を取り上げて吸い上げていっていただきたいということで、そのことを言っておきたいと思えます。でもぜひタクシー券、私ちょっとこれはこれで本当に困った人がいるという場合は、対応してもらいたいなというふうに思っていますので、検討はしていただければと思います。

次の質問に移ります。3点目の介護保険制度についてです。今回、私もなるべく傍聴させていただきました。施設長であったり、ケアマネの中心になっている方も本当にその立場でリアルな発言もあったというところで、とてもありがたいなと私は思いながら聞いて参加させていただき——参加といっても、あくまでも傍聴ですから聞くだけですけれども、聞くことができました。そういう意味では、今回の第9期取手市介護保険事業計画の特徴、どんなふうになるのか、働く側の立場であったり、今、新聞報道でも訪問介護報酬引下げというところで大々的にニュースが流れて新聞報道でもいろんな新聞でも声が届いております。そういう意味では特徴はどうなんでしょう。で、利用者にとってはどう変わるのか含めて、お答えいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） それでは、遠山議員の御質問に答弁いたします。第9期に当たる取手市介護保険事業計画の特徴ということですが、介護保険法においては、厚生労働

大臣が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとされておりまして、市町村はその基本指針に即しまして、3年を1期とする当該市町村が行います介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であります市町村介護保険事業計画、こちらを定めるものとされておりまして、今回、取手市が作成いたしました第9期取手市介護保険事業計画、こちらにつきましても、厚生労働大臣が告示いたしました基本指針、こちらを踏まえて作成しております。国の指針の内容ですが、まず、介護サービス基盤の計画的な整備について、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ、こういったものの見込みを適切に捉えることとされています。第9期の計画期間中に、いわゆる団塊の世代と呼ばれる皆様が全員75歳以上となります。さらに全国的には、高齢者人口のピークは2040年とされておりまして、85歳以上の人口が急増し、医療、介護、それぞれ双方のニーズを有する高齢者などが増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。計画においても、2030年、令和12年、さらには2040年、令和22年、こちらまで様々な推計を見込んで計画のほうをつくっております。次に、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組、こちらが今回の特徴として挙げられます。ここ数年で、今後の認知症高齢者の増加、さらにヤングケアラー、こういったものが注目されまして、家族介護者の支援が重要視されております。地域における様々なサービスの担い手の確保とともに取り組むべき内容となっております。最後に、国がポイントとしたのは、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と、介護現場の生産性の向上となります。介護保険の構造的な問題である人材確保、こちらを国も引き続き重要視していることが分かります。なお、このポイントにつきましては、都道府県が時期を同じくして策定する都道府県介護保険事業支援計画に定める事項が多く含まれております。以上が、国が示した点のうち、特に市町村が担うべき事項を踏まえて、取手市第9期介護保険事業計画を策定しました。以上となります。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○福祉部長（彦坂 哲君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 特徴的なところは分かりました。介護保険が始まる前でしたか、茨城県は地域ケアシステムというような、そういった保健、そして福祉、医療との連携ということで、当時は旧藤代町時代なわけで、そういう意味では、藤代庁舎の周りには保健センターがあり、社協があり、そこで、もう何か困ったという連絡が入ると、もう常にぱっと連絡して、取りあえずヘルパーいるんだったらちょっとあそこ行ってということで、そういった要素、私も本当にリアルに目にしてきたという経緯がありまして、それが介護保険が始まって、ちょっとまた崩されて、今またそれが戻りつつあるなというような、今、部長の答弁から聞いたところでは、これからの障がい者福祉の点でも、そういったところはもう最重要視される医療、福祉——何だっけ、介護というところで取り組んでいかなければならないというところでは、その辺は大いに期待しながら、また行政側もそういった意味では大変かと思うんですけども、ぜひ連携を取っていただきたいというふうに思います。2点目の——そういう意味では人材確保って今部長からありましたけれども、それと逆行するのかなってちょっと心配になるのが、訪問介護報酬引下げが行われるとい

うことで、大分、新聞報道されております。それに対する影響は、担当課としてはどのように受け止めているのか、まずお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。今回の令和6年度介護報酬改定において、各サービス別に見ますと、訪問介護の基本報酬について、身体介護、生活援助、通院等乗降介助の全てで、報酬の単位数が現在の単位数から減となっております。一方で厚労省は、処遇改善加算の加算率の引下——引上げにより、この減額分をカバーする考えを示しておりますが、基本方針の引下げについては、発表を受けて様々な議論がされていると報道されております。議員の御質問の引下げによる影響についてですが、この改定された報酬が適用されるのは、令和4年——失礼しました、令和6年4月利用のサービス分からとなります。この改定が市内の訪問介護事業所のサービス提供にどのように影響するかも含め、保険者であります取手市としては、市内の高齢者、被保険者に対するサービス低下がないよう、各事業所の状況については注視していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 今すぐは分からないだろうけれども、推移を見ていくだけではちょっと何か大丈夫かなと心配するところなんですけれども。市としては、何か対応策というか、ただ推移を見見ていく、注視していくというだけしかないんですか、やっぱ国からのですから。今、厚労省のほうで何か処遇改善の加算率を2.1%に引き上げる。だから、何とかとんとん行くはずなんだというような、そういった報道も、受け止めているところなんです。でも、現場、何か所か聞いて回りましたらば、事業所によっては加算になるから大丈夫です、心配されなくても、というところと、いやこれは大変な問題になりますよ、ちょっと小規模のデイサービスをやっているようなところは、もうダメージは大きいはずだということで、現に人材が介護職員の不足というのが——人数が減っているということが、これずっと一貫して全国の課題になってきてたはずなのに、その辺との影響というのは大きくあるんだろうなと私は心配してるんですけれども。どうなんでしょうか。これまで取手市は幸いにして事業所の閉鎖はありませんという説明を委員会とかでされて受けてはきたんですけど、その辺のちょっと危惧というか、心配されません。それだけ。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 介護保険の介護現場の人材不足ですとか、そういった部分につきましては、施設の規模であったり形態であったり、先ほど議員からもございましたが、それによって様々だと思います。それに対して、今後どんどん国民の皆さん、年齢高齢化が進んでおまして、人材確保ということは、全国において課題となっているということは認識しております。一方で、このサービス別の報酬単価、こちらに関しましては全国一律のものでして、一保険者である取手市がこれを改めるもられるものではない、このように我々としては捉えておりますし、そういう仕組みとなっております。今回、介護保険の改正によって変わる様々な事項につきましては、引き続き、国の行う制度として国民的議論が必要だと考えますが、そういったものも含めて、引き続き注視してまいりたいと思

ます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そういう意味で、市がやれるということは、県の課長会議ですとかいろいろありますよね。そういう場で、国保なんかでもそうなんですけど、国に声届けているんですよというのは、委員会で説明聞いたりしてたんですけど、ぜひ介護保険関連でも、これもう国が決めたから終わりじゃなくて、いや現場はこうやって困っている声もあるとか、担当課としては心配だというような声も県を通してでもいいんで、ぜひ、それが今市でやれることなんじゃないかなと、実は私は思っていたんです。ぜひそういう立場で積極的に声を届けるという立場で取り組んでいただきたいと思います。3点目の提起してきましたケアマネジャーの不足解消策として、私、9月議会でしたか取り上げたのが――提案したのが、ケアマネ更新のときにかかる――いろいろ費用がかかる、7万5,000円とか8万円かかるという声もあったんですけども。あと休まなきゃならないという、そういう意味では市の支援策を求めたわけなんですけど、その後検討されたかどうか、その点について答弁をいただきます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 御質問に答弁いたします。これまでも遠山議員より、市内事業所への介護支援専門員の定着のためにも、市内に勤務するケアマネジャーのその資格の更新をする際などに要する経費を、市が一部助成する制度の導入を提案していただいております。御提案の事業につきまして、これまでに東京都内の特別区などで行われていることを確認するとともに、茨城県内におきまして、44市町村のうち、現在では1自治体を実施していることを確認しております。引き続き、近隣自治体の導入状況、また実施自治体における効果、こういったものも含めて、調査研究のほうを続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 何かとあまり芳しくない答弁のときには、近隣自治体を注視してという、誰かどなたか言ってましたけど、すぐそういう答弁になるという。取手も我孫子とかつくばみらい、牛久のほうからもケアマネジャーを借り出し――借りてるよという、そういう実態もついこないだ聞いたばかりですしね。そういう意味では、ぜひ積極的に、あそこがやってるからここはやってないからとかじゃなくて、取手市の現状、実態を踏まえた上で、改善策をぜひ――それって、取手市の姿勢なわけなんですよ、政治姿勢って私たちよく言いますが、それが、頑張って――自分たちに一生懸命、的を向けてくれている、じゃあ頑張ろうかなあというところにもつながりますんで。先日の委員会の中では、取手市の包括はとてもよくしてもらってるというのが分かったんですけど、副委員長のほうからそういった発言もあって。周りで聞いていたあと私たち傍聴者は、本当にそういう話聞いて、やっぱりうれしいんですよ。そういう意味でも、やっぱり励みになるような、取手市頑張ってるよ、こういうことでやっていきますよという、高齢化だって34%だけ――高いわけですから、取手市の現場を踏まえた積極的な政策といいますか、姿勢を示していただきたい。だから、私はあえて7万5,000円に対して幾ら支援したらな

んていう金額までは私は求めておりません。ぜひ姿勢を示していただきたいというふうなことです。そういうことで、また引き続き頑張りましょう。

最後、4点目の藤代小放課後子どもクラブについての質問に移ります。どちらかという
と、これが一番の目的かなと思うくらい力入ってます。こういうとき教育長、目を合わせてくれない。〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） やっぱりそうですよ。子どもたちに言ってるでしょうよ、目を見て話ししようと。住まいは人権という観点で見れば、まさに子どもたちが、ただいま
って帰るんですよ、子どもクラブって。放課後——昔、私たちも子どもを育てながら学童
保育とってたんですが。ただいまとって、ランドセル、ぱーんと部屋の中に置いたり
して、ほらほらほらなんて、支援員が——指導員が声かけてくれたりして、親としては本
当にありがたいなと思って、3人の子どもを育ててきました。そのただいまと帰る子ども
クラブは、いわゆる放課後、子どもたちにとっては家と同じ住まいといえます。この生活
の場である放課後子どもクラブ室内にトイレがないのは、児童の人権侵害に当たるんじや
ないんですかって、私は市民の方から指摘されたんですよ。ショックでした私、そうかそ
ういう意味もあるんだな、そういう角度で見なきゃいけないんだなと。今までも藤小の子
どもクラブができてからずっと——もう20年近くなるんですけど、ずっとこの問題取り
上げてきました、お母さんたちと。改めて、どのように受け止めます、この市民の声。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 遠山議員の御質問にお答えいたします。遠山議員からは、放
課後子どもクラブの件、これまでも何度も御質問いただいております。藤代小学校放課後
子どもクラブのトイレにつきましては、体育館の外トイレに加えて、子どもクラブ室に隣
接する体育館、玄関内の多目トイレを使用しております。また、体育館の外トイレを使用
する際には、支援員、補助員が必ず児童に付添いまして、安全面に配慮しております。ま
た、トイレ使用をする際に際しまして、集団生活におけるルールとして、児童が職員に声
かけすることとしております。また、今年の2月からは、藤代小学校の学校長と協議しま
して、校舎内の利用可能な教室をクラブ室として現在利用させていただいております。主
に3年生から6年生までの児童が利用しているといった——状況です。現行のクラブ室で
は、主に1年生と2年生の児童の利用となり、職員からは、児童への目がより届くよう
になり、クラブ室を分けたことによりトイレの付添い回数も減ったといった話もありました。
今後も、児童の安全確保を考慮した対応を継続して行ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 藤小クラブ、藤代小の子どもクラブはもう本当一つの部屋な
んで、もうよく支援が怒鳴っているなんて職員から言われて、当たり前だって私は言った
んですよ。子どもが一つの部屋に、わーってあの頃100人登録してたのが、今でももう1
番多いところで60人きてる。で、そういう中で大きい声出さなきゃ通らないというのを
分かんないなと、そのためにはどうあるべきかといって、私は天井板変えてもらったり一
級建築士無料で見てもらった。対応簡単ですよとって。それはもう教育委員会もすぐや

ってくれましたよ。雨降ってたって何だってトイレがない分、水道もなかったんですよ部屋に。外の靴履いて、履きかえて外のベランダのそこで手洗って、はい、おやつなのよ。いや本当にこのコロナの前だったからよかったんで、もう〇-157 だってあったし、本当に、それで〇-157 があってかな、せめて手洗いはと言ったら水道はつけてくれたんですよ、部屋の中に。あとはトイレ、ちゃんと設計もされて、部屋も確保されています。男の子、女の子ということいって、それなのにいまだつくっておりません。で、藤小、校長も協力してくれて、今、部屋使ってくれてるというんですけど。私、てっきり子ども教室と児童クラブに分けてくれたのかなと思ったら、違うの、長塚課長。現場よく知ってるんだもん。そうじゃないの。学年で——ごめんね、学年で分けたというだけですか。確認。

○議長（岩澤 信君） 質問でよろしいですか。よろしいですか。答弁を求めます。

子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。校舎内の新しく学校からお借りした子どもクラブ室については、3年生から6年生までの子どもクラブの利用児童をお預かりするよう部屋となっております。子ども教室につきましては、これまで同様、実施する際に、体育館やグラウンド、それから特別教室などをお借りして実施するよう形をとっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） いや教室借りられたっていうから、よかったねと思って、私は文科省——内閣府でしたっけ——が示した子どもクラブ——子どもクラブじゃなくて子ども教室と児童クラブに分けられたんだなど、単純に受け止めたわよ。全然違うじゃないですか。要はまとまりやすいように、異年齢児と一緒に生活するというよさもこの子どもクラブではうたってたはずなんですけど。児童クラブのよさという、子ども教室のよさというの、異年齢児で交流できるという。ただそれを静かにさせるために、見やすいために、高学年と中学年も一緒ですけど、3年から低学年と分けたという。支援員が見やすいように、そういうふうに分けたということですか。あと、この小学生が児童が、先生トイレに行きますよなんていうことがルールなの。私は元保育士なんですけど、子どもが、「先生、おしっこ、トイレ」、「トイレなら行っといで、一々言わなくてもいいんだよ、自分でトイレ行きたいと思ったら行っておいで」と私は言ってきたんですよ。そういう保育してきたんです。それが、学校に行ったらトイレに行きますって言わなきゃなんないの、そういうルールを作ってるの部長。なにをやってんだろうと思っちゃう。学校教育は、だって自立心を育てるんじゃないんですか。学校の勉強だけじゃなくて、だから、私たち議会は、こういった子どもたちだけじゃなくて、市民の施設環境だったり環境整備を私たちやらなきゃいけない。整えて——整備させるためにこうやって議会で取り上げていくわけなんです。教育面であれやれこれやれなんていうことは、ちょっとそこはタブー視しよう、もちろん反動的な教科書なんてなったときはこれは大問題ですから、きちっと声を届けていかなきゃいけないと思ってますよ、議会として。でも、そうじゃないところでは、いかに子どもたちが学校教育を受けられ、本当に自立心が育つようなそういう教育の場になるように、私たちは施設整備に、また予算——教育予算を増やすようにということで声

を上げていくんですよ。それが役目だと思っています。今の部長、ちょっと間違ってるからね。結局、そういう環境にしてるんですよ。雨の日降ったときだって、子どもたち、わざわざ上履きから靴に履きかえて、支援員も1人ついてますよ。〔チャイム音〕

○23番（遠山智恵子君） でもベランダで待ってるの、傘さして。

○議長（岩澤 信君） 遠山議員、残り時間もなくなってきましたので、質問をお願いいたします。

○23番（遠山智恵子君） いや、こういう答弁が出てくると思わなくて、びっくりしました。ちょっと考えたほうがいいですよ。ただトイレだけの問題じゃなくなってきちゃうわ。あと、2点目の角度を変えてお聞きしますが、これ大事なんだ。今回の目玉です。トイレの見守りとして、他のクラブより支援員を1名多く配置してまいりました。平成20年建設されて、4月開所したら、もう親のほうから請願——次の6月議会で請願が出ました。議会は賛成しました。採択しました。その後、いつから何月からだったか分からないけれども、1人配置してくれたんです。平成20年4月、クラブができてすぐ6月定例会に保護者から請願が提出され、採択されました。請願理由の中に、不審者などによる犯罪が多々報道されている昨今、監視の及ばない屋外トイレを使用することは防犯上危惧されるところと、当初から市内にトイレ設置が求められております。で、今日まで来ちゃった。この少し後にトイレ対応のために1人多く配置されたと思うんですが、今日まで、今日までの支援にかかった予算総額をお聞きします。今回のこれが目玉だったんだ。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞男君。

○教育部長（井橋貞夫君） 藤代小学校の放課後子どもクラブは在校生の利用割合の高い子どもクラブの一つでございます。毎日多くの児童に利用されておまして、そのため、ほかの放課後子どもクラブよりも職員を多く配置し、児童の安全確保に努めております。で、職員の配置……

〔澤部議会事務局次長ベルを2回鳴らす〕

○教育部長（井橋貞夫君） （続）につきましては、一定の配置基準がありますけれども、子どもクラブの実情や児童の状況に応じて増員等を行っております。

○23番（遠山智恵子君） 金額だけ言ってください。

○教育部長（井橋貞夫君） 御質問のあるように、藤代小学校の放課後子どもクラブは、他の子どもクラブに多く職員を配置しております。ただ、トイレの見守りだけの職員の配置は行っておりません。トイレの付添いは放課後子どもクラブの支援員、勤務している支援員全員で対応しておりますので、そのトイレの付添いだけの——で配置した報酬を金額を算定するのは困難と言えます。以上です。

○23番（遠山智恵子君） 年間、年間……

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） （続）年間にして大体100万。そしたらもう10数年たってるということは、もう相当、もう1,000万超えてるんですよ。それは担当課と打——打合せというか前もって相談して話してきましたよ。それを考えれば、トイレはすぐつけられるはず。

〔澤部議会事務局次長ベルを3回鳴らす〕

○議長（岩澤 信君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 市長、よろしくお願ひします。子ども政策室。そこでやっ
てください。

〔笑う者あり〕〔発言する者あり〕

○議長（岩澤 信君） 最後に、佐野太一君。〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 日本共産党、佐野太一です。何かとっても雰囲気が——大丈夫で
す。〔笑う者あり〕

○6番（佐野太一君） 最後になりますので、皆さんお付き合いお願いいたします。あと、
今日このような天候と時間にもかかわらず、傍聴にお越しく下さいました皆様、本当にあ
りがとうございます。あと、今回の一般質問では、思いもよらず一番最終日の最後という
質問になりましたが、この間落ちつかない日々をずっと過ごしておりました。最後の質問
者としてしっかり務めさせていただきますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い質問をいたします。まずは、農業の現状と展望についてです。前
回の一般質問でも農業の問題を取り上げ、活性化について質問いたしました。現在多くの
農業者は、物価高騰による影響や価格の問題、高齢化と後継者不足などで、次世代の農業
を諦めている方が大変多い状況です。耕作放棄地なども増加しており、農地面積の減少が
進んでおります。農業者の方からお話をお聴きしますと、それぞれの御事情があり、一概
に一つといえるものではありませんが、それでも農業者の皆さんはこれまで引き継いでき
た農地をできることなら守っていきたいというお気持ちは、多くの方から感じ取ることが
できました。そこで今、様々な危機にさらされている農地について、現状や展望をお聞き
したいと思ひます。まずは、一つ目の質問です。昨年4月の農地法の一部改正により、農
地取得時の下限面積要件の廃止から間もなく1年となりますが、現在のその影響について、
お伺ひいたします。

〔6番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。農業委員会会長、倉持光男君。〔農業委員会会
長 倉持光男君登壇〕

○農業委員会会長（倉持光男君） 佐野議員の御質問に御答弁をいたします。質問のと
おり、令和5年4月1日から農地法の一部改正により、農地を取得、借地借入れするための
各要件のうち、下限面積の要件が廃止されました。農地法第3条第2項第1項から第7号
において、農地を取得するための要件の規定がされており、農地の全て効率的利用や農機
具の所有状況、農作業従事日数などの要件がある中で、第5号において、許可後の農地取
得面積が50アールに達しない場合の要件がございましたが、この50アールの下限面積要
件が廃止されたところでございます。昨年の4月1日からの農地法の改正でございますけ
れども、事前にその情報は私どものところにも伝わってまいりました。ですから、昨年
の1月1日の年頭の挨拶の中で、全ての農家の方に、これから大変なことになりますよ
うことで、農業委員会報で私がそれを周知したところでございます。もし御覧になりたい

方は、農業委員会事務局の前にございますので、向こうへ行って、来年——去年のやつを見せていただきたいということであれば、誰でも御覧になることができます。そのようにして、この農地法の改正は、長年、農業委員会の農業委員の職にある私の中でも、極めて重大な改正であると認識をいたしました。ですから、先ほども申しましたように、農業委員会報第108号で取り上げさせていただき、農家の皆さんに周知させていただきました。今回の改正により、新たに農業を始めたい方や、小規模な農業者も農地を取得しやすくなり、農業への参入がしやすくなることから、新規就農者の増加や兼業農家も増え、新たな農業の担い手の育成につながり、多様な農業を担う者が増えると考えております。また、新たな農業者が増えることで、遊休農地の解消にも期待ができると考えております。この改正により、農地法第3条は、農地を農地として所有権移転するための許可申請であり、許可を受けて新たな——新たに農地の所有者となった者が農地を永続的に耕作するかどうか、また資産保有目的での申請ではないか、無秩序な乱開発につながらないかなど、許可権者として先行きを懸念するわけでございます。農業委員会といたしましても、改正前から新規就農に対する考え方は、総会前に行う小委員会に出席してもらい、営農計画や農機具の所有状況、農業経験などの確認を取り、さらに担当農業委員による現地確認や聞き取りなどを行い、慎重に対応してまいりました。なお、実績としては、改正後から現在までの許可件数は5件、合計面積は約4,000平方メートルで、全て個人による家庭菜園としての権利取得でございます。以上のことから、現時点では心配していたような案件は申請されておられません。今回の改正により、小規模の農地を取得する者には、これまで以上に慎重な審査や聞き取りを行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 会長の中でも極めて重大な改正と御認識があると、お伺いいたしました。私も同様に、この件いろいろ調べさせていただいたんですが、危機感を感じております。メリットがある一方、懸念される方——ことも多々あるというお話でしたが、改正前から新規就農者への厳重な確認や慎重な対応を行っていただけるということ。そして、現在までの許可件数や面積は少なく、心配しているような案件は現在申請されていないということで、ここはひとまず安心をいたしております。今後、農業者の状況も変わっていく中で、取得に関して、これまで以上に慎重な審査、そして聞き取りをやっていただけるというお話を聞きましたので、新たな懸念材料が今後出てくるかもしれませんが、ぜひともお願いをいたしまして、ここはこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の農地を守る施策についてお伺いいたします。今の現状、農地を守る施策、どのような状況になってますでしょうか。お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 佐野議員の御質問、農地を守る施策について答弁させていただきます。農地の確保と適正利用を目指し、国においては、農業振興地域の整備に関する法律の見直しを進めてられております。また、農業経営基盤強化法促進法も改正され、各自治体に地域計画の策定が義務づけられています。この二つが今後農地を守る

施策に大きく影響されてくると思っております。市では、昨年よりこの地域計画の策定に取りかかったところです。この計画は、将来の農業の在り方を地域内で話し合い、町を荒廃させることなく、どうやって守っていくかを地域の皆様に話し合いをして決めていくものです。具体的にはどこの農地は誰が耕作していくかといった未来図を策定することになっております。各地域の大規模農家に離農するによる農地を託していき、そのエリアを地図で色分けして、将来の耕作者を明確にすることを目的としています。より効率的に営農できるように、農地の交換も視野に入れた集約を議論しているところです。計画を早期に策定することにより、農地を守る施策の基本部分を確立させていきたいと考えております。また、農地を守る施策として、現在、実質的に取り組んでいる事業としては、多面的機能支払交付金があります。これは、農業者及び地域住民で構成された組織が行う農地・水路・農道などの保全管理や、農業施設の長寿命化を図る活動等に関して補助を行うものです。現在、市之台・貝塚・上高井・下高井地区・上萱場地区・下萱場地区・浜田地区・神住地区が、主に田畑周りのあぜ道や水路脇の草刈り、用排水路等の泥上げを地域で行う保全管理活動を実施しております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。農地を大規模農家に集約していき、離農による農地荒廃にならないように、農地を農地で継続するという観点からは理解できませんが、しかしながら、本来は現在の農業者が離農せずに農地を自身で継続していく、農地を守るということは、農業者を守ることにつながります。大規模農家への集約という国の農政に準じるだけではなく、家族経営、兼業農家への離農せずの施策も必要だと考えます。そして、多面的機能支払交付金など、現在執り行っている支援は、現状を維持するための施策としては大変重要なことですので、ともに、これを併せて取り組んでいただきたいと考えています。例えば、そのためには私思うんですけど、これ学校給食を介在した取組で、取手のより安全安心に特化したお米の使用を促進していくというのはいかがでしょうか。有機栽培米や特別栽培米などを学校給食に使うという目的を持った栽培の支援を図っていくことで、農業者のモチベーション向上を上げていく、こういったこともできるのではないのでしょうか。こちらをぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。今、学校給食での使用ということでお話をいただきました。取手市内の給食については、取手市産のお米を使用して学校給食で使っております。またその中で、今言った特別栽培米というようにお話をいただきましたけども、以前にも議員の皆さんからこの件については御質問がございました。今、市内で特別栽培米等を生産している農家さんはいない【「特別栽培米等を生産している農家さんはいない」を「特別栽培米を作付を行っている農家が少ない」に発言訂正】状況です。ですので、そういった取組についても今後はいろいろな関係部署と協議しながら進めていきたいと考えておりますが、今現在では学校給食での使用というのはちょっと難しいという状況です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 今すぐには難しいと思います。ただこれ始めないとスタートできない、始めるきっかけは、あるときは必要だというふうに考えますので、ぜひぜひ早急な御検討を始めてみていただきたいと思います。そして、農地を守る施策という部分では、一つ懸念してるところがありまして、これぜひお聞きしたいんですが。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） ちょっと画像悪いんですけど、営農型の太陽光発電についてなんです。例えばこれ農地の上にこういった形の太陽光発電、こういうのもそうですね。あと、こういう感じ、形はいろいろあるんですけども、今、営農型の太陽光発電での農地転用を目的とした農家への営業やチラシ配布が盛んになっております。主に畑が中心の農地転用ですが、田んぼでもできなくはないという中で、本来の農地としての転用が太陽光をメインになり、本当に農地を守っていけるのかと不安を感じております。この件についての現状とお考えをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 農業委員会会長、倉持光男君。

○農業委員会会長（倉持光男君） 御質問に御答弁をいたします。営農型太陽光発電設備につきましては、議員ご承知のとおり、パネルの下で営農を継続しながら、支柱部分等のみの面積を3年以内の一時転用扱いとする農地転用でございます。審議に当たっては、通常の農地転用許可基準や農水省局長通達に基づき、太陽光発電と営農が継続的に行われるよう、厳正に審査を行い、許可要件をクリアした案件については、許可をしております。また、許可後は毎年2月末までに営農状況報告の提出が義務づけられており、さらには農地パトロールにおいて農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で現地の確認を行い、許可どおりに行われているか厳重にチェックをしております。先ほど出たチラシの話でございますが、先日、私のうちにも農地を貸してください、売ってくださいという形で、東京のほうの業者が新聞折り込みなども入れております。なかなかこれから大変な時期への50アール要件の撤廃に伴って大変な状況にもなってくるのかなというような気がしております。なお、当市におきましては、先ほども申しましたように、厳重にチェックをしておりますので、許可の実績につきましては、現在までに営農型の案件は4件の許可をしております。一時転用面積は合計で約21平米でございます。本当の僅かですから、足元のところだけです。あと2件は許可は受けていますけれども、まだ工事に入っていないということでございます。メリット・デメリットでございますが、営農型太陽光発電設備は、環境に優しい再生可能エネルギーの活用が図られるだけでなく、農家にとりましても売電による所得向上が期待でき、また太陽光パネルを設置していない状況と比べ、日陰ができることにより、炎天下での農作業が軽減されたり、土壌の乾燥が防げるため、散水作業が楽になるなどのメリットがあります。しかし一方で、一時転用であるため、3年ごとに更新の許可手続ということ、農作物の収量確保や品質の低下、農作業の効率性の低下といった農業上のリスクに加え、近年、再生可能エネルギーの買取り価格の低下に伴う投資回収リスクもあることから、農家が一步踏み込めない状況にあると推察いたします。当委員会といたしましても、設置の相談や許可申請の手続といった点について、農家をサポ

ートしていればと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） やはりこちらでもデメリット・メリットがあるということでは、委員会での厳正な審査や厳重なチェックをしていただけるということで、今のところひとまず安心いたしました。しかし今後どのようなリスク、広がっていくのか、まだ予想できないことも起こりうる可能性もございますので、リスクがある点なども踏まえて、条件に合った農業者がいれば、メリットを生かすための御相談やサポートなどを引き続きお願いいたしまして、全体的に農地を守るということについては、もう少し本当は突き詰めていきたいんですけれども、今現状、国政に準じた農地の集約ということを中心に、今の取手の農政、動いておりますので、またこの件は引き続き、またやらせていただきたいということで、こちらの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、防災対策についてです。1つ目ですが、茨城県地震被害想定調査結果というものが公表されています。今回の議会では、皆さん多くの防災問題取り上げておられて、この調査結果の話も出ておられますが、これについての本市の検証について、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは佐野議員の御質問に答弁させていただきます。先ほどおっしゃってくださったように、石井議員の御質問のときにも答弁させていただきました部分と一部重複してしましますが、改めて答弁させていただきます。茨城県の地震被害想定につきましては、茨城県において平成4年度から平成9年度にかけて、県内の地震における被害想定調査を行い、平成10年3月に公表されて以降、長い間、見直しが行われておりませんでした。しかし、東日本大震災によって、茨城県でも甚大な被害を受けたことや、内閣府による南海トラフ巨大地震、首都直下地震を対象とした最大クラスの巨大地震モデルの検討、そしてその被害について検討が重ねられているような背景から、茨城県の人口分布や建物の分布状況、そしてインフラの整備状況などを踏まえて、平成28年度から平成30年度にかけて、新たに見直しを行い、その結果を茨城県地震被害想定調査報告書として公表されました。この報告書によりますと、茨城県で大きな被害をもたらすおそれのある地震としましては、7つの地震を想定しておりますが、その中でも特に取手市に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震は、茨城県南部地震となっております。この茨城県南部地震において想定されます具体的な被害につきましては、人的・物的被害ともに茨城県でも公表しているほか、取手市地域防災計画の震災対策編にも掲載しているところでございます。また、令和4年度に更新いたしました取手市総合防災マップにおきましても、新たに掲載いたしました揺れやすさマップや液状化しやすさマップ、こちらにつきましてもこの茨城県南部地震を想定したものとなっております。この調査結果の利用におきましては、必ずしも想定どおりの地震が発生するとは限らないことや、ここで想定される地震以外にも甚大な被害をもたらす地震が発生する可能性があるということに留意しながら、また近年各地で発生している地震による被害の教訓を踏まえながら、取手市としての防災行政を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 具体的な取組というか、対策——報告書を受けての取扱いについてというのは分かったんですけども。対策・対応という点では、調査結果の反映や掲載など、例えば総合防災マップへのデータ利用という感じでしょうか、それがちょっと多いというふうに受け止めています。この被害想定調査結果は、ほかにはもう少し役に立っていなかったか、検証をしていないか。例えば、避難所や避難経路の見直し、避難所の増設、新たな設定・行動などの見直しに影響は及ばなかったでしょうか。大変、被害が壮大ですごく驚いたんです。これだけの被害が出るんだなという中では、その影響の取組というか、この影響を及ぼさなかった点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。茨城県の地震被害認定調査報告書を受けまして、市として対策や対応が独自にありますかという御質問だと思います。市としましては、調査報告書内に記載されている被害想定を基に、ハザードマップへの反映であったり、地域防災計画への掲載などを行うことによって、市民の方に広く、情報の発信という意味で、県の調査を受けて情報発信することが市の役割かなというふうに感じておりまして、そういった周知を行っているところでもあります。また、自主防災組織であったり、自治会そのほか各種市民団体の要請に応じまして、これは先ほど来からもお話をさせていただいてるんですけども、いろんな出前講座なんかもあるんですけども、そういったところでも地震に関する一般的な対策であったり、対応について、お話をさせていただいているということがございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 調査報告書を受けて、ハザードマップの転用ですとか、これだけ広いことが起きますよという資料を基にした講座などについては分かるんですけども。例えばさっき私が言いましたような、例えばそれを受けての市民の方の行動変容、こういった行動を変えなければいけない、見直さなければいけないという検証がもう少しなされていけばいいかなというふうに感じました。ここはちょっとまた改めて突き詰めていきたいと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

次、指定避難所の課題について、今現在の置かれている指定避難所の課題について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。取手市の災害時における指定の避難所——避難所の指定につきましては、地震における震災と水害では異なってます。水害時の避難所につきましては、基本的には浸水想定区域外——これは高台でございんですけども、そちらの施設となっております。市内でも地区によっては指定避難所まで距離があって、避難するのに時間を要するというお話もよく聞いております。避難後の安全面ということを第1に優先することから、水害時には高台への避難を呼びかけているというところでございます。また避難先の選定に当たりましては、避難所へ避難するということがこれは全てではございません。先ほどの答弁もさせていただいた中には、御親戚や友人

の知人のお宅に身を寄せるとか、それぞれ避難する方によって避難の方法というのは様々かなというふうに思っています。また避難所までの避難方法についても、避難先の選定と同様に、避難先までの避難方法を考えたり、各地域で協力しながら避難方法の体制を整えたりするなど、自助共助の範囲での防災の対策というのが非常に重要なところだと認識しています。本市としましては、先日の住民避難避難所開設訓練において、初めてバスの避難所の輸送訓練を実施したところもありますけども、実際の災害時には、災害の規模であったり、避難者の数もそれぞれ違います。どこまで必要性があるかということについても、今後検証してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 今、お話をお聞きしたんですけども、課題ということなんですよ。避難所の御説明としてはよく分かったんですけども、今置かれている問題点とか今指定避難所が抱えている課題というものを、もうちょっと具体的にお聞かせいただきたいんですが。ちょっとそこを含めて、避難所の運営についての今現在の細かいマニュアルというものについて、教えてください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。避難所における運営避難場運営マニュアルというものがありますけども、そのマニュアルについて御説明させていただきますと思います。避難所の運営におきましては、行政担当職員及び避難者で行っていくことが、これは原則になってます。避難所、取手市避難所運営マニュアルにおいては、それぞれの立場の方がどのように避難所運営に携わっていくかについて記載がされております。例えば、避難所における避難所運営委員会の設置が挙げられます。これは避難所運営を円滑に行っていくためのもので、行政担当職員を初めとし、自主防災会組織、また自治会、町内会の役員、避難者の代表などを構成員とした委員会となっております。またマニュアルの中では、避難所運営に必要な運営班の設置であったり、具体的な業務内容についても記載がされております。しかしながら現在の取手市避難所運営マニュアルでは、運営委員会メンバーの人選であったり、各班の班編成などについての細かい規定というものが定められて――規定がない状況でございますので、必要に応じて、今後マニュアルの見直しとか、更新についても検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 運営――避難所運営委員会、設置されるということで。今、例えばさっきの課題なんんですけども、まさにこの運営委員会のメンバーの人選や各班の編成について細かい規定がない状況、これも一つ課題ではないでしょうか。実際にやはりこれが、震災が起きたときに、これを細かく決めていくということであれば、やはり時間がかかる。ほかにもやることがたくさんある中で、やはりこういった部分をしっかりと細かい規定をつくって決めておくということは、事前にやることとしては十分なことなんではないかと

いうふうに思います。それで、この課題に通じてなんですが、水害対応の指定避難所がございませぬ。これもお話いろいろ出てますけれども、藤代地域からは大変距離がございませぬ。例えば双葉自治会を一つ起点といたしますと、時間調べてみたんですけれども、車だともどこも大体20分から30分ぐらいでは到着するものの、これ有事ではもっと時間かかるかもしれません。あと、徒歩——車を使えない——本来、車の移動というのは推奨してないんですけれども、徒歩で避難所に向かうとなると、水害の避難所に関してはどこも2時間から3時間ぐらいかかる推定なんですよね。これも有事ではもっとかかるかもしれません。この状況での避難、今の現状を踏まえてどうお考えになりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。藤代地区はほぼ浸水想定区域になります。やはり高台のほうに避難するということになりまして、当然時間もかかります。徒歩でいくのはなかなか難しいかなと思います。ただ、やっぱりその安全面ということ考えた場合に、やはり最終的には、やはり高台のほう、少しでも高いところへ逃げていただくというのは、これが原則ですので、そこは引き続き、我々もその方針は曲げずに、高台のほうへ避難していただく。それもやはり、避難するタイミングなんですけれども、やはりその早め早めの避難を促すことが非常に大切かなと思ってますので、そういったところも十分認識しながら、避難指示を避難——高齢者等避難であったり、避難指示の発令していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これに関しては、ほかの方からも質問があつてそのような御答弁もあつたというふうに受け止めておりますが、やはりいろんな環境や身体的な状況もいろいろ皆さん異なる中で、早めの避難といつても、やはり歩いていくのに2、3時間、これをやはり全員に避難してくださいというのは、なかなか無理があるかなというところが否めませぬ。ここを少し検討を再度深めていただきたいということで、ここは質問を終わらせていただきまして、次に参ります。

続きまして、防災について——ごめんなさい、指定避難所のペットスペースについてです。先月、これにつきましては、安全安心対策課職員の方と教育委員会の職員の方に御同行いただきまして、指定避難所になっている4か所の学校施設を視察させていただきました。寒くて、大変、雨風のある最悪のコンディションの中で、御同行いただきましたことは大変感謝しております。皆様、本当にありがとうございます。コンディションは最悪だったんですが、ただこの雨風がかえって都合が、私にはよく、コンディションの悪い日を想定した視察ができましたので、それはすごくよかったです。当初、お聞きしていただきました指定避難所でのペットスペース、要するにペットを連れてきた方が、そのペットを置かれる、ペットの避難場所というんですかね。あらかじめ決まっていなくて、災害発生時に指定避難所が開設された時点で決めるというふうに事前にお聞きしておりましたが、これについても、私自身は疑問を持ちながら視察に行ったんですけれども、いつ設置場所を決めるという次元ではなく、視察したほとんどの学校に設置できるスペースがないという事態

がございました。まず、写真を。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） 例えばこれ、ある学校の渡り廊下というんですかね。体育館と校舎をつなぐ廊下の部分、これ例えば晴れていれば、ここですよという話にもなったかもしれないんですけども、実際これ雨が降ってみるとビショビショ。雨風——雨が降って入ってくる、濡れている状態、こういった感じです。また、体育館から校舎への移動の導線にもなってますので、ここに動物たちを置くということにはちょっと不都合があるかなというふうにも考えます。ほかをこの学校の場合見てみたんですけど、屋根がついているスペースが一つもないんですね。一つもないということは、ここに動物は連れていけないということで、唯一見つけたのがこれ、プールの更衣室だった場所です。これこういう感じなんですけど——ごめんなさい。こうですね、これ今使ってないんですよ。だから実際、これ使えるかどうか分からない。想定してペットを置くための場所としてきれいにしたり修繕するという予定もないということでしたので、これが実際使えるかどうかということも分からない状況ですよ。ほかにも何か所か見ました。屋根が比較的ついてる場所を選んで写真撮影してきましたが、やっぱり横風が吹くと下がこういう状況、これ上、屋根ついてるんですけどね。こういったやはり渡り廊下的なものがあるって、何か若干手前のほうには吹き込んでないんですけど、外側吹き込んでくるところが多い。ここもやっぱり導線になっているところが多くて、やはり何か今後、学校が再開したときとかに、ここに動物が置かれていいのかという問題もあるので、ほかにもというふうに見たところ、これ、やはりこれ体——プールの更衣室なんですけど、これもやはり現在使われてないし、これ改築ですか、何かいずれ、取り壊されるような予定もあるということだったので、ここも実際想定にはできないということでした。これ、駐車——駐輪場ですよ。これ唯一屋根についてて雨風吹き込んでこなかった。これは唯一の場所だったんです。ただ、ここを使ってしまうと、学校が再開されたときとかにどうかと、駐輪場がないという問題にもなります。ただ私としては、一番問題というのが、やっぱり災害発生時から3日間ぐらいの状況だと思うので、まだ学校が再開されない時点が一番問題だと思うんです。こういったたくさんさんの駐輪をどこに止めるかという問題も含めて、やはり優先的にという、やっぱり命をつないでいくというところの観点から見ていただきたい。ここもちょっと使ってない校舎の一部なんですけど、向こう側に見えるのが教室なので、ちょっと教室がやっぱり近すぎるとか、こういった問題があります。こういうところもやっぱり動線になっていたりということで、正直言ってちょっと難しい。これ最後、ある小学校なんですけど、ここは1か所も屋根がない、全く屋根のある場所がないということで、ここはもう検討にもなりません状態でした。ほかにもこういった形で通路があるものの、やっぱり雨が吹き込んでくるというような状況、あと動線で人が出入りがするということで、動物をここに置いておくことができないという状況がよく分かりました。ありがとうございます。ということも踏まえまして、これを正直驚きました。取手市では同行避難というのを認めているんですよ。ですが、これほかの自治体ではまだ同行避難できないところもある中、取手は大変進んでいる、これも大変すばらしいことで、私はこの先の同行避難から同伴避難を目指して

いるんですけれども。ですが、防災マップなどにも記載されています、今回、同行避難できるこの防災のこれにも、同行避難のページがあるんですよ。きちっと。同行避難できますよと。どこだっけな。あるんです。内容を見るとやはり、どうしてもそれを見た方は、この指定避難所にはペットを連れていけるんだという状況を理解されている方がほとんどなのではないか。でも蓋をあけてみると、こういった現状であると。二つ指摘します。一つは、現状が全然、置く場所、ペットのスペースがないという以前に、全避難所のペットスペースを、なぜ事前に確認しておかなかったのかというところですよ。同行避難を決める時点で、ペットスペースというものをしっかり確保しておく。どこにあってどこにないか。行けるといけなところをしっかりと分けておくということは、これ完全に必要だったのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。避難所におけるペットに飼育環境が整っていないということにより、避難所への避難を諦め、被災者が危険な家屋から避難をしないとといった事例も聞き及んでおります。そのため、指定避難所におけるペット飼育スペースの確保は、重要な課題だと認識はしております。今、議員、佐野議員もおっしゃってくれましたけども、去る2月22日でありました、本当に非常に寒い雨の降る中、曇りの降る中で、災害時の指定避難所である久賀小学校を初めとする四つの学校施設を教育委員会の職員と我々安全安心対策課の職員で視察をしました。ペットスペースの設置については、実際の災害時におきまして、避難所を開設した場合には、その災害規模であったり、収容人数、避難者と同行するペットの数によってこれは柔軟に対応していく必要があるのかなと考えております。今回、4つの指定避難所を視察する中で、施設の構造上、雨風をしのげる場所の確保が難しい施設があったということも認識しています。今後、今回施設——視察確認した避難所以外の指定避難所についても、我々のほうで全てちょっと確認していきたいと思っておりますので、またその対応について御報告させていただければなというふうに思っています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひお願いいたします。現在の状況ですと、指定避難所にペットを連れて行けるといえないという状況で止まっています。確認して、どこの学校には、どこの施設には連れていけるのか、連れていけないのか。ただこれ連れていけない施設が多くて、連れて行けるといえないと、そこに集中してしまうというような可能性もありますし、今現在の周知ができるという周知をされている以上は、もし今すぐ何か災害があった場合には、指定避難所にペットを連れて行かれる方が実際におられるということを踏まえて、これ本当に早急の問題として取り上げて検討していただきたいということをお願いいたします、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、市のナッジ理論の取組についてということを取り上げさせていただきます。お願いします。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） これナッジ理論というのを、あまりなじみのない方もいるかと思

いますので、少しだけ御説明させていただきますと。ナッジとは、人々が自分自身にとってよりよい選択を自発的に取れるように手助けする政策手法というような、これだけでもちょっと分かりにくいところもある。もともとは肘で小突くとかそっと足を後押しするという意味があって、そんなに新しい話ではないんですけれども、例えば、例を挙げますと——例えば例を挙げますと、トイレに入るとききれいに使っていただきありがとうございますとかというシールとかが張ってあったり、ATMやエスカレーターなどにある立ち位置を示す足方のシールだとか、例えば、コロナ時なんかには、アルコール消毒を誘導する矢印みたいなもの、こういったものがナッジの効果があるというふうにいられています。これは御意見いろいろあるかと思いますが、路上の放置自転車がが増えてしまったため、そこに「ここは自転車捨て場です。ご自由にお持ちください」という貼り紙をしたところを、放置自転車の数が圧倒的に減ったという事例があって、これもナッジ効果を利用した事例だといわれています。そこで、お聞きいたします。本市では、現在ナッジを応用した取組はどのようなものがありますでしょうか、お知らせください。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。市の取組状況ということで、今議員から解説いただきましたけれども。ちょっとしたきっかけの提供、あるいは仕組みの改善、あるいはプロセスのちょっとした変更、そういったことをすることで、利用者の方々の行動変容をちょっと後押しする、そういったことかなと思います。庁内におきましても、このナッジ理論も含めて、事務改善というのを常日頃からやっております。庁内で様々な工夫をこれまでもしております。ですので、そのナッジ理論を最初から意識してやったことではないかもしれないものも含めまして、例えばその保健指導の案内状を封書でお送りする際に、やはりなかなか開封されずに放置されてしまうケースが多いというような中で、封筒に少し大きく目立つように、必ず開封してください、大切なお知らせですというようなメッセージを表示するようにしたところ、開封していただく率が上がったり、それから健康診査の会場、健康診断といってしまうと、正確には健康診査ですと担当に言われるので、健康診査の会場で、足方のマークを床に張りつけまして、次にどこに行けばいいかというのをきちんと目に見える形で動線を整理をして、利用者の方が迷うことなく、次のプロセスに進めるようにというような工夫をしたりというようなことをやっている例がございます。また取手の場合はアートのある町、壁画のある町ということで取り組んだ壁画があるんですけれども、この壁画も都内などでは、その落書きをされてしまっている、ガード下の落書きを消して、そこに壁画を書くことで、そのあとの落書きが減ると、なくなるというような効果を含んでいるというようなこともありますので、取手においてもこの壁画というのも一定の何かそういった効果があるのかなというふうに思っております。以上です。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ナッジを意識しないまでも、いろいろとそういったナッジに効果がある取組をされてたということは、理解させていただきました。

ぜひ私、こういった取組をちょっとしっかりとやっていただきたいんですよね。この取組の大きな利点は、何せのお金がさほどかからないという点なんですよね。何か新しいことを提案しますと、やっぱり財政とかお金の問題というのが懸念されることが多い中で、これはちょっとした本当にアイデア、ちょっとしたきっかけというものを、やっぱり考えて、自ら職員が動くより、市民の方に動いていただいているというようなことで、これ様々なアイデアがまだまだ眠っていると思うんですよ。ぜひ、もし提案なんですけど、各部各課などに広げていただいて、また市役所などでナッジの取組のコンテストなどを開催して、各部ごとの、1課1つ出すとか、何かこうやっていただければ、より効果の高い取組の発掘につながっていただければと思います。こういったことも、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。市役所の業務としては、やはり市民サービスの向上というのが一番大きなものでございまして、常日頃からそれを意識した取組を各職員が行っております。ナッジ理論というの、様々なマネジメント理論ですとか、あとそういった改革改善理論の中の一つの手法かと考えております。取手市におきましては、以前から行政評価システムというものを取り入れてございまして、いわゆるPDCAサイクル、常に業務を見直して、改革改善につなげるという視点で取組を行っております。ですからナッジ理論というのも一つの視点としてはあるんですけれども、全職員が常日頃からそういった取組をしているということで御理解いただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。ナッジということにとらわれず、ちょっとしたアイデアを使って、やはりお金をかけずに何か取り組んでいただくという仕組みをやはり広げていただくということをお願いしたいと思っております。

そこで、次の質問に入らせていただきます。このナッジのこの代表と言える取組がありまして、これイエローチョークという策——ものなんですけれども、これ何度も一般質問で取り上げ、過去にやられて、取り上げていただいて、昨年も落合議員が取り上げられました。実際に行っているともお話しされていましたが、私もその1人です。ですが、あまり市民には浸透していないなというふうにも感じているんです、この取組。そして、今回お話をしましたら、いよいよ環境対策課のほうも動き出していただけたようでございまして、リーフレットを作成していただけたんですよ。〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） こういう感じの、まだちょっと急いでつくっていただいたということで改良点もあるかと思いますが、そもそもイエローチョークというものを知らない方には、今ちょっと時間の都合上、御説明をしている時間がないんですが、とにかくそのふんのふん害、これをなくしていこうというところから始まった取組なんです。ただこの取組については、様々な影響というのがございまして、これもナッジの観点から見直しますと、イエローチョークの取組というのは環境美化、あとふんの後始末の問題だけではなく、住民自らが選択して行動する社会的取組を行政が下支えして支援できる代表的なものということが言えます。このナッジ理論ということにはこだわらずで結構なんです、このイエローチョーク作戦、ぜひ私、本当に広げていきたいな、周知していきたいなというふう

に思うんですけれども。担当課の意気込みをちょっとお伺いさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。イエローチョークによる取組事例という御質問になります。イエローチョーク作戦については、京都府宇治市で発案された作戦が、犬のふん害が——対策に効果的であるとのことで全国的に広まり、当市でも取り組んでおります。市では、犬のふん害に困っているという相談があれば、イエローチョーク作戦を案内しております。相談者には、イエローチョークと概要の説明書を渡して、取組の方法を説明してから取り組んで頂いている現——状況です。イエローチョーク作戦のご案内後、取り組んだ方からふん害が改善されたというお声をいただいていることから、一定の効果があるものと考えております。また、イエローチョーク作戦実施に伴う路面へのチョーク記載等の苦情もない現状です。この取組の肝腎な部分は、手軽に改善効果があるとともに、他衛よりコミュニケーションによる自衛にあると考えております。人の目があることを意識させることでふんを片づけないといけないと、飼い主の意識に働きかけるだけではなく、地域住民で取り組むことで、コミュニティーの活性化が——すると考えております。このイエローチョーク作戦の周知方法については、令和5年第4回定例会において落合議員からも御提案を受け、見直しを進めたところです。今後は、地域住民が自主的にイエローチョーク作戦に取り組めるよう、今ご紹介いただいたリーフレットの作成、ホームページに掲載するなどを行っていきたいと考えております。また、市民が取り組みやすい環境整備を行い、引き続き市としてイエローチョーク作戦の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ちょっと意気込みというような形で、これをお聞きしたかったところなんですけど、しっかりやっていただけるということで受け止めております。

〔チャイム音〕

○6番（佐野太一君） このイエローチョークなんですけども、これ防犯対策ということも非常に有効的なんです。実際、京都市では空き巣や性犯罪の発生箇所とイエローチョークの印をつけている部分の箇所が一致するというような結果が出ています。イエローチョークは町内パトロールというような意味もあって、常に見られてますよということが多くの方への抑止力につながるということを注目すべきだと思います。1つ最後に言っておきたいんですが、ふんの置き去りは犬には全く責任はありません。100%飼い主の方の責任です。ですので、この飼い主の方のモラルの認識再認識と防犯対策、そして環境美化の向上という良いことがたくさんありますので、今後とも本市で市民、こういうのをやりたい、進んでやっていきたいという方をぜひバックアップしていく、下支えしていただくということをお願いして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 1点、訂正をお願いしたいと思います。佐野議員

の御質問で、農地を守る施策の御質問の中で、特別栽培米をつくっている農家がないと答弁しましたが、特別栽培米を作付を行っている農家が少ない、という形で訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

以上で佐野太一君の質問を終わります。

以上で通告された一般質問は全て終わりました。休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 再開いたします。ここで根岸裕美子さんより発言を求められておりますので、この際これを許可します。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。昨日の私の一般質問の中で、費用も水増しにはなると発言いたしましたが、費用もさらにかさむという意図での発言ですので、そのように訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長はただいまの訂正を許可します。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。お時間いただきましてありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ここでお諮りします。本日、赤羽直一君から、発言取消し申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、赤羽直一君の発言取消し申出書の件を——申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、赤羽直一君の発言取消し申出の件を議題といたします。本日、赤羽直一君から、3月1日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに、御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、赤羽直一君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。なお、御手元に配付した会議録抜粋のうち、発言取消し部分に関連する発言の波線部分も配布用会議録から削除いたします。

ここでお諮りします。本日、遠山智恵子さんから発言取消し申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題と議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、遠山智恵子さんの発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題といたします。

○議長（岩澤 信君） 追加日程第2、遠山智恵子さんの発言取消し申出の件を議題といたします。本日、遠山智恵子さんから、3月5日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取消したいとの申出がありました。お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、遠山智恵子さんからの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 時 分散会